

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成22年第2回幕別町議会定例会
(平成22年6月8日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
1番 中橋 友子 2番 谷口 和弥 3番 斉藤喜志雄
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告 (町長)
- 日程第4 議案第50号 工事請負契約の締結について（つくし学童保育所増築工事（建築主体））
- 日程第5 陳情第6号 「所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書」採択についての陳情書
- 日程第6 陳情第7号 沖縄・普天間基地の無条件撤去と道内への訓練移転を行わないことを要望する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第7 陳情第8号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第8 陳情第9号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第9 陳情第10号 「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第10 陳情第11号 「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成22年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成22年6月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 総 務 部 長 増子一馬
会 計 管 理 者 新屋敷清志 札 内 支 所 長 久保雅昭
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 堂前芳昭 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 佐藤昌親
総 務 課 長 田村修一 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
企 画 室 参 事 伊藤博明 糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄
こ ども 課 長 森 範康
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川 伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
1 番 中橋 友子 2 番 谷口 和弥 3 番 斉藤喜志雄

議事の経過

(平成22年6月8日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

- 議長（古川 稔） ただ今から、平成22年第2回、幕別町議会定例を、定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
1 番中橋議員、2 番谷口議員、3 番斉藤議員、を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から22日までの15日間といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

- 議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から22日までの15日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査報告書が議長宛に提出されていますので、お手元に配布してあります。
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第10号、幕別町土地開発公社、報告第11号、幕別町農業振興公社、報告第12号、忠類振興公社に係る平成22年度事業計画書及び平成21年度決算に関する書類がそれぞれ提出されております、お手元に配布してあります。
次に、6月3日、第61回北海道町村議会議長会定例総会が札幌市の、札幌市で開催され、私が出席いたしました。
この議案の抜粋をお手元に配布してあります。
後刻ご覧いただきたいと思えます。
これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- 議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成22年第2回町議会定例会が開催されるにあたり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
はじめに、子宮頸がんワクチン接種費用助成事業について申し上げます。
適切な時期にワクチンの予防接種を受けることにより発症を防ぐことができる子宮頸がんは、他のがんと異なりその原因が解明されている、唯一予防が可能ながんと言われております。

しかしながら、子宮頸がんワクチンの予防接種は、昨年10月に国がワクチンを承認いたしました。が、現在も予防接種法の対象とはされておらず、接種費用が高額なことに加え、医療保険の適用外でありますことから、接種の効果は示されているにも関わらず、普及が遅れている状況にあります。

今年度に入り国においては、予防接種法の対象とするかどうかの検討作業に着手され、また北海道は、国のワクチン承認に伴い、ワクチン接種を推奨するパンフレットを作成し配布するなど、子宮頸がん予防に向けた取り組みを強めております。

こうした状況を受けまして、子宮頸がんワクチンの予防接種を勧奨することにより、長期にわたり感染を予防し、未来を担う子どもたちの命と安全を支えていこうとの思いから、ワクチンの接種費用の助成を行うべく所要の経費を今議会に提案させていただいたところであります。

次に、マイマイガ対策について申し上げます。

5月に入り気温の上昇に伴い、一昨年、昨年に続き今年もマイマイガの卵の孵化が始まり、その対策について町民の皆さんから問い合わせが寄せられております。

町といたしましては、昨年、マイマイガの異常発生とともに、防犯灯の水銀灯をナトリウム灯やLED灯に交換することをはじめ、公共施設などに産み付けられた卵の除去、町広報誌による周知活動などに努めてきたところであります。

今年度は、異常発生を前にすでに防犯灯や公園内の水銀灯をナトリウム灯やLED灯に交換することや、取り残しの卵の駆除など対策を講じてまいりましたが、さらにその対策を強化するべく、所要の経費を今議会に提案させていただいたところであります。

次に、農作物の作況について申し上げます。

今年は春先の雪解けも比較的順調に進み、農作業等も予定どおりに進められるものと期待をいたしておりましたが、春耕期を迎えてからは、雨や曇天の日が多く、また、低温など天候不順が続きましたことから、農作業・生育状況ともに平年より遅れが生じている状況にあります。

6月1日現在の作況調査によりますと、秋まき小麦や馬鈴薯・てん菜といった主要作物で2日から5日、牧草やサイレージ用とうもろこしで1日から3日の生育遅れがあり、また、農作業のうえでも、植付けが終了したものを除き、豆類やながいもで2日から10日ほどの遅れがあるなど、全体的に遅れが出ている状況にあります。

こうした状況ではありますが、この先天候に恵まれ、農作物が順調に生育し、農作業等の事故も無く、稔り豊かな秋を迎えられますよう、心より願っているところであります。

次に、町営牧場の入牧状況であります。南勢牧場については5月24日より入牧を行い、現在のところ乳牛462頭、肉牛54頭、馬5頭、また、忠類地域の2箇所牧場においては5月19日より入牧を行い、2つ合わせて乳牛611頭、肉牛30頭、町営牧場全体では1,162頭が入牧を済ませているところであります。

今年は、南勢牧場、忠類地域の牧場ともに例年より入牧頭数が多い状況にありますが、今後の飼育にあたりましては事故などが起こらないよう、適切な管理に努めるとともに、適正な草地管理にも努めてまいりたいと考えております。

次に、口蹄疫対策について申し上げます。

4月20日に宮崎県において発生した口蹄疫については、その後、日を追うごとに感染が拡大し、国では5月22日、抜本的な対策として、発生農場から半径10km以内の牛・豚について、ワクチンを接種した上で殺処分すること、半径20km以内については早期出荷を促すことなどを決定したところであります。

その後、県西部のえびの市につきましては、6月3日をもって終息したものの、県東部については、なお沈静化に至っていない状況にあります。

こうした中、町内におきましては、役場庁舎や主な公共施設、農協事務所などに消毒槽を設置するとともに、畜産農家に出向く際の自動車や靴などの消毒の励行を行っているところであり、6月11日に開催を予定しておりました幕別町畜産祭りについても、安全性の確保の観点から中止をいたしました。

ところであります。

さらには、農協や家畜伝染病自衛防疫組合の取組みとして、畜産農家における畜舎や住宅周辺の消石灰散布など消毒の徹底や、関係者以外の農場内への立入制限などを呼び掛けるとともに、消石灰や消毒薬の無料配布を行うなど、町ぐるみで防疫対策を行っているところであり、何とか、このまま終息を迎えることができるよう、切に願うところであります。

また、今後のイベント等の開催につきましては、情勢を見極めながら、関係機関との連携を密に対応してまいりたいと考えております。

終わりに、町独自の緊急経済対策について申し上げます。

一昨年のリーマンショックに端を発した世界的な経済・金融危機による影響は、地域経済にも大きな影を落としており、本町にあっても依然、経済・雇用情勢は厳しい状況が続いております。

昨年来、国による大型補正予算を財源に、懸案でありました小中学校の耐震化をはじめ地域経済の回復を図るべく、効果的に予算を執行してきたところではありますが、町民のニーズをふまえ経済・雇用対策を的確に講じていくために、このたび、幕別町緊急経済対策として、公区から要望の多い道路補修ならびに小中学校のトイレの洋式化などを今定例会に所要の予算を計上させていただいたところであります。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで行政報告は、終わりました。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第4、議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第50号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第4、議案第50号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第50号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の18ページ、議案説明資料の16ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、つくし学童保育所増築工事建築主体であります。

平成22年6月2日、堂前建設株式会社、藤原工業株式会社、株式会社大野建設、加藤建設株式会社、株式会社佐藤、佐藤建設、株式会社萬和建設の6社により指名競争入札を執行いたしましたところ、6442万8千円をもちまして、株式会社佐藤建設が落札することになりましたので、同社の代表であります幕別町旭町24番地の45、株式会社佐藤建設、代表取締役佐藤富士雄氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成22年11月5日までの約5ヵ月、5ヵ月間を予定しております。

つくし学童保育所は、定員40人のところ、平成21年度以降、100人を超える入所状況となっており、後年次につきましても、当面の間、90人前後で推移すると見込まれておりますことから、本工事によ

る増築により、安全、安心な学童保育所運営が図られるものであります。

議案説明資料の16ページと17ページをご覧くださいと思いますが、16ページにつきましては平面図、17ページは立面図となっております。

工事概要であります。増築する建物は、木造平屋建て、延べ床面積は300.89㎡となっております。

内容につきましては、平面図にありますように、集会室・遊戯室・事務室・トイレなどを設けるほか、現在の学童保育所玄関部分が手狭であるため、新たに玄関を設置し、既存部分と渡り廊下で繋ぐ計画としております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

「陳情の付託」

○議長（古川 稔） 日程第5、陳情第6号、「所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書採択についての陳情書」から、日程第10、陳情第11号、「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書の提出を求める陳情書」までの6議件を一括議題といたします。

ただ今議題となっております、陳情第6号、「所得税法第56条及び関連条例、条項の見直しを求める意見書採択についての陳情書」、陳情第7号「沖縄・普天間基地の無条件撤去と道内への訓練移転を行わないことを要望する意見書の提出を求める陳情書」、陳情第8号、「地方財政の充実強化を求める意見書の提出を求める陳情書」、及び陳情第9号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」は総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第10号、「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の提出を求める陳情書」及び、陳情第11号、「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書の提出を求める陳情書」は、産業建設常任委員会に付託いたします。

「休 会」

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により明9日から、6月15日までの、7日間は、休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、6月9日から、6月15日までの7日間は、休会することに決定いたしました。

「散 会」

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月16日、午前10時からであります。

10：18 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成22年第2回幕別町議会定例会
(平成22年6月16日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1 会議録署名議員の指名

4番 藤原 孟 5番 堀川 貴庸 6番 前川 雅志

（諸般の報告）

日程第2 一般質問

会議録

平成22年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成22年6月16日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月16日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 16 大野和政 17 杉坂達男 18 助川順一
- 6 遅参議員
13 芳滝 仁
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 総 務 部 長 増子一馬
会 計 管 理 者 新屋敷清志 札 内 支 所 長 久保雅昭
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 堂前芳昭 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 佐藤昌親
総 務 課 長 田村修一 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
企 画 室 参 事 伊藤博明 糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄
町 民 課 長 川瀬俊彦 農 林 課 長 菅野勇次
商工観光課長 八代芳雄 保 健 課 長 境谷美智子
都 市 計 画 課 長 田井啓一 土 木 課 長 角田和彦
学 校 教 育 課 長 羽磨知成 税 務 課 長 姉崎二三男
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川 伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
4番 藤原 孟 5番 堀川 貴庸 6番 前川 雅志

議事の経過

(平成22年6月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番藤原議員、5番堀川議員、6番前川雅志議員を指名いたします。

ここで、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○事務局長（堂前芳昭） 13番芳滝議員より本日遅参する旨の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

○議長（古川 稔） これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定により、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員

○11番（中野敏勝） 通告に従いまして、高齢者施策について質問をいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2030年には65歳以上の高齢者の割合は全体の32%を占め、2055年には41%になると見込まれています。

日本の将来を考える際には、人口の3割から4割が高齢者であるという前提が必要になっています。一方、厚生労働省の調査によりますと、70代後半で71%、80代前半でも57%が介護医療を利用していない健康な高齢者が多いことがわかります。また、日本の高齢者は体の健康だけでなく、世界的に見ても高い勤労意欲を持ち、引き続き社会に参加していきたいという意欲が高いのも特徴となっています。

そこで、健康な高齢者が多いことを再認識し、加齢に伴う機能の低下を補いつつ、快適に暮らせる社会を実現すること、つまり若者や中年層を標準に考えてきた社会の仕組みを見直し、高齢者標準の構造へと変化させることが、これからの行政に求められることと考えます。高齢者にとってライフサイクルを通じて最も重要な社会基盤は医療です。その意味からも、特に予防医療に力を注ぐべきではないでしょうか。予防のためのメニューを厚くするとともに、きめ細かな対応によって、健診率の拡大を目指していくことが必要と考え、次のことをお伺いいたします。

- 1、65歳以上の高齢者の健康診断の受診率について。
- 2、過去3年間の介護医療保険を利用していない高齢者の実態は。
- 3、介護施設の待機者状況について、また居宅介護の現状はどうなっているのか。
- 4、高齢者の運転免許証の返納実態についてであります。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

高齢者施策についてであります。

ご質問の要旨にもありますように、我が国においては高齢化が加速的に進展しており、本町におきましても同様に、平成20年3月末で23.57%、平成21年3月末では24.13%、さらに本年3月末には24.65%と、毎年約0.6ポイント程度上昇いたしております。

このようなことから、さきに策定をいたしました幕別町高齢者保健福祉ビジョン2009におきましては、これからの高齢者は長年にわたって培ってきた豊かな知識と経験から、多面的な可能性を持つ成熟した世代と位置づけ、またこうした高齢者の保健福祉を社会で支える福祉文化の確立には、若年者を含めた社会の全構成員の共同の責任であるとともに、高齢者みずからの自己決定、自己選択、自己表現、自己実現によって成就されていくものと、まとめたところであります。

ご質問の1点目、65歳以上の高齢者の健康診断の受診率についてであります。各種がん検診の対象者につきましては、平成15年策定の「まくべつ健康21」の中で、対象者の率を定めておりますが、平成21年度における受診状況で申し上げますと、対象者3,063人に対し胃がん検診は773人で25.2%、肺がん検診は853人で27.8%、大腸がん検診は851人で27.8%、特定健診は911人で30.1%、後期高齢者健診は151人で17.2%の受診率となっております。

これは町が実施いたしておりますすべての健診の平均受診率と比べますと高い率とはなっておりませんが、国が推奨するがん対策基本法の中での受診率には届かない状況にあります。今後、健康診断に対する意識を高める啓蒙活動の徹底が必要と考えているところであります。

ご質問の2点目、過去3年間の介護医療保険の未利用者の実態についてであります。

介護保険から申し上げますと、ご承知のように介護保険は認定を受けていない方が介護の制度を受けることにはならないわけですけれども、それらを含めて総体の人数で申し上げたいと思います。平成19年度の第1号被保険者数は6,431人ですが、このうちサービスの未利用者は5,662人であり、その率は88%となります。同様に平成20年度は6,599人に対し5,775の方が未利用、87.5%であります。そして、平成21年度は6,756人に対し5,875人、87%となっております。

次に、医療保険を利用していない方の実態についてであります。初めに、65歳以上75歳未満の方につきましては、約8割の方が被保険者であります国民健康保険の実績によりますと、平成19年度は115人で4.1%、平成20年度は119人で4.4%、平成21年度は131人で4.8%になっております。次に、75歳以上の方につきましては、平成19年度は53人で2.0%、平成20年度は63人で2.3%、平成21年度は同様に65人で2.2%となっております。

ご質問の3点目、介護施設の待機者状況と居宅介護の現況についてであります。

介護保険施設の待機者の状況につきましては、介護保険制度の仕組み上、町民すべての状況を把握することは困難であります。町内の施設に関する直近の状況は、札内寮につきましては待機者98人で、そのうち在宅での待機者は29人、施設入所中での待機者39人、医療機関、入院中での待機者が30人となっております。また、老健あかしやにつきましては待機者33人、そのうち在宅での待機者8人、施設入所中での待機者2人、医療機関入院中での待機の方が23人となっております。

また、居宅介護の現状ですが、平成22年3月末現在の65歳以上の方は6,756人で、うち要介護認定者は1,125人、認定率16.65%となっており、そのうち居宅介護サービス利用者は603人おります。主な介護サービスの利用状況で見ますと、訪問介護利用者が261人、23.2%、通所介護利用者が293人、26%、通所リハビリ利用者は130人、11.6%、福祉用具貸与が242人、21.5%となっております。

また、介護度別の利用割合といたしましては、要介護1、要介護2の利用者が複数のサービスを組み合わせて利用している状況であります。

ご質問の4点目、高齢者の運転免許の返納実態についてであります。

高齢者による交通事故が後を絶たないことから、その抑止対策の一つとして、運転免許証の自主返

納制度が平成10年から導入されました。この制度は本人が視力、聴力、反射神経などの身体機能の衰えなどにより運転に自信がなくなったことや、家族から運転をやめるよう勧められたことなどにより、自主的に運転免許証を返納するものでありまして、管轄の警察署などで申請手続をすることになります。幕別町内に限っての実績は確認できておりませんが、本町が属する帯広警察署管内での高齢者等の運転免許証返納実績につきましては、平成19年度は20人、平成20年度は19人、平成21年度は59人であるとお聞きしているところでありますが、特に平成21年度の実績が約3倍になりましたことにつきましては、道路交通法が平成21年6月に改正され、75歳以上の高齢運転者に対して免許更新時において講習予備検査、いわゆる認知機能検査が導入されましたことが、返納実績増の呼び水になったものと分析されているところであります。

以上で、中野議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 再質問をさせていただきます。

健康診断は受診しようと思っても、経済的な負担とかがあり、なかなか難しいことと思いますが、この三大死因であるがん、心疾患、脳疾患のなどは、健診によってこの原因が早期に知ることができるわけです。そして、その病気の治療によって、日本の平均の寿命が世界につながっているのではないかというふうに思うわけです。言うまでもありませんけれども、そんなことから、健康診断はとつてもこの重要な役割を果たしているということは間違いないと思います。

健康診断の推移について、三大死因のこの現状というか、これについて健診が十分かどうかというようなことをちょっとお聞きしたいのですけれども、十分行われていると。先ほどの町長の答弁によりますと、啓発活動をして徹底していきたいというふうなことですけれども、具体的に考えがあれば示していただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 幕別町におきます死因の動向に関しては、毎年死因数の中から全国平均等で確認しながら推移を追っていて、幕別町の場合は、全国と同じように1位脳血管疾患、2位がん死亡、3位心疾患という形になっています。その動向については、全国平均とほぼ変わっていません。

健診に関しましては、今おっしゃっていただきましたとおり、高齢者の方たちの経済的負担等も考えまして、受診料については、70歳以上の方については一般の受診料よりも2割軽減した形での受診料の設定という形で受診を促すような形で考えております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） はい、わかりました。

次の2点目ですけれども、だれもが介護の世話になりたくないというふうに思っているわけですが、年をとるとともに身体機能や精神的な機能というか、これは衰えているのが避けられないわけですが、多少の症状が健診で出ても、やはり症状がわかっても病院に行かないという人もいます。幸い健康で自立して生活することができていて、この3年間1度も介護保険を利用していない元気な高齢者には、介護予防のための普及啓発はどのように行われているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 介護予防事業に関しましては、一般高齢者と特定高齢者という形で対策事業を分けまして実施しております。毎年、一般高齢者の方たちについては、参加型の楽しみをメインとした形の事業展開をして、特定高齢者という方については、運動機能、嚥下（えんげ）機能等々を回復し、元気にやっつけられるための事業展開を実施しています。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 介護保険制度というのは、3年ごとに見直されるわけですが、保険料はそのたびに少しずつ値上がりしてくるわけです。また、年金から引かれているのですけれども、3年間この介護保険を一度も利用していない元気な高齢者に対して、年齢制限を設けながら何かポイント制

度を設けて介護保険に評価できるこの仕組みというか、こういうものを考えるべきだと思うのですが、この辺いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 介護保険を受けるためには、先ほども申しあげましたように、認定を受けなければ介護保険の活用はできないわけですから、それらの理由があつて認定を受けて、たまたま病院に入られていて、そういう介護を受ける機会をなくして利用がなかった、ゼロだったというような方が実際に多いのだらうと思います。大抵の方は介護保険制度を利用しよう、活用しようということで認定を受けるわけですから、余りそういう事例はないのだらうと思いますし、今ご提言いただいたようなそういうポイント制度というようなことは、余り我々等の段階では考えていないのが実情であります。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11 番（中野敏勝） 次に、居宅介護についてお伺いしますけれども、人はだれでも住みなれたところで一生を過ごしていたいというふうに願っているわけですが、在宅で介護している人のために小規模多機能型居宅介護という何というのですか、地域密着型サービスがあるわけですが、こういうサービス施設というのは、このグループホームとかそういう形でつくられているのですけれども、幕別町には今どのぐらいあるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） ごめんなさい。きちっとした数字を次の質問までに用意しますけれども、現行、多分3カ所だと思ふのですけれども、今資料を持ち合わせていないので、今、確認してまいります。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11 番（中野敏勝） はい、わかりました。

今、非常に核家族化が進んで、高齢者のみの世帯がふえているわけですが、介護制度が始まってもう10年ということで、10年前と比べると現在の状況というのは非常に変化しているのではないかとおもうに思っているわけです。在宅介護でも何でもそうですけれども、介護では365日24時間対応が求められているわけですね。深刻化している老老介護というか、この取り組みについて町としてどういう認識を持って、今後どのようなサービスをしていくのか、ちょっとお伺いをしたいです。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 老老介護、これは我が町のみならず全国的にそういう問題が課題としてあるのだらうというふうに思いますし、特にこれから高齢化がますます進展していく中では、そういう状況もふえてくるのかなという思いはしております。

ただ、これを抜本的に解決するというのはなかなか難しいのかなというのが現状だと思いますけれども、そうかといって、介護はすべて施設にお任せするということにならないのも現状だと思いますので、これからいろんなことが施策の中で出てくるのだらうと思いますけれども、私どもとしてもとにかく過度の負担にならないような介護でなければ、やっぱり介護する人自体にも大変負担が多くて参ってしまうというようなことも、これから出てくるのだらうと思いますので、そういったことも含めながら十分実態を調査しながら、把握しながら対応に当たっていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11 番（中野敏勝） あとこれはひとり暮らしの高齢者についてなのですが、地域においても結構増加している傾向にあるのだらうですね。で、なかなかひとり暮らしになってくると、外へ出たくないというか、孤立化する方が非常に多いわけですね。病気になっても病院にも行かない。しまいには孤独死に至っているわけです。これらのことも、先ほどの老老介護と似たような質問になるのですけれども、今後、町としてどのように対応していくのかをお伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 実はこの後、堀川議員のご質問の中にこのことが出てまいりますので、ちょっと前段の答弁になってしまうかもしれませんが、今、65歳以上で高齢者の単身世帯というのは1,427世帯というふうに言われております。これはまだ年々ふえていく状況にあるわけですが、これら今後、今ご質問いただきましたように、どう対応していくかというようなことで、実は、現在、策定をいたしております幕別町地域福祉計画の中で、いわゆる地域で支え合う社会の実現というようなことをテーマにしながら、広く老老のみならず、社会構成する全体でこうした方を支えるような組織づくり、施策づくり、地域づくりを進めていきたいというようなことで、目下の検討、協議させていただいておりますので、恐らくこの計画の中で、これは民間、社会福祉協議会にもお願いしながら進める計画でありますので、そのような中で十分検討、協議を進めながら考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 最後の部分ですけれども、運転免許証の返納なのですけれども、幕別町内だけの部分というのはよくわからないようですが、管内でも大体3倍ぐらいになっているのですかね。非常にふえております。免許証の返納制度というのは、やはり判断能力とか、それから運動能力とか、そういうものが問題となって、お年寄りの事故を減らすために始められたようですけれども、この車を運転できなくなった人に対して、都道府県の警察あるいは自治体、タクシー業者らの団体などから、交通機関や宿泊施設の料金を割り引くなどの特典も用意されているようなのです。返納拡大を図って、そういうことを行っているわけですが、返納者の中でも、75歳以上が2万8,000人ほどいて、また65歳から64歳の方でも2万1,000人と、同じぐらいの数があるようなのですね。幕別町でもこの運転免許証返納者がそんなにたくさんいないと思いますけれども、これについての町としての独自のバスの料金の割引券を出すとか、あるいはこのタクシーの割引券を出すとか、そういうことはお考えになっていないのですか、伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど帯広警察署管内での人数を申し上げたわけですが、帯広警察署管内で大体18万7,000人が免許証所有者と言われております。このうち約1割近く1万8,000人ぐらいが幕別町かというふうに思います。そうすると、率からいくと、先ほどの59人のうち五、六人か七、八人が町内の方かなというふうな推計は立つわけですが、これらはどんどんふえていくことがいいのか悪いのか、この辺はちょっと別にいたしましても、今後こういう傾向には進んでいくのかなというふうに思います。これらを受けて、町村でもいろんな取り組みをしているところ、今お話ありましたようなこと。例えば今まで運転免許証を身分証明書がわりに使っていたので、それがなくなると、かわるもので何か身分証明書を発行してもらえないかというようなこともありますし、あるいは今お話ありましたように、車に乗れなくなるのだから、バスあるいはタクシーの割引補助をもらえないかと、そういう施策はどうか。あるいは、外出支援サービス、コミュニティバスの運行、いろいろなことが考えられていくのだろうというふうに思っておりますので、私どももそういったことも含めながら、いわゆる交通弱者と言われる方々の足の確保については、これからも十分検討していきたいというふうに思います。

もう一つは、今お話ありましたように民間がいろいろな面で、何というのですか、商品の券ですとか、割引券ですとか、あるいは今いうタクシー会社みずから高齢者に対して割引をすると、そういったことも実施されている市町村もあるやに聞いていますので、そういったことも含めながら、これから対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中野議員、ちょっとお待ちください。

保健課長、先ほどの答弁をお願いします。

○保健課長（境谷美智子） 申しわけありません。

先ほどの小規模多機能の関係ですが、小規模多機能として指定サービスを実施しているのは、現在、

啓寿まぐべつ幸町というところ1カ所なのですが、認知症のデイサービスという形で小規模で実施しているところが2カ所あります。

以上です。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 高齢化社会ばかりでなく、今、社会構造が非常に変化していると思います。全体がこの複雑多様化の現在、行政に求められているのも当然複雑多様化の対応だというふうに思います。

例えば一つの例ですけれども、窓口相談などに来た人に対しても、もう話し方のスピードとかそういうのも変えなければならない、そういう時代になっているのではないかとこのように思います。丁寧に細やかに対応が求められているのだと思います。高齢者標準で物事を考えて、安全で安心できる今後の行政に期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 通告に従いまして質問をいたします。

戦後100年目までの人口減少を推計してまちのこしを研究すべき。

今から65年前、1945年、さきの大戦で、我が国日本は国破れ敗戦国となりました。この先35年後の2045年、戦後100年までに起きる人口減少という爆弾で町が滅ぶと想定されております。これからのまちづくり、まちのこしを語る時は、人口減少や少子高齢化の進展を直視し、35年先の町をどうするかという骨格を研究すべき時代が来たと考えております。

北海道は30年後に人口推計で414万人、26%の減となる。このことは、十勝圏や幕別においてそれ以上の減少率となるのではないかと。特に忠類地区や幕別本町地域は、想定以上の過疎化が進む。

そこで町長に伺います。

一つ、人口減少は、総生産額や就労人口減少を生み、社会保障費の負担増を生み、町の財政難を一層深刻化させ、地域社会の存続が危うくなります。将来の人口減少、経済動向や農業人口などについていかなる推計値を押さえているのか。

2点目、まちのこしの対策の一つに、人口減少ゆえに人的交流の増加や物流の交流の効率化を図り、産業振興を効果的に進めるため、都市を結ぶ交通網の整備は不可欠であります。人の流れ、物の流れ、金の流れを決めるものであります。商圈の維持や都市機能、医療機関の共有化が図られ、新しい社会資本整備の必要性が出てくると思います。我が町には長年未解決問題で国道の4車線化やバイパス化があり、早々にバイパス化への方向をもって道東地域の産業振興のため高齢者運転の安全・安心な移動ができるように、また物流関係者に一つでも危険な箇所を取り除く、そういう考えがないか伺います。

3点目、人口減少が進んでも、35年後に効率的で豊かな経済社会を残すため、官民一体の必要な取り組みを促すべきである。中でも、町の企業は高齢化が進めると、技能や知識の伝承が困難となり、産業構造の崩壊が始まります。企業の自然閉鎖が進み、働く場に直接影響が出ます。町を受け継ぐ次世代の子供たちのために、中堅技能者育成の場を官民で設置して、技術や知識を今から継承させるべきと考えておりますが、町長の考え方を伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

戦後100年目までの人口減少を推計したまちのこしの研究についてであります。

少子高齢化の急速な進展は、人口構造にひずみを生じさせ、地域社会の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらすとともに、経済成長の鈍化や税や社会保障における負担の増大を招くなど、まさに藤原議員がご指摘されたとおり、町の存続に深刻な影響をもたらしかねない大きな問題であろうと認識いたしているところであります。

ご質問の1点目、将来の人口減少、経済動向、農業人口の推計値についてであります。

平成20年3月に、議員皆様のご審議をいただき策定をいたしました第5期幕別町総合計画におきましては、主要指標であります人口を、目標年次の平成29年時点で2万8,000人と想定しております。その後、平成20年12月に、国立社会保障・人口問題研究所が市区町村別に将来人口推計を公表いたしました。それによりますと、幕別町の人口は平成27年に2万6,891人、平成37年、2025年に2万5,635人、今から25年後の2035年には2万3,734人と、平成17年対比で11.7%減少すると推計されており、本町にあっても道内の他の市町村と同様に長期の減少過程に向かうものとされております。

また、本年4月に、北海道経済連合会が発表した人口推計においては、30年後の平成52年、2040年には、道内の人口が414万1,000に減少し、平成22年対比で24.9%の減少と報告されたところであります。この推計においては、圏域ごとにも人口予測が示されましたが、平成17年対比では、十勝圏域が25.9%の減少と示されましたが、幕別町にあつては15.4%の減少にとどまる見込みが示されたところであります。

次に、経済動向についてであります。少子高齢化の加速度的な進展に伴う人口の減少は、労働人口の減少を招き、消費規模の縮小に伴い生産活動が小規模化し、その結果、税収の減少を引き起こし、加えて社会保障費の増加による財政が制約され、社会の活力が減退していくものと一般的に論じられており、そのような事態を避けるための手だてを講じていくことが肝要であると認識いたしております。

幕別町では、平成20年3月に幕別町農業・農村振興計画を策定いたしました。策定作業において将来の農業就業人口並びに農家戸数を推計いたしました。平成17年、2005年の650戸が12年後の平成29年には、離農あるいは法人化、あるいは逆に新規就農など含めまして550戸ほどに減少するものと推計しております。これに伴い、農業就業人口も平成17年の2,295人から225人減少し、平成29年には2,070人と推計をいたしたところであります。

ご質問の2点目、国道38号線の4車線化とバイパス化についてであります。

国道38号線の整備につきましては、札内東11号から東13号間の4車線工事が用地買収の事情により一時中断されておりましたが、昨年11月に工事が再開され、4車線化の工事を進めていただいているところであります。なお、東13号以東の4車線化整備につきましては、現在、国としては道東自動車道や高規格幹線道路などの高速道の整備を重点的に進めており、国の道路整備方針であります平成20年から平成24年の道路中期計画の中には位置づけがなされておらず、大変厳しい状況であるとの見込みが示されております。

また、幕別地区のバイパス化につきましては、昭和53年に相川20号より明野26号までがバイパスとして都市計画決定がされておりますが、現在は都市計画決定当時とは状況が大きく異なっており、平成19年度に北海道が作成した帯広圏交通体系マスタープランの見直しの中では、国道38号線の将来予測交通量が減少している状況にあることや、国においては道東自動車道の完成を見据えた道路体系が必要と考えられていることから、現道の4車線化並びにバイパスの必要性とその費用便益効果などについても、詳細に検討する必要があるとお聞きいたしているところであります。

町といたしましては、これまでも商工会を初め町内関係各位のご理解をいただき、主要懸案事項として関係機関に要請活動を行ってきたところであります。国においては、道東自動車道の道央圏から釧路までの全線開通後の交通体系がどうなるかなどを含め、長期的な考えで進めざるを得ない状況と認識いたしているところでありますが、現道における止若橋の改修や幕別跨線橋の勾配緩和など危険箇所の解消に向けての要請活動をまた行ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、中堅技能者育成の場の官民での設置についてであります。

中小企業における技術者は、高齢化や団塊世代の退職などに伴い、日本全体で減少しつつあり、その技術、技能をいかに伝え、継承していくかが課題と言われております。

このような中、現在、人材育成を実施している公的機関としましては、中小企業の人づくり全般を

担っております中小企業大学旭川校、新しい技術者の養成を担っております北海道立高等技術専門学院が8校ありますが、このうち帯広高等技術専門学院では、電気工学科、金属加工科、自動車整備科、建築技術科、造形デザイン科を開校しております。さらには、十勝圏振興機構におきましても、技術力強化事業の一環として、技術指導、技術講習会などを開催しているところであります。

また、民間における人材育成の場としては、中小企業家同友会が各種研修会を実施し、人材の育成や技術者のスキルアップを図っておりますほか、町内や管内の建設技師会、技能士会、建築士会などがそれぞれ独自に、あるいは高等技術専門学院との連携・協力により各種の研修会を開催し、技術・技能の向上や継承を図っているところであります。

町を受け継ぐ子供たちのために、中堅技能者育成の場を官民で設置してはとのことではありますが、単独の町が受講者ニーズに応じた多様な育成カリキュラムを編成することや、すぐれた講師を招聘することは、極めて困難であると考えております。むしろ今ある公的育成機関や研修の機会を活用していただくことが、より一層効果が期待できるものと思っております。

したがって、町といたしましては、公的育成機関や研修の機会に関する情報の提供に努めるとともに、次世代の子供たちのための職場体験や物づくりの楽しさを伝えるイベントの開催などについて、商工会、関係団体あるいは教育委員会等と協議し対応してまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） それでは、再質問させていただきます。

順番ですが、2番目のバイパスの件は、繰り下げまして3番目の質問として、まずは1番目の人口問題から進めたいと思います。

答弁にありました幕別町の2040年の人口減少、これは15%程度だということが示されましたが、私の知るところによりますと、この数値というのは、今、答弁にもありましたように国立社会保障・人口問題研究所が出したということです。しかし、地域には地域の特性というものがありまして、特に我が町では3点ほどこの数値は加味されないのではないかと。1点目は、まず忠類地区、また幕別本町地区に関しては、利便性を求めて札内という、いわゆる町内の内部移動、これが非常に多いのではないかとということです。2点目は、多分高速道路だとか、公共交通が非常に発達される、いわゆる大都市から田舎へ向けてのストロー現象と言われる、人口を吸い上げているという、そういう要因。また、3点目には、いわゆる女性の社会進出、特に若い女性が弁護士だとか、科学者だとか、医者に、そういうものを目指していくことによって、想定以上に人口減少がなっている。そのために忠類地区、また幕別本町地区というのは、推計値以上、今15.4%の減少だといいますが、私はやはり50近い減少になるのではないかと危惧しております。

特にこの幕別本町地区におきましては、行政の中心が存在するというので、まちのこしを考えている、そう私は想定しておりますが、自分の町のいろんな特定因子、そういうものを十分検討しつつ、まちのおこしを根幹から研究するような場を設けることができないか、町長に伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げました推計値につきましては、これはいろんな見方があって、そういう数字が出たわけですので、おっしゃられるように幕別の町に必ずしもこれに一致するかどうかはわからないわけでありましてけれども、少なくともこの結果を見ますと、音更と東神楽と北広島と、これだけは伸びるけれども、あとはマイナスになるという結果であります。さらに、これらも先ほど言いましたように、何.何%までの数値が出ているわけですから、何らかの基礎となる数値があって、こういうものが出されたのだろうというふうに思いますけれども、私どもは少なくともまちのこしのためにも、あるいはなるべく人口減少とならないように、今お話ありました三つの課題等も含めながらこれからも対応していかねばならないというふうに思いますし、そのためには一つ、二つということではなくて、全体的なトータル的なまちのこしのために、人口定住促進のための施策というのは、これから必要になってくるのだろうというふうに思いますので、これらを含めながらこれからも

十分対応に当たっていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） それでは、我が町はやはり農業が基幹産業ということで、農業の農業人口についてお尋ねいたします。

今、全国的な農業の経営者というものは、大体65歳以上で40%、約50近い人たちが経営者の年齢だと聞いております。また、後継者のいる農家というのが約43%、この状態で30年間進んだら4分の1に減少するのではないかとということが心配されております。ただし、この数値を行政がしっかりと農業者へ警鐘を鳴らし続ければ、もっとも減る心配はないのではないかと思います。

それで、農業労働力、そういうものをふやすための、いわゆる補充することについてちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、新規の若者たち、またいわゆる定年帰農者という方々が今農業を目指しているということですね。そのような方に、やはり農業自体、これをどのような就業形態で働くかとか、農地を今後どのようにして取得したり、リースをしていくのかと。また、後継者が活性化された場合、いわゆる農業が活性化されたときに、どのような状態を示すか、それを農業参入者にしっかり示しておかなければ、参入者が経営を持続するということが、非常に厳しいのではないかと。場合によっては、この町のいろんな情報に裏切られたというそういう気持ちを持つことがあるのではないかと心配しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 農業問題については、お話ありましたようにいろんな課題がある中で、また新しい政権の中で、新たな施策が進められようとしているわけでありまして、新規就農にかかわりましては、大変今、興味を持って農業に取り組みたいという方が多くなってきているというふうに伺っております。ことし何人でしたでしょうかね、あのアカデミーに17人、ことしも私どもが開設しておりますアカデミーに、いわゆる本州各地から17人もの方々が、いわゆる短期研修というような形で参加されておまして、いろんな農家の中へ入り込んで実習をしながら自分の将来を見出していきたいというようなことで、非常に私どもはありがたいことだなと。ただ、新規就農するに当たっての課題というのは、これはもうたくさんあるわけでありまして、そういったケース、畜産農家を目指す方もいらっしゃるし、野菜農家を目指す方もいらっしゃるし、いろいろあると思いますけれども、そうした方々のケース・バイ・ケース、それぞれが担当者あるいは関係機関との連携の中で、対応をこれからもしていかなければならない問題であろうというふうに思いますし、何と云っても昨年の農地法の改正もそうなのでありますけれども、本州なんかでも、いわゆる農地がどんどん荒廃していく。畑をつくる人が少なくなっていくというのは、大変残念なことだというふうに思っております。それだけに1戸の農家が所有する、経営する耕地面積というのもまた限られてくるのだらうというふうに思いますけれども、何とかそういうことにならないように、幕別の農地がこれからもそれぞれの農家の方々のお力をいただき、あるいは新規就農などの、あるいは今は企業の農業進出というようなことも進められているようですけれども、そうしたことも含めた中で対応をこれからもしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 今、法人の参入ということが言われました。やはり農業人口の減少、これは逆に言えば、ビジネスチャンスととらえる方々がいっぱいいます。居酒屋チェーンの店主、またメーカー、それから商社、これらの参入が大いにふえてくるのだと心配しております。結局人口推計値で言うと、余り変動がないという答えを得ることなのかもしれませんが、やはり個人の参入や大規模の参入、これらに対して幕別町としてどうとらえるかという、本来でしたら規制ぐらいかけられるようなものを考えながら、土地の取得に対してはどんどんどんどん大手が参入して取得していくということは、ある意味、今、幕別の農業というのは、大体家単位が多いと思いますので、ある意味では危険な状態になるのではないかと危惧します。その辺について、今から少し研究するというにはならないかと思

いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、本州方面なんかでは、いわゆる農地が荒廃して、それを何とか荒廃させない、畑で残していこう、農地で残していこう、そのために株式会社等の参入も認めるというような状況なのですけれども、私どもの町はおかげさんで荒廃地も今のところありませんから、各家庭を中心に各戸を中心にした中での農業経営が一番望ましいものだろうというふうには思っております。ただ、今後そうした企業なり会社等が進出する場合に、当然農地の問題いろいろな規制というのがあるわけでしょうから、そうした中では、いわゆる農業関係、農業委員会もそうでしょうし、農協や、あるいは自営だとか、いろんなところとの協議の中で、そうしたものに対する、個々に対する対応に当たっていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） それでは、質問の通告には3番目になっておりましたが、中堅技能者育成の官民での設置についてという、そちらへ入りたいと思います。

企業、幕別のいわゆる企業というのは、最近、非常に低価格競争とか人口減少で商圈の縮小、そういうことで経営が非常に悪化しております。我が町の商店の経営状態は非常に厳しいのでありますが、その中でも技能や知識、これらを手順を供給しながら仕事を今まで続けてきましたが、やはりそういう余裕もなく、昔からありましたピラミッド型の人員配置、そういうことがなかなかできなくなってきた。いわゆる中堅技能者が一歩進んで、いわゆるたくみのわざを習得する、そういう時間がとれなくなってきたのではないかと。日本という国、これはもう前から言われていますが、技術が日本の資源、いわゆる技術というものは1番でないだめなのです。2番ではだめなのです。そういうことは、もうはっきりしている国だと思っております。そういうことで、行政と民間が一致して、初等教育をするのではなくて、中等だとか、いわゆる高等技術、知識を育成する、そういう機関、そういうものが私はこれから必要ではないかと。そうしないと、この町の企業に、技術者不足ということから、企業が自然消滅する、人口減少で働く場がなくなり、最後は町の存在自体を左右するのではないかと心配しております。

人口減少が進んでも、その人口に見合ったまちのこしをするという意識が根底になければならないと思っておりますので、ぜひ何十年後かにも幕別という町名が日本地図にぜひ残るように、今からしかるべき手を打ってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、当然私どももそうした技術が後輩たちに継承されていって、幕別町のそれぞれの技能がこれからも伝統的に残っていく、そのことが何よりも望まれるところだというふうには思っております。ただ、ご質問、ご提言あったように、なかなか町のみだけでは、そうした技術者を育てるための機構あるいは機関といいますか、を設置することは難しいのではなからうかなというふうには思っておりますので、できる限り多くの方に学んでいただいて、その方が幕別へ残っていただいて、活躍してくれることを我々も期待するし、そのための努力はもちろんしていかなければならないというふうには思いますので、これからも機会あるごとに、皆さん方とのこういうご意見等をいただくような場をぜひ設けていければというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） いわゆる人材育成ということ、官民一体ということ、それは非常に難しく考えれば難しい。いわゆる長年官官接待禁止だとか、官民接待禁止と、このようなことが言われて、やはり町民が行政に何を求めているか、職員がなかなか生の声を聞くことができなくなったのではないかと。まちのこしのために、ぜひ企画室などが中心となって、会議形式でなく、同じ目線の高さで物を言う場をつくって、まちのこしを考えてほしい、そう思いますが、答弁、これ町長でなくて、できれば現場の担当者の方からいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話ありましたように、幕別町内にも技能士会ですとか、技士会とかございますので、なかなかそういう人たちと直接我々職員が意見を交換する場というのは、現実に少ないのが実情だと思います。どうしても建設業協会ですとか、大きな中での対応になるわけですから、今お話、前段申し上げましたように、そういう機会があれば、うちの職員ともそういう場の交流をさせていただければというふうに思います。決して官民接待にはならないように十分気をつけながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 今回、自分で35年先という課題をつくりました。私は35年先に自分は生きているはずはないと思っております。ただ、当然死んだ後の心配などしていただけるかという気持ちもあります。でも、トラは死んで皮を残す、人間は死んだら考え方、思想を残すべきだと、私は思っております。35年先の戦後100年目のまちのこしとして、こんな町になってほしい、夢、理想、次世代に受け渡す、こういうことを受け渡したいということを、町長、もし何かありましたら、答弁お願いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も35年後には生きていないのでしょから、何を残しているのかわかりませんが、まずは私に与えられた仕事は、町のために、住民のために一生懸命にやることだというふうに思っておりますので、引き続き頑張らせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） それでは、2番目にありますバイパス化の方向性を持ってという質問をいたしました。いわゆる都市計画道路、当初決定からは多分45年、計画になって32年間たっておる長期未解決問題だと思っております。ただ、この機会になぜ提案したかというのと、このバイパス問題というのは、多分これが最後のチャンスだなと私は思い、提案いたしました。商圈の維持のため、また都市間交通をふやすと、それから地球温暖化防止だとか、トラック協会の排ガスキャンペーン、いろんなことで、今、地球温暖化防止も含めて道路整備、交通網の整備というのが言われてくるのではないかと思います。

ただ、その中で非常に気になったのは、いろんなことがまだ困難であるとか、難しいという町長の答弁がありました。そのバイパス化をする難しい、これは簡単に言えば難しい。では、どの程度難しいかということなのです。やはり三十何年間、問答しているわけですから、もう少し具体的な言葉があればと思いますので、伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） バイパス化については、今お話ありましたように、もう30年を過ぎたわけでありまして、一時、道が都市計画決定を打ったものであっても、30年間全く手をつけない、あるいは今後の見込みがないものについては、もう一度決定を見直すというようなことを表明された時期も何年前にあったわけですが、これご案内のとおり実施主体はこれ国ですから、私どもが難しい難しいと言っているのは、我々が要請に対して国が難しい。そして、それはなぜかというのと、先ほど来申し上げましたように、現在、道東道ですとか、高規格道路だとかと、いわゆる高速幹線道路の整備に重点的に進めているので、今、その道東道と対向する国道38号についての整備は難しいというのが、これか現実的な回答だというふうに思いますし、もちろん今ご案内のとおり開発ですとか、国から公共事業、道路整備に充てられる予算面あるいは事業費というのは、非常に厳しい状況にもあるわけですから、非常にこのほかにも我が町のみならず、いろんなところに計画決定を受けた、あるいは新たな計画をしようとしている道路もあるわけですが、そういったことを全部実施することは、もちろん今の段階では不可能だと。まずは、計画を、私ども何回かもう30年たったのだから、この計画1回消えて、現道4車線にというようなことの話し合いも開発としたこともあるわけですが、開発側としては、今ある計画をそう簡単に引っ込めることはないのではないかと。超長期になるけれども、計画は計画としていいのではないかとというようなことの押さえの中で、今日に来ているのが実態で

ありますので、なかなか具現化する、我々の要望が即通るかどうかということになってくると、まだまだ厳しいものがあるのだというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 最後ですけれども、バイパス化の答弁、多分の町長の頭の中では、もう既に判断されているのでないかと、これは私が勝手に推測することですから、あれですけれども、岡田町政3期12年の締めという言葉を考えますと、やはりそろそろ決断をしていくべきでないかと。合併をなし遂げ、財政再建の道筋も立てました。最後に、32年間放置され続けてきたバイパス問題に決断を出す、この3点の条件がそろえば、後々の町民から名君と呼ばれるのではないかと、私は勝手に想像するわけですが、町長、最後に決断があれば、お答え願います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、私が決断して決定、すぐ実施してもらえるものでなければ、私が決断したからすぐやめるということには、これならないわけであります。相手があるわけですので、これからも十分状況を踏まえながら対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

この際、11時15分まで休憩いたします。

11:07 休憩

11:15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 通告のとおり2点について質問いたします。

初めに、活力と特色ある商工業の振興についてお伺いいたします。

幕別町第5期総合計画の現状と課題で述べられていますが、地元商店街の利用者が著しく減少をしています。また、工業も長引く景気低迷の中、依然として設備投資控えが続いています。第5期総に沿い、先進的な融資制度の提供、プレミアム商品券、どさんこ子育て支援事業など、商工会と連携し共同事業の展開を促進、空き店舗対策や条例改正により、工業団地の賃貸を可能とした新規事業が立地しやすい環境を整えるなど、本町の商工業振興を高く評価いたします。

ますます活気と特色ある商工業の振興となるよう、以下についてお伺いいたします。

①第5期総では「社会情勢に合った融資制度を提供」とあります。融資制度の現状の評価を伺います。

②後継者の育成と技術力や競争力の向上の取り組みについてお伺いいたします。

③中小小売店の組織化など商業機能の充実、地域資源を活用した新規事業や新たな商品開発の推進の現状と課題をお伺いいたします。

④どこの町もあの手この手と企業誘致に躍起です。これまで以上にアンテナを高く、広く情報収集して頑張ることを期待いたしております。

このたびの公共団地の賃貸を行っていく条例改正は、企業誘致に対する行政の強い姿勢を感じます。そこで、より企業の進出意欲が増すよう町村単位の農地保有合理化法人が、農地のリース事業が可能であったように、同様の仕組みをつくることができないか、お伺いいたします。

⑤工業団地の売りに民間活力導入の考えをお伺いいたします。

⑥土地開発公社の今後の方向性をお伺いいたします。

次に、マイマイガ対策についてお伺いいたします。

5月の半ばに気温が上がり、マイマイガの幼虫がことしも元気に活動を開始しました。十勝の東北部や西部を中心とする自治体では、さまざまな取り組みを行い、幼虫期の駆除を行政主導で展開して

います。本町も町長の行政報告にもありましたが、卵塊駆除や防犯灯や電球交換を行い、電気関係事業の好意により、卵塊駆除を行っていただき、積極的に撲滅に向け取り組んできました。また、それぞれの家庭では、秋から冬にかけ、卵塊駆除を行い、本年の発生を少しでも抑えようと努力してきました。しかし、幼虫はどこからともなく大量発生し、天気の良い日は駆除に追われています。

駆除しながら近所の方々と役場はどのような対応を行っていくのか話題になります。一通り役場の取り組みを説明しますが、納得のいかない面持ちであります。

行政として何をすべきか、いま一度考えるために、さらには住民の皆様へ情報を伝える上で、以下についてお伺いいたします。

①町が行っている幼虫駆除対策をお伺いいたします。

また、成虫駆除の考え、卵塊駆除の考えをお伺いいたします。

②国道、道道、町道の街路灯・防犯灯、それぞれの公共施設の対応をお伺いいたします。

③店舗や事業所、特に大型店舗は、ライトアップされた看板や電球にマイマイガが集まっているように見えました。衛生面を含め、どのような指導を行っているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

初めに、活気と特色ある商工業の振興についてであります。

長引く景気の低迷に加え、一昨年の世界的な経済金融危機による影響は、地域経済にも大きな影を落としており、本町にあっても依然、経済情勢は厳しい状況が続いており、商工業に携わる皆さんは大変なご苦勞をなさっているものと推察いたしております。

ご質問の1点目、融資制度の現状の評価についてであります。

町の中小企業融資につきましては、運転資金、設備資金、本町地区を指定区域とした近代化資金の3種類があり、運転資金は融資限度額500万円で償還期間が5年、設備資金は融資限度額が3,000万円で償還期間が15年、近代化資金は融資限度額が3,000万円で償還期間が20年としており、利子補給は運転、設備ともに1.2%を超える2.0%以内とし、近代化資金は5年間は5%以内を全額、6年目以降は4%を上限として補給いたしております。また、保証協会に対する保証料は1,000万円までは全額、1,000万円を超える部分は2分の1を補助いたしております。

ここ2年間の融資実績につきましては、平成20年度が運転資金40件、額で1億4,440万円、設備資金18件、額で1億145万円、平成21年度が運転資金39件、額で1億4,150万円、設備資金23件、額で1億1,184万円となっております。

融資制度の評価とのことでありますが、町融資の役割は、国・道の融資制度の補完や地域の特性による要望の高いものにこたえることにあると認識いたしております。設備資金、近代化資金につきましては、町融資により資金需要を満たしていると考えており、運転資金につきましても、国・道のセーフティネット資金を含め、融資制度をトータルとしておおむね資金需要を満たしているものと考えております。

ご質問の2点目、後継者の育成と技術力、競争力向上の取り組みについてであります。

商店街の空洞化の大きな要因に後継者の問題があり、経営者が高齢化する中、経営の継承が進まず廃業されるケースが見受けられます。後継者の育成につきましては、それぞれの事情によりますことから、商工会も対策に苦慮しており、スムーズに進展していない状況にあります。

また、技術力、競争力の向上につきましては、企業自身の努力や開発意欲、経営指導に負うところが大きいものと認識いたしておりますが、製造業においては、質のよい物づくりや工夫を凝らした物づくりに通じるものであり、企業によっては食品加工技術センターや十勝産業振興センターなどの試験・研究機関を有効活用することにより、商品化している例もあり、技術力、競争力の向上につながっているものと思っております。

また、商業におきましても、特色ある店づくりにより、他店との差別化を図り、競争力の向上に努

められているものと認識いたしております。

町といたしましては、引き続き商工会とともに、先進事例や成功事例などの情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、中小小売店の組織化と新規事業、新商品開発の推進の現状と課題についてであります。

小売店の組織化につきましては、商工会の各部会やパークスタンプ会などの面での組織化は図られておりますが、小売店が連なり商店街を形成し、それらの小売店が連携し、共同事業を実施、運営するという面での組織化につきましては、商店数が少ないことや空き店舗が混在していることもあり、実現には至っていない状況にあります。空き店舗を解消し、多様な小売店が軒を連ねることにより、人通りが増し、売り上げの拡大も期待できますことから、昨年度、空き店舗対策事業を実施したところであります。

また、地元商業者が相互に連帯意識を高め、地元での消費回復を目指す取組として、昨年度プレミアムつき商品券が発行されたところでありますが、本年度はこれに加え、住宅新築リフォーム奨励事業や子育て支援事業において、商品券を活用することとなり、商品券を起爆剤とした商業機能の充実や地域循環型の消費行動の促進が図られ、ひいては組織化につながっていけばと期待をいたしているところでもあります。

次に、地域資源を活用した新規事業につきましては、農業への異業種参入や農作業委託といった新分野への事業展開の例が見られたほか、商品開発につきましては、食料品、製造業において新たに商品化されたものが見受けられるところでありますが、これらはいずれも企業の創意工夫や継続的な調査・研究など、企業努力にゆだねられており、新たな投資も必要となりますことから、現在の経済状況下においては、積極的な動きには至っていないものと認識いたしているところであります。

なお、町といたしましては、特産品研究開発補助金制度により、研究開発の支援をさせていただいておりますが、平成16年以降は実績がない状態でありますことから、制度の周知に努めるとともに、制度のあり方につきましても、観光物産協会や商工会などと検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、工業団地の用地リース制度の実施についてであります。

さきの協議会、臨時会におきまして、定款変更の議決をいただきましたように、土地開発公社におきまして、賃貸制度が創設されることになりました。この制度は、賃貸料を安く設定し、初期投資を軽減することにより、企業の進出意欲の喚起をねらったものであります。

ご質問のリース事業につきましては、今後検討すべき販売促進策の一つであると考えられますし、音更町が本年度から開始しました10年間の無償貸付制度についても検討の必要があるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、この賃貸制度は、去る6月9日に知事の認可を得て、今まさにこうスタートしようとするところであり、一定の検証する期間も必要となりますので、十分検証した上で、ご提案いただきましたリース制度、さらには音更町の制度を含め、より一層販売促進につながる手法について、土地開発公社と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、工業団地の売買の民間活力の導入についてであります。

これまで、土地開発公社が土地を販売する場合には、不動産業者の仲介を経ることなく、直接購入者と交渉を行ってきたところでありますが、近年は不動産業者からの情報提供により売買が成立した場合に、報償金や仲介手数料を支払う制度を有する公社がふえつつあります。不況の影響により、企業の投資意欲が減退している中、土地を販売することが極めて難しい状況になっておりますことから、不動産業者など民間のノウハウを活用することも大切なことであると考えられますので、他の公社における手法や実績の研究を含め、民間活力の導入につきましても、町としても検討してまいりたいと考えております。

なお、今回、公社が創設いたしました土地の賃貸制度は、建物のリースを行うリース会社等も賃貸

の対象としており、リース会社の営業力にも期待した制度としているところであります。

また、帯広十勝地域産業活性化協議会におきまして、民間の調査機関に委託して、道内大学出身者が社長をしている企業や十勝管内の企業と取引ある企業の一覧を策定したところでありますので、これらの情報を企業誘致に有効活用してまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、土地開発公社の今後の方向性についてであります。

公共用地の先行取得や住宅団地、工業団地の開発に一定程度の成果を果たしてきた土地開発公社であります。他の自治体においては、おおむねその役割は終了したとして、公社を解散している事例が多数あります。幕別町土地開発公社は、工業団地が完売に至らない中、借入金に対する利息支払いの負担が大きくなっているほか、地価の下落により、帳簿価格を下回る価格でなければ販売できない状況であり、本年度の一般会計予算で借入金利息相当額の運営補助金を計上したところであります。

従来、負債や未販売土地を抱えた公社を解散しようとする場合は、負債の返済や土地の買い取りに多額の費用を要することが、解散の障害となっておりましたが、平成21年度に公社の解散に必要な経費に対して自治体の起債を認める第三セクター等改革推進債が創設されたところであります。この起債制度は、平成21年度から平成25年度まで時限制度でありますことから、現在、職員で構成する検討委員会において、起債制度を利用した場合の財政シミュレーション等の検討を行っているところであります。

町といたしましては、このまま土地が売れなければ、公社が毎年2,000万円近い借入利息を支払って行かなければならないことを考えますと、起債の償還が将来の財政運営に支障を及ぼさない限りは、解散もやむを得ないものと考えているところであります。

次に、マイマイガ対策についてであります。

マイマイガは主に森林に生息する害虫と言われ、おおよそ10年周期で大量発生し、2年から3年続いた後に幼虫に病気が流行することで、終息すると言われております。過去には55年ほど前に十勝南部で大量発生し、当時の忠類村でも森林被害が出たとの記録が残っております。マイマイガは卵塊や初期の幼虫の時期は殺虫剤などにより駆除できますが、成虫になると殺虫剤の効き目がなく、効果的な駆除の方法がないこと。また、市街地周辺の森林や林などで大量発生するものについては、駆除の方法がないというのが現状でありますことから、マイマイガ対策には、本町を初めとして管内の他市町村も苦慮しているところであります。

ご質問の1点目、町実施の幼虫駆除対策と成虫駆除、卵塊駆除についてであります。

公共施設以外の一般住宅の壁や庭木などに生みつけられた卵塊や付着している幼虫の駆除につきましては、基本的には住民の皆さんにご協力をいただき、みずからの手で行っていただきたいと考えているところであります。町といたしましては、昨年7月の町広報誌におきまして、卵塊及び幼虫の駆除方法や注意点などをお知らせし、大量発生を抑えるために、町民の皆さんに駆除に向けて取り組んでいただくようお願いしたところであります。

しかしながら、昨年8月に本町におきましても、マイマイガが大量に発生した地域がありましたことから、再度9月、そしてことしの4月の町広報誌におきまして、卵塊等の駆除に取り組んでいただくよう町民の皆さんに呼びかけをしたところであります。

成虫につきましては、根本的な駆除は難しいと言われており、有効な方法がないというのが現状でありますことから、卵塊や幼虫の段階での駆除に努めることにより、成虫の発生を抑えることになるものと考えているところであります。

なお、十勝管内の他町村では、高圧洗浄機の貸し出し、噴霧機の貸し出し、集じん機の貸し出しなどの対策事例がありますので、本町におきましても、今後の状況を見定めた上で、必要に応じて、さらに有効な対策の検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、国道、道道、町道の街路灯、防犯灯、公共施設の対応についてであります。初めに、国道、道道及び町道の街路灯、防犯灯に関してであります。町が管理している街路灯などにつきましては、昨年度はマイマイガの被害が大きいところから、順次水銀灯175灯をナトリウム灯158

灯とLED灯17灯に更新するとともに、支柱等に付着した卵塊を除去いたしました。公共施設に関しましては、国・道の出先機関など事務所の壁等に卵塊が付着している事業所では、既に除去作業を行ったとお聞きをしているところでもあります。町の施設につきましても、役場、コミセン、保育所、学校などの施設に付着した卵塊を、町職員が除去しており、公営住宅の緑町、旭町など6団地で駆除業者による卵塊の除去を行ったところでもあります。

また、公園内の照明灯につきましては、昨年度は11カ所の公園で水銀灯からLED灯に更新するとともに、昨年度から今年度に繰り延べした予算で24カ所の公園で水銀灯からナトリウム灯に更新すべく、既に発注済みであります。

さらに、公園内のパークゴルフ場につきましては、現在、夜間照明が整備されているコースは4カ所であり、そのうち、ナトリウム灯のコースが1カ所、水銀灯とナトリウム灯の混合しているコースが1カ所、水銀灯のコースが2カ所となっております。今年度の運用に当たりましては、マイマイガの発生状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

今年度に起きましても、マイマイガ対策として、街路灯などの電球を水銀灯からナトリウム灯などに更新していくことや、公共施設などに付着した卵塊の駆除などに春先から取り組み、今後も継続的に取り組んでいく考えであります。

ご質問の3点目、店舗事業所の看板等への指導についてであります。

昨年は札幌市街地における国道38号線沿いの一部の店舗等におきまして、マイマイガが多く集まっていたという実態ではありますが、それぞれの店舗等が状況に応じてライトを消したり、明るさを調整するなどの工夫をするとともに、施設に付着した卵塊の除去に取り組まれておりましたので、町といたしましては、特に問題意識するような案件がありませんでしたことから、特別な指導は行っておりません。今後も各店舗等の自助努力にゆだねることになると考えておりますが、不測の事態が発生した場合は、必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

昨年8月末に、マイマイガの発生がほぼ終息してから、町民の皆さんとともに、卵塊の除去に取り組んでまいりましたが、ことしの5月に入ってから幼虫の発生が見受けられるようになり、ことしも大量発生が危惧される場所があります。町といたしましては、町民の皆さんのご協力を得ながら、他町村の対策事例も参考にして、発生状況に応じて適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上で、前川雅志議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 再質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、融資制度にかかわってお尋ねをしたいと思っておりますが、以前にも燃油の高騰対策のときに、融資額の限度額についてご質問をさせていただいたことがあるのですが、町長の答弁の中には、おおむね融資需要を満たしているというお答えでした。定められた限度額の中では、そういったことなのかなというふうに理解をするところでもあります。

ただ、事業所の規模などによりましては、限度額をふやしていただければ利用していけるのになどという声も寄せられておりました。そういった観点からも、社会情勢などをかんがみ、融資の限度額の改定についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、限度額を引き上げていただければというような話もお聞きはします。一方では、ただこういう時世、社会経済情勢ですから、余り借金をふやすことがどうなのかといったようなことも、逆の立場から言われているところもあるわけでありまして、金融機関などあるいは商工会などと、これは十分協議しながら対応していかなければならない問題だというふうに思っておりますので、そういったご意見も今後いろいろな場面でお聞きしながら協議をしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 以前お聞きしたときも、同じようなお答えをいただいております、借金は借金だということは私も同じ思いであります。ただ審査に当たっても、銀行等が審査をされて、会社の経営状況を見ながらということでもありますので、その会社の中身についての心配を行政とする必要があるかどうかということも私は思うところであります、この改定については、これから議論をされていくことを町長もおっしゃっていましたので、また関係者とよく相談をされて、そういった方向を見出していきたいなというふうに思います。

次に、後継者の育成と技術力、競争力というところであります。町長の答弁と本当に意を同じくするところであります、既存企業がやる気を出して初めて行政としての役割というものが発揮できるのかなというふうに思っているところではあります、見渡してみますと、商店街、思っている以上に深刻な状況になってきているのではないかと思います。商工会としても対応に苦慮されているということでありました。ここで行政も知恵を出しながら、育成の機会ですとか、技術力、競争力の向上の機会を創出していく必要があるのではないかと思います、お考えはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、何とか商店街の振興を図るべく、いろいろな形でこれから施策を講じていくことが必要なのだというふうに思いますし、やはりお店の皆さん、企業の皆さんも一生懸命頑張っているお姿を拝見するときに、私どもの立場、行政の立場でどんなことをすることが皆さん方にとって一番効果がある、実効が上がることなのかと、そういったことも含めながら絶えず商工会との連携を密にするとともに、商工会も先ほど言いましたようにいろいろな部会があって、それぞれ活動されているというふうにもお聞きしております。また、地域性も、札内地区、幕別地区、忠類地区それぞれの地域性もありますから、それぞれの事情を踏まえた中で対応していくことが望まれるのだろうというふうに思います。

私も毎年青年部の皆さんといろんなお話をお聞きして、なかなかこれがというものには直接つながるものはないのですが、皆さんに頑張ってもらっているなど、その思いは強くしておりますので、これからも十分意を用いてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） これからの若い人たちに大いに期待とします。

次に、3番目の中小小売店の組織化と新規事業、新商品開発についてお尋ねをしたいと思うのですが、5期総の中でも、組織化など商業機能の充実を支援しますというふうなうたわれておまして、空き店舗対策やプレミアム等商品券などというものは、もう始められたということは、本当に大いに期待をしているところであります。ただ、組織化というところでは、組織化に対するメリットですとか、必要性などということの具体性を欠いていることから、なかなか進んでいかないのかなというのが課題の一つではないかというふうに思っております。

例えばある町では、問屋が倒産しまして、仕入れが思うようになくなって廃業したというケースもあったようです。そういう仕入れに関して言えば、中小小売店が共同・連携してその仕入れの仕組みをつくってロットをふやして、大手やコンビニなどに対向でき得る仕組みをつくっていくなど、さまざまそういう検討していくことがあるのではないかなというふうに思います。これからの大きな課題になってくるのかなと思うのですが、この組織化の充実に向けて、これからどういうふうな方向性で向かっていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの答弁でも申し上げましたように、組織化、なかなかこれ難しい問題があるのだろうというふうに思います。先ほどのパークスタンプにしても、かつては札内地区でも同じような形のものが進められていた。あるいは大売り出しなんかでも、今はこの幕別と忠類地区では実施されているけれども、札内地区ではそういうのがない。いろんな地域よっての課題ですとか、先ほど言いましたように、商店街がまとまらないで飛び飛びになったり、空き店舗が混在していたりというようなことがあって難しい面もあるのでしょうか、まずはやはり商店街の皆さん、お店を経

営される皆さん方が、どのような方向を望んでいただけるのか。あるいは、それに対して商工会なり町がどのような支援策を講じることが、それらに向かっていいことなのかというようなことも、やはり十分話し合いをする、協議をするということがまず第一段階なのかなというふうに思っておりますので、引き続き検討させていただき、商工会とのお話し合いもさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 新規事業、新商品開発の推進ということで、もう一度お尋ねをしたいと思うのですが、これももう町長おっしゃるとおりだと思うのですよね。その開発していこうだとか、新商品をつくっていこうだとか、そういう思いがある人がいて、初めて行政の役割があると思っているのですが、ただその町としての描く方向性ということがどこにあるのかなというふうなことでお尋ねをしたのですが、これまで産業クラスターですとか、農商工連携、最近においてはフードバレーなどという言葉が踊っているわけでありますが、ずうっと全国見渡しても、こういった考え方の中で成功した事例というのは、なかなか見受けられないという状況であります。

そこで、本町はどういった思いを描きながら、この方向性を見出していこうという思いでいるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 当然のことながら、本町がいろんな新商品の開発や何かにかかわっては、農業が基盤でありますから、農作物を生かした付加価値のものというようなことになるのでしょうし、もう一つ今お話ありましたように、十勝圏振興機構、食品加工技術センター、私もたまたま評議員というところで先日も行ってまいりましたけれども、非常に多くの事業を実施されて、何か効率的な運営をされ、しかも実績も上がっているようであります。私は今お話ありましたように、まず商業者の皆さんがこうだと、これをやりたい、こうしたいのだけれども、どうだという思いを、まずはぶつけていただくことが土台になるのかなと、スタートになるのかなという思いもしておりますし、また先ほどもちょっと申し上げましたけれども、特産品開発研究補助金、最初のころは1年に何人かの方々、何人かの利用があったのですけれども、だんだん風化されてきて、現在に至っているということです。これらも町としてこのままではいけない、もっといいものに、よりよい実効が上がるものに、これらについてもやっぱりこれから検討していかなければならないというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 次に、工業団地のリース事業というか、リース制度についてお伺いしたいのですが、他の町でと表現しようかと思ったら、町長が音更町という表現でしたので、音更町の公共団地が10年間の無償貸与ということで、10年後には買い取ることを約束に対応していくと、そういう報道が出たときに、これはやられたなというふうに感じまして、また幕別置いていかれるなと思っていたところで、今回の条例改正による貸貸でありました。

音更の制度でいきますと、買い取りが条件でありますから、以外とハードルが高いのかなというふうに思っております。今回の本町の制度でいけば、借りるだけ、買い取ることも後ほどできるのですが、借りていくということで、その設備費用も含めて安価で進出できると。十分対抗し得る制度変更であると、私は高く評価していますし、これからの事業に期待をしているところであります。

町長の答弁にもありました。リース事業を検討していくということでありますので、本当に期待をして、これからの推移を見守ってまいりたいと思っております。

5番目もよい答弁をいただきました、民間活力の導入。これも行政にはない視点で、民間業者が企業誘致というか、企業を見つけてきていただければ、早く埋まることがやはり有益なことなのかなと思っておりますので、こういったところの検討も再度させていただきたいと思っております。

最後の土地開発公社の方向性ということですが、これから検討されていくというお話でありましたが、基金を崩して清算をしていくという方法についての考えは持たれているかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました基金、いわゆる土地開発基金だと思えますけれども、これらの活用も十分考えております。今の公社が現実に道路用地なんかを抱えている部分もあるわけですから、こういったのは将来的には当然一般会計が買い上げなければならないものでありますから、そういったことも含めながら公社が所有する工業団地あるいはそれ以外の用地についても、どんな方法で負担を軽減させてできるかと、それらも含めながら検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 町長が今おっしゃっていただきましたが、町民の負担が少しでも軽減できるようなことで、今後の検討を期待したいと思います。

マイマイガについてお伺いをしたいと思うのですが、鹿追町は全町を挙げての撲滅週間、音更町は臨時職員2人を雇って、高齢者ですとか、障害者のおたくの駆除に回っていると。池田町は2,000万円前倒しして街路灯の交換を行うと。私にしてみると、各町やり過ぎなぐらい活動をされているのかなというふうに思うのですが、そういった報道が連日されるものですから、本町の住民の皆さんも幕別町は一体何やっているのだろうねというお話がありました。こういった先ほど町長も答弁いただきましたけれども、幕別町もそれなりに効果的に取り組んでいるというふうに私は思っていますので、こういった情報が上手に住民の皆さんに伝わらないことが大変残念でならないわけでありまして。今後のこういった情報の発信の方法をどのように考えているかということと、役場に対する問い合わせなども結構多いかなと思うのですが、どのぐらい来ているのかということをお伺いしたいのと、もう一つは、産業的な被害の報告があるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 第1点の情報の発信につきましては、これは随時必要に応じて、町の広報誌または町のホームページにおきまして、町民の皆さんに提供していきたいと思っております。

それと2番目の町民の皆さんからの問い合わせにつきましては、ことしの春、4月の下旬から5月の半ばぐらいにかけまして、ちょうど卵がふ化して幼虫が出始めました。それが一体どのように駆除したらいいのか、そのようなことについての問い合わせは大体1日につき10件程度ぐらい平均でありました。町といたしましては、通常一般家庭におきまして、幼虫時期で1センチ程度ぐらいまでの大きさでしたら、通常の市販の殺虫剤で十分効きますので、そういう方法で駆除をお願いしますというように話をさせていただいたり、またその場所によっては、高くして自分ではできないような場合につきましては、そういうことをできる業者を紹介させていただいたり、そういうようなことでの情報は提供させていただいたということでもあります。

3番目の産業における被害ということでもありますけれども、これは一つには森林の害虫ですから、森林面においての食害というようなものはあるかということが、一つ大きなことであると思えます。これにつきましては、確かにマイマイガが大量発生いたしますと、葉っぱを食べますので、木の成長を阻害するというような被害は確かにあります。ただし、なかなか枯れるところまでは至らなくて、成長が1年ぐらいおくれる、そういうようなことは聞いております。あとは、それ以外につきましては、特に被害というものは今のところお聞きしておりません。

以上です。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 問い合わせも結構来ているようでありますので、適切な親切な対応に心がけていただければありがたいなと思います。

昨年は街路灯の卵塊駆除を、電気業者の皆さんが進んでボランティアでやっていただいたようなのですが、ボランティアでやっていただいたので、ことしもやるのですかと聞けるものかどうかわかりませんが、ことしはどんな状態なのでしょう、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 去年、街路灯につきましたその卵の除去のことにつきましては、実は電気開

係の事業者のほうから、町のほうにボランティアで、その協力したいという申し出がありました。それは町としても大変ありがたいことでしたので、それを業者に地域割りをした形で全町的に回っていただいたという実態であります。今年度につきましては、現時点におきましては、どれぐらい発生するのか、ちょっとまだ予測がつかいません。危惧されるということでは思っておりますけれども、それで、その実態に応じて、また電気関係事業者とご相談をさせていただくこともあり得ると思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 電気関係事業者の皆さんの名誉のために先にお話ししますが、頼まれてお話ししているわけではないのです。なかなか高所の危険な作業でありますよね、電信柱ということがありますから。危険な作業であり、特殊な機械が必要なその作業をボランティアでやっていくということは、私は少し違和感がありまして、適切な予算措置をして、その対価を支払うことが望ましいのではないかと私は感じます。これ、もう一回つけ加えますけど、そうしてくれと言われたわけでもないし、逆に僕は議会で言いますよと言ったら、いや、おれたちは本当に好意でやったのだから、言わないでくれまで言われたのですけれども、適切な事業でない僕は思いますので、お伺いをしたいのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、課長が答弁させていただきましたように、去年は電気関係の業者の方から進んで申し出があったと。それを受けて実施していただいたわけですが、今のように危険を伴うようなことが、本当にボランティアだけでいいのかという問題もあろうかというふうに思います。これ実際まだ話をしたこともありませんし、今年度どうなるかということもわかりませんので、そういった前川議員のこういうことも十分意にとめながら、これから対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:58 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 通告のとおり質問をいたします。

魅力あるバリアフリー先進自治体を目指して。

高齢化が急速に進行しております。それに伴い、主に都市部あるいは都市周辺部におきましては、これまで多くの方々が住んできたマンモス団地やニュータウンで抱えるさまざまな課題に対し、その対応に追われる自治組織や自治体などの課題解決に向けた働きかけや取り組みが紹介されるなど、各種メディアを通じまして問題提起されているところであります。

同様に地方自治体も深刻な状態であり、もちろん我が町においても高齢化率50%を超える公区も存在し、さらに30%を超える公区が数多くある中で、住みよいまちづくりに取り組んでおられますが、現状に加えてこれからも高齢化に伴う身体障害者手帳の保有率の増加が見込まれることから、将来の暮らしを憂う住民も多いと考えます。

財政状況が厳しい折、福祉のまちづくには大変な苦勞をしておりますと思っておりますけれども、福祉を町全体で取り組む姿勢と、その取り組みについて町の所見を伺うものです。

一つ目に、政権交代による障害者福祉施策への影響と課題について。

二つ目、庁内におけるバリアフリーの理念の共有について。

3番目、高齢者を含む障害者の孤立を生まない取り組みについて。

4番目、とりわけ民間事業者へのバリアフリー化の補助金制度拡充について。

最後に、「みんなにやさしいまちづくり条例」の制定を目指してはいかがなものでしょうか。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答えいたします。

魅力あるバリアフリー先進自治体の施行についてであります。

先の中野議員のご質問の中でもお答え申し上げましたが、本町におきましても本年3月末には、高齢化率が24.65%となり、4人に1人が65歳以上という状況になりました。だれしも避けて通れない老いという現実からのさまざまな課題に、行政としてもしっかりとした対応をしていかなければならないものと考えております。

ご質問の1点目、政権交代による障害者福祉施策への影響と課題についてであります。

昨年の政権交代によりまして、障害者福祉施策は大きく転換されることとなりました。2006年に制定されました障害者自立支援法が2012年度に廃止され、障害者施策を総合的に推進する新たな法律の制定が予定されているところであります。この新たな法律について、厚生労働大臣は応能負担を基本とした制度の谷間がない障害者総合福祉法をつくと明言しており、制度創設には障害者の参画を得る方針で、既に障害者団体などの意見を聞く場が設けられ、実施されたとお聞きいたしております。

なお、障害者制度改革推進会議においては、新法の実施までの間、早急に取り組むべき課題として、利用者負担の軽減や法の対象となる障害者の範囲の見直しなど、11項目を示し、現在、厚生労働省において改善に向けた検討がなされております。3月に開催されました第1回町議会定例会での執行方針でお示しいたしましたとおり、本年4月より国は、市町村民税非課税世帯の低所得者に対し、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料といたしました。このため、本町といたしましても、これに合わせる形で、町が実施する日常生活用具給付事業、移動支援事業、訪問入浴事業、日中一時支援事業につきまして、市町村民税非課税世帯である低所得者の利用料を無料といたしましたところであり、低所得者の方については、一定の負担軽減が図られたところであります。

次に、課題についてであります。新制度の創設が2012年とされているため、さきに申しましたように早急に取り組む課題に対する制度改正の実施時期や新制度の策定スケジュール等が示されていない状況であります。これらは、障害者の暮らしに直接影響を及ぼしますことから、早期に方向性を明示するとともに、制度の改正を望むものであり、特に実費負担の軽減や施設に対する介護給付及びサービス報酬の見直し、障害者施策に対する国の負担基準の見直しや、市町村の財政負担の軽減が課題であろうと認識しているところであります。

次に、ご質問の2点目、庁内におけるバリアフリーの理念の共有についてであります。

バリアフリーは、障害のある人だけではなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられているというふうに認識いたしております。庁内におけるバリアフリー化の理念の共有については、第5期幕別町総合計画の第4節、「心かよいあう地域福祉の推進」の基本目標に、住民の福祉意識に対する関心を高めるとともに、家庭、地域、福祉団体、行政などが一体となり、ともに支え合い、心通い合う福祉社会の形成を図るとしたところであり、障害者施策の面では、居住環境の整備に努めるとしたところであり、

また、幕別町障害福祉計画の基本方針においても、公共施設のバリアフリー化など環境整備を計画的に推進するとしており、障害福祉計画策定に当たっては、庁舎内関係部局の担当者による検討会議を開催し、バリアフリーについての共通認識を持った施策の展開を図ることとしたところであります。

今後とも少子高齢化の進展に伴い、より一層住民のニーズが多様化することが予想されますことから、庁内においてバリアフリーの理念共有に一層の意を用いてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、高齢者の孤立を生まない取り組みについてであります。

近年、本町においても高齢者の独居世帯が増加しており、平成21年度末の65歳以上の高齢者の単

身世帯は、1,427世帯となっております。現在策定中であります幕別町地域福祉計画において、地域で支え合う社会の実現を目指し、高齢になっても住みなれた地域でいつまでも安心した生活ができるよう、地域全体が家族のように助け合い、支え合うという意識が必要であり、住民一人一人を初め、関係する機関、団体、行政が連携して、すべての町民が地域を構成する一員であることを再認識することが課題ととらえております。

こうしたことから、本町では、高齢者の皆さんに積極的に社会参加をしていただくために、老人クラブ活動に対する助成を行うことにより、多くの方に参加していただき、高齢者の生きがいづくりや地域での親睦を推進しているところでありますが、外出が困難な方もいらっしゃいますことから、民生委員による担当区域内の高齢者世帯に対する定期的な見守り活動等を実施していただいております。

また、介護予防事業として、生きがい活動支援通所事業、いきいきエンジョイ教室の開催や高齢者の実態調査を実施するなど、その生活実態を調査することにより、必要な方には家に閉じこもらないよう、各種事業への参加を呼びかけたり、個々の健康状態によっては、保健師による定期的な訪問も実施しているところであります。

さらには、認知症サポーターの皆さんや札内地区で活動を始められましたボランティアサークル「でんでん虫の会」では、2カ月に1度、地域の近隣センターを会場に、ひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちな高齢者等を対象にした気軽に集える交流の場としてサロンを開設されるなど、徐々にではありますが、ボランティアの皆さんにご活動をいただいているところでもあります。このような中、今後とも高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、各種団体や地域の皆さんのご協力もいただきながら、各事業に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、民間へのバリアフリー化の補助制度の拡充についてであります。

現在、本町における補助制度は、障害者については、障害者手帳1級から3級の所持者に対し、居宅生活動作生活補助用具として、学齢児以上の方を対象に、トイレやおふろ、段差の解消等に要する住宅の改修に対し、1件20万円までの費用に対して95%の補助制度があるほか、介護保険制度において、要支援・要介護者については、トイレ、ふろ、手すり、段差解消などの住宅改修について、1件20万円までの費用に対し90%の保険給付をいたしております。また、障害者の自動車運転免許取得に対して10万円、障害者本人が使用する自動車の改造に対して10万円の補助があるほか、身体障害、知的障害または精神障害を有する者もしくはその方と生計を同じくする方が所有または取得する自動車のうち一定の要件に当てはまる場合に、自動車税の免除及び自動車取得税の免除を受けることができるようになっております。

ご質問の民間へのバリアフリー化の補助金制度の拡充についてであります。現状の補助制度は障害者本人が対象とされているところであり、民間の事業者に対する自動車の改造や購入資金及び店舗等のバリアフリーに要する工事費等には補助制度がないのが現状であります。

町といたしましては、今後とも障害者の日常生活援助という観点から、障害者個人または世帯に対する補助を考えており、民間の事業者におかれましては、町融資制度の活用などで対応していただきたく、民間の事業者への補助制度の創設は現在のところは考えておりません。

ご質問の5点目、「(仮称)みんなにやさしいまちづくり条例」の制定についてであります。

ご質問のみんなにやさしいまちづくり条例につきましては、既に制定された自治体においては、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加できる機会がひとしく与えられる社会を目指し制定がなされたものであります。障害を持った方のみならず、高齢者から幼児に至るまで、すべての町民の皆さんが安心して日々の生活ができる環境を整えることは、町の重要な責務であると考えておりますので、今後、先進地の事例等を参考にしながら、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で、堀川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長(古川 稔) 堀川議員。

○5番(堀川貴庸) では、改めまして質問をいたします。

昨年の政権交代によって、今回お尋ねをしました分野におきましても、制度設計が大きく変わるといような答弁でありました。というか、私の個人の感想では、すぐにでも変化が生じるのかなというふうにも思っていたのですけれども、どちらかというと、議論がスタートしたばかりなのかなと、そんなような印象を受けました。おおよそあと3年以内でしょうか、2012年度に廃止された上でということでしたので、3年以内なのかなという感じはしますけれども、その後、その新しい制度が実施・展開されていくということですが、まだ具体的などころが見えていないというようにところは自治体としても非常に福祉行政を進める上では、苦勞されているのかなというふうに心配をしているところでは。

課題については、ある程度把握されているというふうに受けました。それで、その受益者負担の軽減にも取り組まれておりますので、その部分は評価したいというふうに思います。

ただ、今後、受益者負担の軽減にも取り組むという意味でも、福祉分野において、財政支出の増加がやっぱり見込まれるだろうと。本来であれば一日でも早くその新しい制度に移行されるのが望ましいというふうに思いますけれども、その期間までどの程度財政上影響が出てくるのかなと。あるいは、どの程度負担を見込んでおられるのかなというところを、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、現在、障がい者制度改革推進会議が開かれておりまして、この中で17項目あたりの課題を整理する作業が進められているようでありまして、利用者負担の軽減もそうでありまして、もう一つは、いわゆる国と地方の財政負担のあり方というようにことも当然検討の事項になっているわけでありまして、こういったことの中で、今、具体的に幕別町が、我が町がどの程度の負担増になるか、あるいは負担減になるかということまでは、まだ具体的なものは出ておりませんが、先ほど申し上げましたように、12年までの間の町の負担、あるいは地方の負担ということは、これ以上は多くならないためにも、一日も早い制度の見直しが必要だろうというようにことは、これは実は町村会等の要望の事項の中にも入れていただいて、今、運動をしているところでありまして、引き続き進めていきたい、要望活動を推進していきたいというふうに思います。

ただ、国も、この間のを聞きますと、社会保障費が黙っていても1兆3,000億円だかふえるというようにこの現状の中で、本当にこれどの程度軽減が可能なのかというところは、今の段階では正直まだ見えていないのが実情だというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 本当にどの程度、その具体的などころが見えてこないのか、町長もなかなか苦慮されているとは思いますが、移行されるまでの間、職員の方々、町長を筆頭にその取り組みに期待をしたいというふうに思います。

福祉を含めまして、教育、環境といった分野というのは、これからも一定程度集中して予算投下をしていく時代に突入したというふうにも思っています。今回は、福祉の分野についてお尋ねしているわけなのですが、やはり一言で福祉といっても、とてもすそ野が広い政策課題ですから、庁舎内においても、実務上は福祉課あたりを中心に事務的なことを取り扱うことになるでしょうけれども、実務だけではなくて、部や課にこだわらないで、先ほどバリアフリーの理念ということで申し述べましたが、答弁にあるようなバリアフリーの理念については、全く意を同じくするものです。その共有を一層進めるということで、意を用いていくという答弁ですので、それらにも期待しながらも、やはり各部署ごとに、その理念に基づいてできることをやっていくということだけでも、より一層我が町が福祉のまちづくりに進めていくというか、つながっていくのではないかなというふうにも、ちょっと抽象的な表現になってしまいましたけれども、そんなふうに考えましたので、私はそんなふうに考えましたので、私はそういうふうに考えるのですけれども、この点、町長どういうふうにお考えになりますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、福祉課でやることだけが福祉ではない、これは教育委員会で行うこと、あるいは道路を整備すること、あるいは公営住宅の整備、いずれにも福祉にかかわる、あるいはバリアフリー等にかかわってくるものはあるのだろうというふうに思います。ですから、それぞれの課が、それぞれバリアフリーなり、福祉に対する理解を深める中で、やはり町民の皆さんのためにどうあるべきかということを考えていかなければならないのだろうと思いますし、そういったものをお互いが共有することによって、いろんな事業にそういう効果があらわれてくるのだろうというふうに思っておりますので、いろんな施設をつくる、あるいは設備に当たっても当然のことながら、いろんな協議を進めながら、連携を密にしながら、これからも町としての対応をしていなければならないものだというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） より一層その福祉の理念の共有化に意を用いていただきたいというふうに思います。また、そのことによって、その3番目の項目にあるように、高齢者の孤立を生まない取り組みにつながっていくというふうに思っています。もちろん施設における段差解消だとか、手すりの設置などもバリアフリーなのですけれども、それらに加えて、自立支援ですから、食事の配達提供だとか、あと図書館では、たしか活字の大きい本を結構入れられましたよね。そういう形にはならないかもしれませんが、そういうものも含めてバリアフリーに町としては取り組んでおられると思います。

これからはどうかというと、地方自治体に求められるのは、その住民同士のつながりが希薄にならないような取り組みも必要かなど。それが孤立を生まないような取り組みにつながっていくというふうに、今回ちょっと問題提起というか、質問させていただいていますけれども、そういうサロンが開設されるというふうに答弁にもありましたので、すごく喜ばしいことではあるのですけれども。そういった状況から、住民同士が気軽に集まれる居場所づくりをつくり上げてきている自治体やいろんなところもありますので、それらの支援もできればお願いしたいなというふうにも思います。

また、町長は一貫して協働のまちづくりに取り組まれておられまして、北海道はそもそもがもう冬はバリアだらけというか、建物は高層建築物ないかもしれませんが、面積が広いということは移動に伴う距離感というのは相当なバリアだろうというふうにも思います。物理的なバリアの解消の前に、先ほど住民同士のつながりという意味で、協働のまちづくりの精神にのっとって、住民のつながりというのか、つながりが再発見できるような事業の推進に意を用いていただきたいというふうにも思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 老人のみならず、いわゆる住民間のコミュニティということは非常に大事なことだろうと思っておりますし、まちづくりを進める上では、やっぱり地域の活動というのが原則基本になるだろうと。きのうの新聞でしたでしょうか、音更町も町内会の活動、組織率が70%になったというようなことが出ていました。大変寂しい思いもしますし、もう一つ、私もこの間びっくりしたのですけれども、老人クラブの連合会の皆さんが来て、一遍に老人クラブの会員数が200人減った。今は、全国的に老人クラブに入る人がだんだん少なくなってきている。これらも、いろいろ要因はあるのだろうというふうに思いますけれども、先ほどのお話にもありますように、一人で自分だけの生活、自分だけの空間に閉じこもらないで、何とか大勢の皆さんと交流をする中で元気に過ごしていただくことが何よりだと思いつつも、そういうような老人クラブのいわゆる組織率がもう50を割ってしまっている。いわゆる65歳以上の高齢者に対して、今、四十数%しか老人クラブに加入していない。そういった面では、我々もまだまだ行政としてもやらなければならないこともあるのかもしれませんが、今お話ありますように、何とかこう多くの高齢者の方々に社会参加をしていただく、そういったことにもこれから、当然のことながら地域の皆さんあるいは福祉団体やボランティアの皆さんの協力いただくこともあるかと思っておりますけれども、それらを含めて、先ほど来申し上げております、今、地域福祉計画というものの策定に当たっているわけですが、そういったことも、これからの計画の中に生かされるように、また私どもも努めていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 今、町長お答えになられましたように、町ぐるみで福祉について取り組まれるということに期待したいと思います。

先ほどボランティアサークルのでんでん虫の会というところで、地域の近隣センターを会場に交流の場を開設されているということでした。よりどころと言ったら若干大げさかもしれないのですが、そういう集える場所が町内にできたということは大きな一歩だと思いますし、本当に喜ばしいというふうに思います。ただ、いずれはもう少しこういう場が必要になるのかなというふうにも思います。地域内の小さな交流拠点が幾つか将来できることを切に望みながら質問させてもらうのですけれども。

そして、その4点目に民間事業者へのバリアフリー化の補助制度なのですけれども、これも将来的な課題だろうというふうには思います。現状では考えていないという答弁でしたけれども、先ほどご紹介したように高齢化率がやっぱり50%を超えているような公区もやはり出てきているわけで、今後、高齢化に伴うような身障者手帳の保有率といいますか、発行率といいますか、そういうものの高まりが予想されておりますので、安心して住むことのできるまちづくりへの配慮がもう少し目に見える形で進められると、今健康な方々の将来的な不安もいささか払拭されるのかなというふうにも思います。その一つに、取り組みを広げる、あるいはその取り組む意思のある事業者の育成が求められるような時代に入っていきように思いますけれども、そうした取り組み自体は町としても否定するものではないと思いますので、他の自治体の取り組みを調査・研究していただきながら、現状では財政にゆとりはないかもしれませんが、今後に向けて頑張っていたきたいと思いますので、その点、町長いかがだと思いますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 民間に対する補助を考えていないというようなことの答弁だったので、この民間という言葉も、例えば個人が住宅をやるとかというような場合にはどうなのか。もう一つ広げて、いわゆるJRの駅を、郵便局を、あるいは病院といいますか、バスの待合室だとか、そういうところをいわゆる公共的な施設といいますか、そういったものが本当にバリアフリー化するときに町としてそれらの支援することは可能ではないかと、そういう自治体も実際あるやにも聞いております。お話ありましたように、これからだんだんそういうことが必要になってくる時代でもあろうかと思っておりますので、十分そういった先進地の事例なんかも、今後、研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） それでは、最後の点、「みんなにやさしいまちづくり条例」制定の考え方についてなのですけれども、特に我が町においては、豊かな自然、それから農業を中心とする産業全体というのが、心も体もバリアがなく、だれでも一つになって取り組みをしていく、そんな考え方になるのかなというふうに思っています。

たまたまちよっと見てみたところ、岐阜県の高山市の取り組みを紹介させてもらうのですけれども、高山市はさらにそこに観光をプラスして意欲的に取り組んでいる。タクシーの改造事業への補助だとか、あるいは宿泊施設内での弱視者のための専用ルームだとか、車いすの人向けの入浴装置の設置補助だとか、そういう住みよい町というのか、障害者でも行きたくなる町というものを目指して取り組まれているようです。

いずれにしても、福祉という分野は、町長言われたように多方面にわたりますから、終わりのなき政策課題なのだと思いますけれども、そもそもそのバリアというのは何だろうという原点に立ち戻る場面も必要だと思いますし、先ほど申し上げました健常者と障害者との間のバリアを取り除くためといいますか、相互理解を深めることがますます重要だというふうに思います。暮らしの豊かさだとか、心の豊かさを求めていわゆるバリアフリーな人と人との関係づくりができるような取り組みに意を用いていただきたいというふうにも思いますけれども、町長はどのようにお考えになるのか、お伺

いしたいと思えます。

それから、町の責務として住民が安心して日々の生活ができる環境を整える、日々の生活ができるというような表現で、それも重要であるというふうにも思えます。そのことはシンプルに評価したいというふうにも思うのですけれども、あえてもう一言言わせていただければ、住むことのできるまちづくりというよりは、住みたいと思うようなまちづくりも、そういう観点も含めて、これからご尽力もいただければなというふうにも思っておりますので、その点、町長どようにお考えになりますでしょうか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今の高山の例がありました。私どものところに、これは岡山県津山市でしょうか、ここの「人にやさしいまちづくり条例」というのがありますけれども、要するにやはり人と人とのかわり合い、いわゆるノーマライゼーションもそうでしょうけれども、やはりそこに住む人たちが一つになってまちづくりをする、いわゆる障害者にも高齢者にも子供たちにも優しいまちづくりを進めるといのが条例の基本にある。そして、そのためにいろんな施設の整備だとか、道路や社会資本の整備に当たっていくということが基本だろうというふうに思えます。確かにそういった中で、だれもがここに住んでいてよかったと、あるいは住みたいという、そういうまちづくりになるように我々もいろんな面で努力しなければなりませんので、お話しいただいたこと、あるいは我々の内部で得た資料をもとにしながら、さらに調査・研究を進めさせていただきたいというふうに思えます。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 最後に、町長と私の間にはバリアはないと思えますので、今後の頑張りに期待して終わります。

以上です。

○議長（古川 稔） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、「食クラスター連携協議体」についての取り組みについて、質問いたします。

第5期幕別町総合計画の基本計画第2章「農業を核に競争力のある産業のまちづくり」の中で、高付加価値化の促進について、産学官の連携を強化し、新製品やブランドの開発、販路拡大など、農畜産物の付加価値向上に向けた取り組みを促進しますとあります。また、新しい時代への対応として農業関連分野への就業機会の拡大を図るため、加工や販売サービスを組み合わせた農業関連産業であるアグリビジネスの創出を促進しますと今後の課題を挙げています。

去る5月19日、「食クラスター」構想の推進母体「食クラスター連携協議体」が、道経連、JA北海道中央会、道経済産業局、北海道の協力のもとに発足いたしました。その目的は、農水産資源について付加価値の高い商品を生み出し、流通、販売を促進し、また観光産業などとの融合化を図り、地域の雇用、所得、人材を確保し、自立的な地域社会を実現していくことであり、そのための事業が行われていくこととなります。

幕別町におきましても、行政、商工会、JA等が連携して、「食クラスター連携協議体」へ参加していく取り組みを進め、アグリビジネスの創出等に向けて積極的に取り組んでいくべきだと考えますが、お伺いをいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「食クラスター連携協議体」の取り組みについてであります。

食クラスター活動につきましては、食に直接かかわる産業のみならず、食品が人々の口に入るまでに引きずる流通や機械などのものづくり、さらには大学や試験研究機関、金融機関、行政を含めた関連する企業、機関、団体が今まで以上に緊密に連携できる体制を整備し、オール北海道で食の総

合産業を構築しようという取り組みであります。

ご質問の要旨にもありましたように、先般、5月19日、この食クラスター活動の全道的な推進母体として北海道経済連合会、北海道農業協同組合中央会、北海道経済産業局、そして北海道が発起人となり、「食クラスター連携協議体」を発足させたところであります。この協議体は、北海道の豊富な農水産資源を活用した食クラスター活動を盛んにすることにより、付加価値の高い商品を生み出し、それを国内外に向けて流通販売し、また観光産業などとの融合化を図るなど、北海道ならではの食の総合産業の確立を目指すもので、これにより地域の雇用、所得、人材を確保し、自立的な地域社会を実現し、北海道経済を牽引していこうというものであります。

具体的な事業内容といたしましては、技術開発や新商品開発など高付加価値化に向けた取り組み、北海道内外へのマーケティング販路拡大の取り組み、食関連企業の企業誘致など、投資促進に向けた取り組み、食クラスター活動の全道的な普及促進のための取り組みを予定しているとのことであります。

こうした取り組みは、今までも各地域レベルで取り組まれているところであり、十勝レベルでは、農業を核とした地域産業の総合的な振興と活力ある地域社会の形成に資することを目的に、管内の市町村や北海道、農業協同組合、帯広商工会議所、さらには民間企業などにより、平成5年に設立された財団法人十勝圏振興機構、いわゆるとかち財団がその役割を担っているところであります。

とかち財団の取り組みといたしましては、産業連携支援事業として十勝圏の産学官の研究者や経営者等の情報交換や交流を深めることによって、ビジネスチャンスの場ともなる「ヒューマンネット十勝」の開催、物産振興支援事業として「十勝ブランド認証制度」の運営や「とかちを食べよう！秋を満喫フェア」など物産展の開催、出展、さらには、とかち財団が管理・運営を行っております北海道立十勝圏地域食品加工技術センターにおいては、地域の資源を活用した食品工業の振興と加工技術の高度化支援を目的に、加工食品の開発や製造技術改良試験などの試験研究事業、あるいは食品加工や技術高度化に対する指導事業などを行っており、多くの加工食品が商品化されております。また、とかち財団では、平成22年度の事業として北海道経済産業局の補助を受け、十勝地域の野菜や豆類からの素材を活用した食品等のビジネスの推進を目指した「十勝地域・アグリバイオ産業クラスター形成推進事業」や農畜産物の原材料供給側と加工側の双方を取り持ち、競争力のある製品開発のためのプロジェクトをコーディネートすることを目的とした「食のコーディネーター事業」などにも取り組む予定と伺っております。食クラスター連携協議会の取り組みは、こうした地域レベルの取り組みを活発化させるとともに、全道レベルに拡大することにより、一層の経済波及効果を生み出し、北海道を活性化させようとするものであります。大変有意義な活動であろうというふうに考えております。

このようなことから、町といたしましても、食クラスターの主体となるであります企業や事業者の機運を高めるよう、前段申し上げましたとかち財団の事業のPRに努めるとともに、食クラスター連携協議体に参画し、関係機関と連携を図りながら、必要な情報提供や事業者との橋渡しなどに努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 再質問させていただきます。

ご答弁にありましたように、この食クラスター連携協議体につきまして、大変有意義な活動だと、そして町として参画をして積極的に進めていくというご答弁がありまして、評価をしたいと思うところであります。

私は仕事柄いろんなところにお伺いをする機会がありまして、インカのめざめだとか、和稔じょだとか、あとユリ根のパンだとかをお土産に持っていくわけでありまして、近いところではみんな知っているのですけれども、なかなか道内でも余り認知度がないわけでありまして、こういうことに関してもこの食クラスター連携協議体というのは、非常に道内レベルで販路拡大していける、そういう情報だとか連携がとれるのだというふうに思うことでありまして、ぜひ参画を進めていただきました

いなと思うところであります。

町長からご答弁ありましたように、クラスターと申しますのは、ブドウの房というのが意味でありまして、生産者から消費までそこにかかわるすべての関連企業や団体、行政等が協力をして高付加価値を高めていく。そして、食品を開発して、販路を拡大して、そして地域の活性化を行っていくというふうなそういう考え方で始まっておりまして、全国レベルでこれはいろんな形で成果を上げている活動だと認識しておるところであります。

このことに関しましては、新聞紙上でありますけれども、道は本年の予算の目玉としまして7億5,000万円を計上するのだと、あと北海道経済産業局のほうでは1億6,000万円を計上するというところで、力を入れて支援をしていくという方向が出されたと新聞報道でありました。でも、これは商品の開発だとか、そういうことに補助をするのではなくて、いわゆるそれに向けて取り組んでいく地域の推進母体だとか、そういういわゆるチームだとか、そういうことに補助をし、また助言をし、助けていくというふうな形で、その予算措置がされていくのだろうというふうには私は認識しておるところであります。

そういうことでありますから、この幕別町で具体的な地域のその推進体制をどうしていくのかということが、やはり最初のとっかかりの課題ではなからうかなと思うことであります。その辺のことにつきまして方向性がありましたら、お答えいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、今回の連携会議、いろいろな場、先ほども言いましたようにいろんなことを進める中で、いわゆる北海道としての食の総合産業的な役割を果たしていくということでもあります。

先ほど、5月19日には発足した後、例えば市町村に案内があるとか、どのような方向で今これから事業を進めていく、そういったところまでまだ具体的なものがないので、今後、私どももそういう動きの中で町としての対応、それと前段申し上げました十勝圏の振興機構とのかかわりも含めながら、これから町として対応していきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 地域で推進母体があつて、一応連携協議体のところには事務局が置かれて、コーディネーターが置かれると。それに関して、いろんな研究機関であるとか、大学であるとか、企業であるとかかが協力をしながら、こっちから上げていったことに関して、物事を進めていけるか、いけないのか、そしてどういう方向で進めていくのかというふうな形が今回立ち上げられた形だと、私のところでは伺っておるところでありまして、今後またご協議いただきまして、どのような形で推進体制をつくっていくのかということをご検討いただければなと思うところであります。

例えば、先ほど前川議員の質問の中にもありましたけれども、地域の新商品の開発であるとか、新事業の立ち上げであるとかということに関しまして、非常に有効な機関でなからうかと思うわけでありまして。これには、大きな三つの指針があるのだと言われております。一つは商品づくりであり、一つは価値観づくりであり、一つは流通・販売なのだ、この三つを踏まえているということが、この食クラスターの基本的な考え方だというふうな形が言われております。

道内にありまして、空知のほうに行きましたら、「ゆめぴりか」というお米がコシヒカリにも勝るとも劣らないお米になったのだというふうなことがありまして、栗山のほうに行きましたら、タマネギの「さらさらレッド」という、非常に血液をさらさらにすると申しますか、そういう開発をされているとか、あと近いところでは、音更でいわゆる亜鉛含有量の多い大豆、2.5倍の含有量の大豆が開発をされて、これは個人の企業でありますけれども、非常に免疫について効果があるのだというふうな形で今されてあります。芽室でも、これは大豆の煮汁を捨ててしまうのを、それを有効利用しようということで、それがポリフェノールというのですか、老化対策に対するよく効果があるのだということで、今、粉末化されております。こういうことに関しまして、非常に戦略的な一つの方角性というものを持っていかないと、漠然と取り組んでもなかなか身にならないのではないかなと思

うわけであります。

長野や石川のほうに出向くことがあります。物すごくおいしいおみそをいただいたことがあります。これ、「白山厳選米麹味噌」というので、ゴマだとか、ユズだとかという5種類ぐらいのみそがあったのでありますが、これはいわゆる有機低農薬米のお米と有機低農薬の大豆というふうな形でつくられて、そしていわゆる霊験あらたかな白山の水を使用して、そして売り出したというふうな非常に方向性を持った形がされてあって、なるほどなど、これが食クラスターの形なのだなというふうな形で勉強させていただいたことがありました。そういう方向性につきまして、今後、内部でご検討いただけるかどうか、そういう方向性を持たれるかどうかということをお伺いしたいなと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、いろんな事例をお聞きいたしましたけれども、なかなか庁舎内あるいは町内では具体的なそういう動きは今のところはないようでありまして、これは連携協議体に参画する、これらも今は特にそうしたプロジェクトとか、そういうのがなくても、その中に参加することによって、今、芳滝議員が言われるような新たな連携体の中から出てくるものもあるのだろうというようなことで、今後それらも含めた中、参画していろんな研さんを重ねる中で、検証がされる中で、そういうプロジェクトなり研究にかかわる団体ができてくればというふうにも思っております。なかなかおっしゃられるとおり、難しい問題もあるのだろうというふうに思いますが、やはり何といたって取り組む意欲というのでしょうか、そういったものがなければこれは成就しないのだろうというふうに思っていますので、それらも含めながら、これから町として、あるいは関係機関との連携を密にしながら、あるいは今言った十勝圏あるいは全道的な中での検証を含めながら、これから進めていければというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） ともかくこれからだということで、頑張りたいと思っておりますが、そういうわけで最後に方向性として、提案としまして、こういうこともいいのではないかと。今ちょうど6月11日から8月31日まで新阪急ホテルのオリンピアというところで、これは全国のフードバイキングというのが開催されております。このことに関しまして、幕別町の製品も何品か、いわゆる個人のところに紹介がありまして、そして紹介されたところ、いわゆるインカのめざめと、そしてNEEDSのチーズですね、それが二つ採用されて400の席のところ、二つ占めて長期にわたる販売がされるという形の中の、勝ち取ったというふうなことがあって、今開催されております。

やはりこういうことに関しまして、いわゆる人材だと思うのです。いわゆる金融機関であるとか、大学だとか、あと生産者だとか、農協だとか、商工会だとか、そしていろんな情報関係だとか、流通関係だとか、そういうある程度それにたけた人材を、いわゆるフードコーディネーター、幕別町フードコーディネーター、これは私は兼務でも何でもいいと思っておりますが、そういう名前を掲げて、このクラスター協議体のもとで前を向いて具体的な取り組みを、動きをつくっていくという、そういう方向がどうだろうかということをお提案を申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思いますところでございます。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

13:54 休憩

14:10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○3番(斉藤喜志雄) 通告に従いまして、平成23年度の小学校から始まる「新学習指導要領」の全面実施に向けた教育環境の整備について質問をいたします。

労働科学研究所の「教職員の健康調査」、それを見ますと、実に教職員の91.1%が「児童生徒に対して、個別的にきめ細かに対応する時間的余裕がない」と悩みを吐露しています。また、年度末反省の一つでもある町内各学校の学校評価も見せてもらいましたが、多くの先生方が会議や打ち合わせ、そして調査や報告書などの書類作成のために「児童生徒との話し合いや個別的な指導をたびたび中止せざるを得ない」と不満を訴えています。このことは、今の学校が子供たちと向き合い、じっくり話し合う時間がとれないほど忙しく、ゆとりがなくなっていることを如実に物語るものであると思うところであります。

一方、平成20年度に文科省が発表した「教職員に係る懲戒処分等の状況」、それによりますと、病気休職者が年々ふえる傾向にあり、中でも精神疾患による休職者が10年前の約3倍と、その数は過去最多となっております。加えて、平成20年度に管内の教職員を対象にした健康調査でも、大幅世代交代による若返りが進む中にもかかわらず、通院中を含め、現在の自分の健康に自信がない教職員が43%にも上り、その原因を多忙化とストレスと回答しています。言うまでもなく、学校教育は教職員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、教職員が心身ともに健康であることは、正常な教育を推進するための基本的な要件であると言えます。

このようなことから、授業時数はもとより、教科書の分量や指導内容がふえる新学習指導要領のもとでは、子供たちと教職員の負担がさらに増し、なおさら授業以外の教育相談や諸行事の準備初め、児童会、生徒会活動等々のための時間確保が極めて難しくなることは、想像にかたくないところであります。

つきましては、教職員が児童生徒と向き合う時間を拡充するとともに、教職員が心身ともに健康な状態を維持し、児童生徒の指導に当たる環境をつくることは、学校運営上の喫緊の課題であると考えるところでもあります。学びの環境を整えるため、学校現場に対して、具体的にどのような指導や支援策、さらには施策に取り組んでいくか、お伺いをいたします。

○議長(古川 稔) 金子教育長。

○教育長(金子隆司) 斉藤議員のご質問にお答えをいたします。

新学習指導要領の全面実施に向けた教育環境整備についてであります。平成14年度から実施されてまいりました現行の学習指導要領が改訂され、新学習指導要領が小学校では来年度から、中学校では平成24年度から本格実施されることとなっております。新しい学習指導要領においては、ご承知のとおり小学校高学年を対象に外国語活動が、中学校では武道とダンスを新たに導入され、さらに確かな学力を確立するために、30年ぶりに授業時数がふえるなど、大幅な改訂でありますことから、円滑な実施に向けて対応が求められているところであります。

ご質問の1点目、教員が児童生徒と向き合う時間の拡充についてであります。

いじめや不登校、特別支援教育の充実、教員免許更新制の導入、さらには新学習指導要領への対応など、学校や教員の業務量がふえており、子供と向き合う時間の確保、拡充が求められているところであります。

教育環境を考えると、言うまでもなく、教員は子供たちの心身の発達に深くかわり、その人格形成に大きな影響を与える存在でありますので、教員自身が仕事に生きがいを感じ、高いモチベーションを保ちつつ、子供たち一人一人に向き合う時間を十分に確保できる体制を確立することが、子供たちの確かな学力や豊かな心をはぐくむことにつながるものと考えております。そのためには、職場の多忙感や負担感を抑制、排除するとともに、適切に休暇が取得できる環境づくりなどが求められているところであります。

本町におきましては、これまで全教職員へパソコンの配備を行うなど、学校事務の効率化を図るとともに特別支援教育支援員、学校事務補助員の配置、さらには退職教員や学校支援ボランティアなど、外部人材を活用するなどして、教育内容の充実と教職員の負担軽減を図っているところであります。

さらに、本年度からは新たに英語活動支援員や子どもサポーターを配置し、また図書館司書を学校に派遣する体制を講ずるとともに、特別教育支援員を動員するなど、環境の整備に努めているところがあります。また、学校現場におきましては、会議や打ち合わせの持ち方、学校行事の見直し、校務分掌の見直しなど、業務の効率化等を図っているところでもありますが、今後も校長のリーダーシップのもと、特段の見直しの促進に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

なお、人的配置などの条件整備につきましては、新学習指導要領の実施に伴う授業時数の増や中学校体育の武道必修化に伴う教員定数の改善と専門教職員の配置、さらには小学校における外国語活動に伴う教員や理科専科教員の配置拡大等を、北海道町村教育委員会連合会を通して道及び国に要望しているところでもあります。

ご質問の2点目、教職員が心身ともに健康な状態を維持し、児童生徒の指導に当たる環境についてであります。

複雑多様化する社会環境に加え、教育に関する課題が山積している中、教員の多忙化が指摘されており、このことが心身を病む教員がふえる大きな要因にもなっていると認識しているところでもあります。

ご質問にもありますように、文科省の調査では、平成20年度にうつ病など精神性疾患で休職した公立学校の教職員は全国で5,400人にも上り、16年連続して増加し、このうち道内での精神疾患による休職者は234人で、前年より12人の減少となっておりますが、病気休暇者全体に占める精神性疾患者の割合は68%と全国より5ポイント上回っている状況であります。前段申し上げましたように、教員が高いモチベーションを保ちつつ、児童生徒の指導に当たることが教育目標の達成につながるものでありますので、教職員の健康の保持増進のため、まず管理職員はその重要性を十分に認識するとともに、快適な職場環境づくりに努めることが大切なことと考えております。

このため、業務効率化や校務運営体制の見直しを特段に行うとともに、人的配置を的確に行うことが教職員の多忙化による疲労と不安感やストレスを抑制、排除することにもつながっていくものと考えているところでもあります。

また、管理職が的確に職員のサインに気づくことが大切でありますので、管理職と教職員が気軽にコミュニケーションが図れる職場環境づくりに取り組むとともに、道教委で発行している管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブックや心の健康相談室、健康づくりセミナー事業などの周知・活用を図り、管理職の意識の啓発、疾病の予防・早期発見に努めてまいりたいと考えております。

以上で、斉藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） いわゆる時間の拡充という物理的な環境の整備、それから心身の健康という空間的な環境の整備にかかわって、そのことがいわゆる新学習指導要領が願うところの確かな学力の向上にもつながるという観点から質問をさせていただいたところではありますが、ただいま町の人的な支援体制の確保、そして学校現場の業務の見直しや効率化、さらには国並びに道への人的な配置等々を含めた改善要望、そして心身健康維持に向けた具体的な施策等について、きめ細かに回答いただきましたので、そういう意味では、着々と準備が進められているのだなということがよくわかりましたが、しかし何点かどうしてもやっぱりお聞きをしておかなければいけないところもあるので、再質問をさせていただきます。

そこで、教育長、たしか教科書の選定にかかわっていらっしゃった。これはどこの管内の教育長すべてがかかわっていらっしゃったと思うのですけれども、この教科書を見ると、実は象徴的に今回の学習指導要領の姿がああ教科書の中にあられてきているのですね。そこで、この新教科書の質的な転換を含めて、教育長はどのようにそのことを受けとめていらっしゃるか、まず思いを聞かせていただきたい。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） ただいま質問ありました教科書の質的な内容の変化については、報道もされて

おりますけれども、25%程度厚みが増しております。これは授業時数がふえるということも一つありますが、いわゆる今までの基礎・基本を主体とするものにプラス、いわゆる発展的な学習にかかわって、その多くのページが割かれております。そんなことで、今までとは違うボリュームを感じているということでもあります。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 私もそう思っているのですね。教科書展示の見させていただきました。とりわけ今回のこの学力との関係で、学力とのかかわりで、例えば象徴的なのが小学校の算数にあらわれています。算数の教科書を見ると、いわゆるゆとりを標榜した2002年の現行学習指導要領のところでは、大体平均860ページぐらいですよ、1年生から6年生まで。ところが、これが今回のを見てみますと、1,436ページと67%もふえている、1年から6年生までの間で。それからもう一つ、例えば、いわゆる盛んに最近言われる理科離れというところで、理科もかなり強化されているわけですが、これはご案内のとおり3年生から6年生までですから、したがって若干ページ数は変わってきますが、これも43%増です。ところが、ご案内のように時数はそんなに週時程の中で67%も確保していくような状況にないことは、もうご案内のとおり。そうすると、先ほど来言われているところの時間的な確保という観点で言えば、少々のことをしたのではなかなか子供と向き合っただけで、なおかつ学力の向上を求めている。ゆとり否定の風潮を受けて、実は学力、しかし考えてみたら、振り返ってみれば、ゆとり教育があれされたときには、労働時間の短縮と詰め込み教育の弊害が問題になって、実はあやうやう3割方、学習内容が削減された。しかし、ここのは、これはまた、なかなか数字のマジックというか、あれなので、教科書の内容編成を見たら、実はおもしろいのですね。漢字や計算式など知識量の増大もあるけれども、先ほど教育長がおっしゃられたように主体的に考える力、もう一つは言語力、これは国語にかかわってですよ。言語力。それから、多様な答えの出し方にかなりスペースを割いているから六十何%にもなっている。

ところが、保護者の立場では、そこのがなかなか理解されません。教科書が終わらなかつたら必ず出てくる話は何かといったら、私の学級の先生はね、教科書終わらなかつたの。とんでもない先生だよ。とんでもない先生だよ。教科書すら終わられない先生だもの、子供に力なんかつけれないよね。そういう論議が始まる。また、マスコミもそこをのぞいて。そして、一層子供たちを学力向上のところに追い込んでいく。時数は1時間か2時間しか週時程でふえないのに、内容が67%にもなっている。

そうしたら、何をすることが大事か。ここから教育長、大事なことなのですが、私はここのが非常に大事だなと思って、今回の学習指導要領で定着させるために大事なことだと思っているのですが、それは何かというと、ここから教師の力量が問われてくる。私たちよくこういう言葉を発しました。教科書を教えるのか、教科書で教えるのか。ところが、先ほど言うように、一般的には、これ学校の管理職も含めてですが、教科書を教えるというように勘違いしがちな。教科書で教えるのですよ。そうすると、いわゆるどうやって内容を取捨選択、教科書はいっぱいページ数がふえたけれども、限られた時数の中で取捨選択をしていくかという教師の力量がまさに問われてくる。

教育長、先ほどおっしゃられたように、万般にわたってきちっとお答えをいただいているから、もう十分だとは思いますが、私は足りないなと思ったのはそこのことなのです。どうやって、現場の教材研究や、それから研修の時間を確保するかが、子供と向き合っただけの時間を確保ということは、逆に言うと、そういった教師が自信を持って現場の子供たちと向き合うかということが保障されなければいけない。教育長の認識の中でもいいし、現場から聞いた声でも結構ですが、具体的に1週間に大体、予想でも結構です。1週間に先生方が勤務時間内で教材研究ができる時間を小学校の先生でどれぐらいとっていらっしゃるかとお考えか、お尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） いろいろありましたけれども、教材研究にかかわる小学校と中学校はちょっと違うとは思いますが、私どもが感じておりますのは、まず平日勤務時間中においては、びっしり子供

たちについていますから、教材研究をする時間は余りないのではないのかというふうには感じております。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） そのとおりなのですね。余りないのですよ。向き合う時間の確保すらままならない。ままならない中でのあれですから、どれぐらいかということ、これ、こういう教育をみんなのものという管内の調査票があるのです。調査票を見ると、1週間にこういう大きな、先ほど教育長もお答えのとおり、こんなに30年ぶりに大幅に教育内容が変わるといって、こういう時期を迎えていても、現場の実態はどうかといたら、1週間に2時間ですよ。教材研究の時間が確保されているのは1週間に2時間と現場の先生が答えているのだから間違いない。2時間ですよ。では、2時間で、あとチョークと教科書片手に教壇に立っているのかといたら、そうではない。何している。勤務時間の中では消化し切れないから、何やっています。超勤ですよ。実は、勤務時間を超えて、そうやって働いているのです。大体予想で結構ですが、ではその現場の先生方が1週間にどれぐらいの時間超勤しているというふうに予想されているか、これもまたあわせてお聞かせください。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 学校現場における多忙化の現状と労働安全対策ということから拾いますと、一月に46時間から55時間とっておりますので、5で割りますと週10時間程度ということがおおよそ推測できます。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） そうなのですね。管内で一番多い数が幾らかということ、9時間以上となっているのです。9時間以上。大体一致しますよね。だから、全国的にも、あるいは管内的にも全道的にも大体そのぐらいの時間、1週間ですからね、勤務時間を超えて働いてらっしゃる。こういう実態にある。

したがって、ぜひ私は、そういう意味では、時間の確保という観点からいけば、現場の先生方のアドバイザーもいらっしゃるから、しっかり現場へ走って、その先生方の勤務実態がどういう状況にあるか、そこを把握されて、ぜひ施策を打っていただきたい。そうしないと、結果として、新学習指導要領の現場での定着にはつながらない状況だということをご心配しておいていただきたいというふうに思っているのです。

そこで、もう一つ、現場の実態で、これは恐らく把握されていらっしゃるのだと思うのだけれども、町内の先生方の有給休暇の行使率はどのぐらいになっているか、お聞かせいただければと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 一般的に考えますと10日を若干切っているのではないかなと、そのように感じております。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） そうですね。大体一番多いのが6日から8日間ぐらいと、こう言っている。なぜそのところが、これはあえて聞きませんが、そうやって非常に取得率が低い理由は何なのだと、こういうふうにあれされたので、これも調査があるのであれしますと、一つはやっぱり同僚に負担をかけるためだと。それがいわゆる苦痛である。これが一つです。したがって、ここから何が必要かということは当然人的な配置を含めて先ほどお答えいただいたような、そういうものが見えてくるのだろうというふうに思いますし、それからもう一つは教科書どおりやること、とりわけ最近生徒指導での余裕がないということも挙げているのです。だから、健康管理の上からいっても、あるいは子供としっかり向き合ってやる時間確保の観点からいっても、実は有給休暇と、それから超勤とのかかわりというのは非常にリンクするものでありますから、ぜひ教育の効率、効果を上げるという、そういう観点からもこのあたりの現場実態を踏まえた、ぜひ管理職なり、あるいは先生方を集めての指導なり、あるいは情報提供なり、そういったものをしていただければなというふうに思っているところであります。

そこで、要するに一つは、超勤勤務の長時間化が非常に顕著になっていて、それがいわゆるまた向き合う時間が、多分、だから先生方が全く教材研究や研修をしないで教壇に立っているなんていうことではなくて、そういう非常にいろんな犠牲を払いながら努力をされている。そこにおんぶにだっこではなくて、いや、そんなことしていると思いません。先ほど来施策は十分行われていますから。しかし、さらに改善が進むように取り上げていただければなというふうに思っています。

それから、もう一つはメンタルヘルスの関係ですが、町内、現在休職中の教職員というのは何名いらっしゃるのですか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 現在は3名であります。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） うち精神疾患というのはどれぐらいなのですか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） とともに3人とも精神的疾患であります。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 主たる原因は何だというふうに町教委としては把握していらっしゃいますか。何が原因だと把握していらっしゃいますか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） これ、ともに30代の方であります、3人とも。30代ということになりますと、3回目の異動、地域が変わり、30代はちょうどいろんな校内での仕事が回ってまいります。そんなこと。それから、不登校あるいはいじめ等の問題処理、いわゆる生徒指導に関すること。あと、いろんな苦情がありますね。苦情処理。これには非常に困っているようであります。それだけの原因ではありませんけれども、職場環境もあろうかとは思いますが、多くはいわゆるいじめ、不登校の関係、それらが主な理由ではないかと思いますが、さらにはやはり時間的な余裕がありませんので、そういう中で気分をリフレッシュするという間がないといえますか。それから、先生のプライドもありましょう。なかなか療養には自宅できないとか、そんなことがいろいろ重なって繰り返されている方もいらっしゃいます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） よくわかります。非常に今やもう実態がこう出てきているように、多忙化してきていると。そういうあれ、あるいはその時代の変化に対応できないで、変化に対応していけない。これは保護者の要望等も含めて、そんなところが考えられますし、それから僕はひとつ大事なのは、我々も悪かったのですけれども、今、職場の中は多忙化とあわせて、職場の教育力、子供に対する教育力ではないですよ。職場の教育力が非常に私は停滞してきていると思っているのですよ。先輩教職員がしっかり後輩を育ててくるという、そういう職場環境がなくなっている。これは多忙化のせいも含めて、なかなかそういうものがなくなってきた。

もう一つは、これは余り私は大きくは言えませんが、ご案内のとおり主任闘争での1人1係制が長期化したことによって、他人の仕事に口出しはしないという雰囲気が学校の中に充満してしまっていて、年長者であろうが、どんな若者であろうが、物を言う、指導することをばかるといって、そういう雰囲気がある。これは何とかして、私はやっぱり打破していかなければいけないのではないかと。これは教育委員会も含めて、何とかこのコミュニケーションというか、そういうものをしっかりと、このところを、後ろで何かやじが入っておりますけれども、それも問題であるとも思いますが、いや、やじなんてごめんなさい、つぶやき。

まあ、あれだと思いますが、非常にそういう意味での教育力がなくなっているというのか。それは、例えば管理職でもそうなのです。その時代に育ってきた管理職ですから、したがって余りおっかない管理職ってなくなったのです、最近、悪いけれども。いい意味でのだよ。ただいじめるのなら、だれでもできるので。育てるという観点でのいわゆる厳しい管理職がだんだんいなくなってきたとい

う。それでは、そこは一体だれの責任かといったら、私はやっぱり設置者としての教育委員会なり、教育長なり、しっかり識見のあるところが、その手だてを講じていくことが大事ではないか、こんなふうにも考えているところなのです。

ともあれ、学校の職場ぐらい、協力、協働が求められる職場はないのだと。協力、協働が求められる職場はほかにないよということなのです。なぜなら、特に小学校は、きのう1年たてば、最近1年目は担任を持たせないですけれども、2年目になったら担任を持ちますよ。一国一城の主でいます。そして、崇高な人間教育をやるという、学習指導要領にそうやって書いてあるから崇高と言っているのですよ。そういう立場になる。しかし、それは子供の前では王様かもしれないけれども、仕事の面で言えば、私は必ずしもそうではないと、もっと謙虚にあるべきだ。こんなこと言ったらだめだな。と思っているのですが、いずれにしても、そういうやっぱり多忙化にかまけてそういったところがスポイルされたり、あるいはそのことがどんどんストレスがたまって、精神疾患に追い込まれていったりという、そういう意味では、先ほどその辺はあとは教育委員会の責任でと言ったけれども、私は例えばカウンセリング体制みたいなものを町教委の中にしっかり設けて、そういう人が生じてきたときには、例えば専門の人を呼んで、そここのところで放課後に例えば個別の指導をしてあげるとか、相談に乗ってあげるとかという、そういう体制づくりが必要ではないかと。現場の教員の中に、わずか200人足らずの教員の中に3名もの精神疾患の先生方がいらっしゃるというのは、やっぱりこれはどう考えても職場としてはおかしい。おかしいというのはあれですよ、やはり正常だとは決して言えない。したがって、そういうところでのカウンセリングマインド体制みたいなものをもって、あるいは相談窓口をしっかり設けて、電話で受けるとかなんとかだけでなくて、例えば必要に応じて専門員を呼んで、なかなか忙しくて出てこれないから。

それから、先ほどプライドというふうにもおっしゃった。プライドもあつたりなんかして、なかなかあれだと。一番、この精神疾患での嫌がるのは、プライドもあるけれども、実は復帰するとき大変なの。もし休んでしまうと、そうですね。これは今さら私が申し上げるまでもなく、教育長や部長はよくご存じだと思いますが、これは単におれ治ったから帰るよと、現場に戻るよといっても戻れないですよ。非常に複雑な手続やいろんなあれを経なければ現場へ戻れないという、そういうシステムになっております、教育という性格上。したがって、復帰に向けた支援体制というものも含めて、しっかりとっていただきたいなど。そのことがいわゆる心身ともに健康なという空間的な環境の整備につながると、こんなふうにも考えるところであります。きめ細かに取り組まれているところを評価しつつ、そういう研修時間やなんかを含めたそういうもの。

それから、もう一つは……。長くなるな。やめておきます。ごめんなさい。

ソフト部分でずっと求めてきましたが、一つだけ答弁の中にこういうのがありました。武道とダンスが新たに導入されたという点。武道にかかわって、武道場を抱えている中学校がどれだけあるのか。それから、具体的にそれでは武道を導入していくにかかわって、どういう支援体制を教育委員会として組んでいこうと考えていらっしゃるか、そこだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 24年度から実施されますので、23年度、来年度が移行期になろうかと思います。現在、学校と調整中でありまして、武道館、札内に武道館がございますが、その武道館を両校、東中、札中に使っていただきたいと。場所の手配などをしなければならぬでしょうというようなお話と、幕中については、自分のところの体育館が広いというようなことから、今、考え中というようなこともありました。糠内は体育館で実施すると、忠類もそういうことでありますが、それに伴う畳等については、私どもの武道館で少し余裕がありますので、必要な学校に必要な枚数を配ることができると。あとは柔道着であります。柔道着については、今、国の補助制度がありますので、来年度どの程度事前に購入できるか、再来年にはきちっとそろえておかなければなりません。今の方針では、一たん町で購入をして個人に貸し付けると。1年たったらお返しいただくというようなことが一番合理的ではないかと。ただ、まだ全部のところは柔道で決まったということではありませんが、ほ

とんどそんなことで決まるのではないかなというふうに思っております。

あと、指導者ですね。指導者については、教委連におきましても、専任の先生を配置すべく要請はしているところでありますが、現実問題としてはなかなか難しいと思います。したがって、道教委に人材登録にという制度がありまして、幕別町からは3人ほど、それなりの資格を持った方が登録されておりますので、それらの活用も考えていかなければなりません、基本的には、体育の先生は柔道も含めて、資格を持っていますので、それをベースとしつつも、専門的な分野については、そういった指導者の確保についても配慮してまいらなければならないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 今、お聞かせいただいたような方向でぜひ進めていただきたいと思うことであります。

ただ、一つぜひ気をつけていただきたいのは、体育館を使う場合、体育館というか武道場を使うのはいいですね。あれはちゃんと武道場というのはいげないように実はスプリングが入っているのです、あれね。だから、だんと投げられても、畳で吸収するのではなくて、実はスプリングで吸収しているのです、衝撃を。ですから、そういう意味で言うと、スプリングの入っていない体育館で畳を敷いてやったら畳もう、うそでないですから、ずっと敷きっ放しにして1カ月も使ったら、もうちんちんになって、コンクリートの上にたたきつけられるのと同じ状況になります。したがって、そういう意味ではスプリングが吸収してくれる場所での実施ということで、武道場はお互いにありますから、ぜひそのところへの車での輸送だとか、そういうところを含めたやっぱり現場にこれもひとつぜひ、現場の先生方は面倒くさがるかもしれないけれども、そのところは指導してやらないと、子供がけがする、事故が起こるといことが当然想定されますので、そのところだけは十分ご配慮をいただいたらいいのではないかなというふうに考えております。

ともあれ、いろいろと経費も含めて、かかるころではあります、ひとつ若干不十分だなと思いつながら、内心思っている人的なところもあるわけでありましてけれども、ぜひ今後ともそういう意味での完全実施に向けて、その趣旨が生かされるような施策を取り組んでいただければと、こんなふうに思います。

終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります。

この際、15時5分まで休憩いたします。

14:51 休憩

15:05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） お許しを得まして、通告の質問をさせていただきます。

まず、1番目、国民健康保険の住民負担の軽減に本腰を入れることについてであります。

保険証1枚で医療を受けられる、日本の国民皆保険制度は、すべての国民に医療を公的に保障するはずの制度であります。しかし近年、お金がないために医療から排除され、病院にかかれずに、命を落とす事態が生まれている現状にあります。全日本民医連の調べで判明しただけでも、昨年1年間に47人が経済的な理由で受診がおくれて死亡し、うち27人は無保険であったことが報告されています。本町でも滞納者の増加が続いており、資格証、短期保険証が発行されていることを考えますと、そうした事態が起きないとは言えません。

長引く不況と金融危機などもあって、失業者や非正規労働者の増加に伴って、国保の加入世帯に変化が生まれ、国保被保険者の平均所得が下がり続ける一方で、国保税は年々高額となって滞納者は全

国でふえ続けております。国保税は他の健康保険と比べると約2倍の高負担となっておりますけれども、その原因は国保会計における国庫負担率が20年以上前の1984年に49.8%であったものが2007年には半分の25%まで削減されたことにあります。その結果、1人当たりの保険料は3万9,020円から8万4,367円へと2.2倍に全国的には跳ね上がっております。本町も例外ではありません。そのために、保険証を持って医療を受けることができない住民と無保険者をつくる事態となっております。

国は国民皆保険制度を守るためにその責任を果たさなければなりません。同時に住民の町の努力が必要とされています。住民負担の軽減に本腰を入れなければなりません。

本町の国保をめぐる現状の認識と対策について伺いたいと思います。

一つは、未納が平成20年度537世帯、分母を訂正していただきたいと思いますが、4,507世帯を6,235世帯、11.9%を8.6%に訂正してください。未納世帯の経済状況の実態調査を実施していただけるかどうか。

2番目、町内の無保険者の実態はどうなっているか。

3番目、平成20年度の国保税調定額は、1人9万1,966円、1世帯17万9,687円となっておりますが、滞納者が8.6%あり、担税能力を超えていると思いますが、いかがでしょうか。

4番目、資格者証、短期保険証の発行状況はどうなっているか。短期保険証は窓口にとめ置きせず、郵送などで速やかに交付することを求めますが、いかがですか。

5番目、国庫負担割合を以前の約50%にまで戻すよう国に強力に働きかけること。

6番目、払えない国保税の減免を町独自に持つべきと思うがどうか。

7番目、国保の一部負担金の減免の基準を設け、積極的に活用に取り組むべきと思うがどうか。

次に二つ目、後期高齢者医療制度の重荷から高齢者を解放することについてであります。

発足から2年が経過した後期高齢者医療制度は、今年の総選挙の大きな争点となって、廃止を主張した民主党を中心とする政権が誕生いたしました。しかし、世界に例を見ないこの高齢者差別制度の廃止は、新しい制度ができる4年後まで先送りされた上、現在議論されている新制度の内容が明らかになるにつれ、失望と怒りが広がっています。

政府において、次の高齢者医療制度として、高齢者医療制度改革会議で議論しております四つの新制度案のうち、「本命」として詳細に検討されているのが、65歳以上の高齢者を国保に入れて65歳以上の財政を別勘定にするというものであることは驚きであります。これでは、現制度と何ら変わらないどころか、対象年齢を引き下げ、高齢者の苦悩を拡大するだけだと言えるのではないのでしょうか。

したがって、町長は高齢者、町民の願いにこたえるため、次の行動を起こすべきと思い、所信を伺います。

一つ、政府は約束どおり後期高齢者医療制度を廃止して、老人保健制度に戻すよう働きかけること。

二つ目、当面、今年度からの保険料値上げを国と道の責任で年度途中でも中止するよう要請すること。

3番目、医療費の一部負担金の軽減・無料化に踏み出すよう求めること。

4番目、保険料の軽減措置は世帯単位ではなく、保険料と同じように個人単位に改めること。

5番目、資格証明書の発行をやめ、短期保険証の窓口とめ置きをなくすこと。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険の住民負担の軽減についてであります。

国民健康保険制度は、昭和33年12月に法律が制定され、昭和36年4月、すべての市町村及び特別区において、国保事業を行うことが義務づけられ、これをもってすべての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険体制が確立されたところであります。

国民健康保険は、病気やけがに備えて、加入者すなわち被保険者が保険税を出し合って医療費などを補助する、いわゆる助け合いの制度であります。

しかしながら、制度が確立して 50 年が経過し、制度的にもまた保険者である各自治体の少子高齢化、過疎過密化など保険者を取り巻く環境も大きく変化し、安定的で将来にわたり持続可能な医療保険制度を構築するための検討が社会保障制度全般の中で求められている状況でもあります。

このような状況の中で本町といたしましては、これからも被保険者がいつでもどこでも安心して医療が受けられるように適切な対応に心がけ、制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 1 点目、未納世帯の経済状況の実態調査についてであります。

未納世帯に対する対応につきましては、督促状や催告書の送付、あるいは電話による催告、臨戸訪問、さらには分割納付の指導などを実施いたしておりますが、それと同時に未納世帯の状況や勤務先、収入の状況、財産の所有状況などの調査をさせていただいております。

未納世帯の経済状況につきましては、本人より直接聞き取りすることにより、状況を把握することに努めておりますが、対象者全員の実態を把握することは、本人に拒否されることもあり、困難な場合もあります。現状で申し上げますと、未納世帯の 8 割程度が聞き取りに応じていただいている状況であります。

こうした聞き取りの中で、ローンなどの返済額を確認する場合がありますが、中には消費者金融ローンの過払い金が発生している方もおまして、平成 21 年度では 16 件 18 人の方の過払い金に対して、その対応をさせていただいている状況でもあります。

いずれにいたしましても、未納者に対しましては公平かつ適正な対応が必要でありますことから、今後とも電話あるいは戸別訪問による折衝及び納税相談等により、きめ細やかな対応と実態把握に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、町内の無保険者の実態についてであります。

我が国は国民皆保険制度でありますことから、一般的には共済、協会けんぽなどの被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度のいずれかに加入することになりますので、無保険者はいないと認識しております。ただし、会社等を離職した場合は、基本的に国民健康保険への加入になりますが、その手続をしていないケースでは無保険ではなく、保険証を持っていないという事例として考えられるところではありますが、プライバシーの保護の観点から各保険者間での情報のやりとりはできないことから、その実態を把握することはできない状況であります。

ご質問の 3 点目、滞納者が 8.6%の状況下における担税能力についてであります。

平成 20 年度未納者の所得階層別割合につきましては、所得で 100 万円未満が 10.72%、100 万円以上 200 万円未満が 9.22%、200 万円以上 300 万円未満が 7.35%、300 万円以上 400 万円未満が 3.63%、400 万円以上 500 万円未満が 3.14%、500 万円以上が 0.82%、全体で 8.61%という状況になっております。

担税能力を超えているかどうかにつきましては、個々の家庭の生活実態や財産の保有状況などにより違いがありますことから、私どもの判断といたしましては、難しいものがあるものと考えております。

しかしながら、特に所得の低い家庭などにつきましては、先ほども申し上げましたように、納税相談を行う際に経済状況等をお聞かせいただいた上で、分納の指導や、また場合によりましては滞納処分の執行を停止させるなどの措置で対応してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の 4 点目、資格者証、短期保険証の発行状況についてであります。

国民健康保険制度では、国や町などの公費負担と被保険者の保険税などで会計が賄われておりますので、被保険者の負担の公平を図る観点からも特別な事情がない限り、保険税を完納していただくのが基本原則となっております。本町におきましては、滞納者に対して可能な限り納税相談等を通じて完納に向けた努力をお願いしておりますが、諸般の事情により、なかなか履行できない方に対しましては、国民保険法と町独自の国民健康保険税滞納者対策実施要綱及びその運用基準に基づき、やむなく短期被保険者証または被保険者資格証明書の交付対象にせざるを得ないことになっております。

平成 22 年 6 月 1 日現在における資格証明書の交付対象世帯は居所不明の 9 世帯を除くと実質的に

は5世帯であり、短期証の交付対象世帯は居所不明の10世帯を除くと実質的に270世帯であります。これら交付対象世帯のうち、電話、訪問、来庁など何らかの方法で納税相談等の機会を持つことができない方につきましては、やむなく資格証明書または短期証を交付できないという事態になっておりまして、その実績につきましては資格証明書で5世帯分、短期証で45世帯分が未交付となっております。

町といたしましては、滞納者と直接面談等を行うことにより、滞納となる事情をお聞きして、福祉制度や各種の支援制度も含めた幅広い相談も可能であると考えており、親切丁寧かつ的確な対応に努めているところであります。計画的な納税ができるように相談していくことにより、滞納額を減らし、一般被保険者証を交付できるように導いていくことが大切であると考えております。

ご質問の5点目、国庫負担割合を以前の約50%に戻すように国に強力に働きかけることについてであります。

現在、国庫負担金の交付率は34%であります。国庫補助金として国の調整交付金が9%分、道補助金として道の調整交付金が7%分交付される制度となっておりますことから、これらを合わせますと50%分が措置されているということになります。しかしながら、医療給付費が毎年右肩上がりが増加している現状におきましては、本町を含め、多くの市町村で国保財政は厳しい状況にありますことから、先日の十勝圏活性化推進期成会あるいは北海道町村会の総会において、国に対し、市町村国民健康保険財政基盤の安定強化について要望することを決議し、要請活動等を行っているところでありますが、今後も引き続き、町村会等を通じ、国保財政の健全な運営を図ることができるような措置を国等に要望してまいりたいと思っております。

ご質問の6点目、町独自の国保税の減免制度についてであります。

国保税の支払いが困難な方につきましては、納付の猶予や月ごとの分納などの方法もありますので、まず第一に納付方法の相談をしていただきたいと思います。その相談の中で、特に厳しい状況の方につきましては、幕別町国民健康保険税条例の中で「災害等により生活が著しく困難となった者若しくはこれに準ずると認められる者又は特別の事情がある者に対し、国民健康保険税を減免することができる」と規定しておりますことから、申請の手続の方法を十分説明することにより、個別に対応してまいりたいと思っております。減免はあくまでも個々の納税者の状況によって個別に判断し、決定すべきものと考えるところであり、また一律に減免した税は法定軽減のような国等の補てんはなく、結果的に他の被保険者の負担になってしまうということもありますことから、公平性を欠くということも考えられますので、現時点におきましては、画一的基準により一律に減免を行うことは適当ではないというふうに考えております。

ご質問の7点目、一部負担金の減免基準の制定と積極的活用についてであります。

一部負担金の減免については、国民健康保険法の規定により、特別の理由がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し適用することができるとされております。ここで特別の理由とは、国の通知によりますと、被保険者が災害により死亡された場合等や不作、事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少した場合などの事由をいうものとされております。現時点における本町の対応につきましては、法の趣旨を踏まえた上で、幕別町国民健康保険条例施行規則に定められている一部負担金の減免または徴収猶予を受けられる基準に基づき、個別の案件ごとに対処しているところであります。

一部負担金の減免申請の実績が全国的に低調であるということが厚生労働省の調査により判明しましたことから、国は平成21年9月から平成22年3月までの7カ月間にわたり、国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業の実施に取り組んでおりまして、現在、その結果の検証及び基準の策定作業を進めているところであり、今年中に一定の基準が全町村に示される予定となっております。本町といたしましては、国から新たな基準が示されてから、それをベースにして、他市町村の事例なども参考にしながら、適切な運用に向けての対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。

昭和 36 年に国民皆保険制度が確立されて、国民すべてが何らかの医療保険の適用を受けることになり、その後、時代の動向に即応した制度改革を経て、平成 20 年度から 75 歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度が導入されることとなりました。この制度は、国民の医療費が毎年増大していく中で、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、高齢化社会に対応した仕組みとして高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度を創設するという目的で導入されたところであります。

制度施行後は、さまざまな批判や提言を受け、随時保険料の納付方法の改善や保険料の軽減措置の拡大などの改善策が講じられてきたところでありますが、昨年の総選挙後、新政権は後期高齢者医療制度を廃止し、新制度を創設するという方向性を打ち出し、現在、高齢者医療制度改革会議で検討が進められているところであります。

ご質問の 1 点目、老人保健制度に戻すよう働きかけることについてであります。

現在、高齢者医療制度改革会議では、年齢で区分するという問題点を解消する制度とすることや市町村国保などの負担増に十分配慮することなど、六つの基本原則を踏まえた上で、高齢者医療と市町村国保の一体的運用を図る案などを初めとした複数の案が検討されており、今年中に最終取りまとめとなる方向性で進められているところであります。そして、国では来年春ごろまでに関係法案を成立させ、約 2 年間の施行準備を経てから平成 25 年 4 月に新しい高齢者医療制度を施行させるというスケジュールを示しております。

一方、直ちに後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻すことにつきましては、国の見解としては市町村において、膨大かつ煩雑な事務処理が必要になるとともにシステムの改修などに一定の期間と多額の経費がかかること及び老人保健制度で問題とされている若人と高齢者の保険料負担関係の不明確性が課題となることなどの理由により老人保健制度に戻すことなく、現行制度から新制度に移行することが適当であるとしているところであります。

以上のことから、町といたしましては、国が拙速な対応を避けて、高齢者医療改革会議において十分な論議を重ねた上でよりよい新制度を構築するということが、現実的な対応であり、望ましいものと考えているところであります。

ご質問の 2 点目、今年度の保険料値上げを中止するよう要請することについてであります。

後期高齢者医療制度では、財政の均衡を保つ観点から保険料率を 2 年ごとに決めることになっておりますことから、このたび全国的に平成 22 年度と平成 23 年度の保険料が見直されたところであります。

北海道では、1 人当たりの医療費の伸びが 3 % であることや後期高齢者負担率の上昇が 2.6 % になること及び保険料算定期間の増が 4.2 % になることなどの原因で保険料を増額しなければならないという状況であります。

そこで、北海道後期高齢者医療広域連合では、平成 20 年度と平成 21 年度の剰余金を活用すること及び財政安定化基金を国からの支援を受けて増額した上で取り崩すことにより、一定の財源を確保して保険料の増額を抑制する措置をとった上で見直しを行っているとのことであります。また、低所得者対策として国の特別対策により、所得に応じた保険料の軽減措置が引き続き拡大化されており、低所得者への配慮もされているものと認識いたしているところであります。

以上のことから、年金収入が主となります被保険者の皆さんにとりましては、所得の増がなかなか見込めない中で負担がふえることとなりますことから、大変家計のやりくりは厳しくなるものと思われれますが、保険制度の円滑な運営を図る上で必要であり、中止要請ということは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

ご質問の 3 点目、一部負担金の軽減・無料化を求めることについてであります。

福祉元年と言われる昭和 48 年には 70 歳以上の老人の方につきましては、保険の自己負担分を全額公費で支給する老人医療の無料化制度が発足したところでありますが、この制度が発足して以来、医

療費が急激に増加し、各医療保険制度間の負担の不均衡、特に被用者保険に比べて国民健康保険の負担が著しく重いことが問題化してきたことなどから、昭和 58 年に老人保健制度が導入され、患者に対する一部負担金が定額制で導入されました。その後も高齢者の医療は増加傾向が続いたことから、平成 13 年 1 月から定率制に改められ、率の見直しの変遷を経ながら、平成 20 年度から後期高齢者医療制度が導入されたところであります。

このような経緯の中で、確かに高齢者医療が無料であった時代もありますが、現時点におきましては、高齢者の皆様にも自分の健康は自分で守るという自覚を持っていただくこと、病院のサロン化、はしご受診などの不適切な受診のないようにしていただくこと、医療費は国民みんなが公平に負担するということなどの観点から、高齢者の方にも一定の負担をいただくということは、やむを得ないものと考えるところであります。

したがいまして、医療費の一部負担金の軽減につきましては、町村会等を通じての要望に努めてまいりたいと思っておりますが、無料化につきましては、本町が率先して取り組むことは難しいものと考えているところであります。

ご質問の 4 点目、保険料の軽減措置を個人単位に改めることについてであります。

本制度におきまして、保険料につきましては、個人単位で賦課されており、その軽減判定に当たりましては、世帯単位で行われておりますが、このことは制度的にも複雑でわかりにくいにいと認識しているところでありまして、多くの自治体からも問題視されております。

本町といたしましては、関係機関と歩調を合わせて、国に対して要望してまいりたいと考えるところであります。なお、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、昨年 11 月に国に対して要望書を提出しているところであります。

ご質問の 5 点目、資格証明書の発行と短期保険証の窓口とめ置きを実施しないことについてであります。

本制度におきましては、保険料を滞納している方に対して、個々の滞納状況に応じて資格証明書または短期被保険者証の発行をせざるを得ないこととなっておりますが、現時点におきまして、本町では資格証明書または短期被保険者証の交付対象者はおりません。

以上で、増田議員へのご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8 番（増田武夫） では、再質問をさせていただきます。

この国民健康保険に関する問題でありますとか、後期高齢者医療制度については、たびたび質問をさせていただいております。というのは、町民の中で、これに対する要望でありますとか、大変だという、そうした意見が特に強いことによるものです。やはり質問でも申し上げましたけれども、国保の住民負担はほかの会計の約 2 倍に上っているという、そのこと一つをとってみましても、非常に大変な制度だというふうに思います。ほかの健康保険の場合は、使用者でありますとか、半分なりなんなりを負担するということが被保険者の負担を軽くしているわけですけれども、やっぱり国保の場合は国がその役割をきちんと果たしていかなければならないわけでありまして、なかなかそうしたことに十分な国としての役割を果たしていないというふうに言わざるを得ないわけです。

答弁の中にありますけれども、本町といたしましては、これからは被保険者がいつでもどこでも安心して医療が受けられるように適切な対応に心がけていかれると、このように述べられているわけですので、ぜひともそういうことで対処していただきたいというふうに思います。

順次、再質問させていただきますけれども、何点かの質問が相互に関連しておりますので、前後することがあるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいわけですけれども。

未納世帯の経済状況の実態調査ということで、未納者の 8 割程度の方とは実際に接触して、聞き取りをしておられると。そうした中で、消費者金融ローンの過払いなどについても 21 年度で 16 件 18 人の方の対応ができたという、こういうお話であります。これは非常に大切なことだというふうに思いまして、ワンストップ相談窓口の開設なども要望しているところでありまして、そうした町

民の願いに、相談に真摯に対応するという点では、さらに努力をしていただきたいというふうに思います。

そうした中で、国保というのは健康保険の最後の受け皿であります。最近のその経済状況の中で、失業するなり、いろんな形で派遣で勤めていても、健康保険は国保に入らなければならないというような状況もあって、この国民皆保険の土台を成す国保が財政的にもますます苦しい状況に置かれてきているというのが実情で、年々財政状況は深刻になってきているわけです。本町でも所得 100 万円以下の加入者が 42.7%に上るということで、滞納者の 58.8%が 100 万円以下だということ、こういうことを考えますと、やはり何らかの形でこの手助けをする必要があるのではないかというふうに思うわけです。そうした点で実態調査と関連するわけですが、町内の無保険者の実態、これははないというふうに認識しておられるということでもありますけれども、しかしながら、全国の例で見ますと、緊急で担ぎ込まれた人の中で無保険者の人が相当おられると、こういうことであります。そうした中で、本町にもこれ自己申告制という関係もありまして、やっぱり本町でもそういう実態があるのではないかと。やはりそうした点でも何らかの機会をとらえて、そうした実態を把握しながら対処していく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 無保険者のご質問であります。先ほども申し上げましたように、今まで社会保険あるいはほかの保険に入っていた方が会社をやめられる、仕事をやめられることによって、そこで今までの保険が切れると、そのまま国保に加入していただくのが通常の手続なのですが、この国保の加入手続をしないしていると今ご指摘の無保険者ということになるのですけれども、これを町が実態をつかむとなりますと、非常に難しいというよりはちょっと不可能なのかなと。ただ、何か月おくれとか1年おくれとかで、実際自分が今度病院に行くようになったときに初めて国保の手続をするということになるのですけれども、これも本来的には今までの保険をやめた時点から既にもう国保の加入対象でありますから、負担もしてもらうのが本来なのでしょうけれども、今言うように、その間は当然国保の加入者でありながら保険証を受けていないから無保険だというようなことになるのですけれども、なかなかこの実態の把握というのは現状難しいのが実情であります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 確かに無保険者の実態をつかむことは大変だと思うのですが、しかし、そういう状況があるのではないかとすることは容易に想像ができるわけです。そういう無保険者をなくしていくためにも、次、以下のような対策をして、やはりそうした失業した人なんか積極的に加入してこられるような受け入れ体制をとることも必要だと思います。やはりそういう無保険にならないようなPRでありますとか、国保にも加入して健康を守ろうというような、その宣伝もしていく必要があると思います。やっぱりそうした無保険の人が広範に存在するような状況をつくらないように、町としても何らかの努力をしていく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、無保険では本人も困るでしょうし、町としてもそういう人を多く出さないための努力はしなければならないということで、毎年、広報なんかでもそういうことの周知はお願いといいますか、周知はして、ぜひ保険に入ってくださいということはやっているわけですが、極端な例を言うと、おれはそんなもの、病院へ行くときは自分で払うのだから国保なんか入らなくてもいいのだというような開き直りで、もう来ない、手続に来ないという人も、かなりな部分がある。これ、先ほどの滞納の部分にも、何でそんなもの、おれは病院にも行かないのに税金を払うのだということの開き直りで、せっかく職員が誠意を持って何とかして滞納を少なくしたいという思いを込めながらも、なかなか現実にはそういう状況もあって滞納が減らない部分もあるわけですが、おっしゃるとおり私どもはそういう無保険者ですとか、そういったことのないように、さらに努力はしていかなければならないというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番(増田武夫) 一方では、やっぱり本人の経済力の問題もそれに反映してくるということも事実だというふうに思うわけです。

3点目で担税能力の問題をお伺いしているわけでありましてけれども、以前にも申し上げましたけれども、やはり国保税を課せられても払えない、滞納せざるを得ない、これはその中のごく一部には払えるのに払わない人がいるかもしれませんけれども、しかし基本的にはやっぱり経済的に100万円以下の方が本当にたくさん滞納しているなどの事実を見れば、払いたくても払えない方だというふうに思うわけですけれども、そうした点で平成20年度の国保税で、国保会計で処理した不納欠損は1,850万3,000円に上る、その前年の平成19年度には2,085万5,000円に不納欠損をせざるを得ないような事態に來ていると。累積の収入未済額も2億7,000万円、8,000万円の収入未済額が生じている、この事実を見れば、やはりそうした国保税が担税能力を超えているのではないかと、そのことを示しているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 担税能力の問題は先ほども答弁させていただきましたけれども、当然のことながら課税するに当たっては前年所得、納入段階に応じて、いわゆる減免等の措置をとりながら課税をしているわけでありまして、それが、その課税自体が担税能力を超えているということには私はならないのかなと。ただ、それぞれ所得の低い方の中でも義務を果たすような考えから、一番先に病院に行くときに困るから、税を払っておられる方もいらっしゃいますし、今言ったように所得があっても、いろんな事情からなかなか払えない、いわゆる担税能力に届かないような方もいらっしゃるというふうに思いますので、一概にはなかなか言えない部分もあるのだらうと思いますので、先ほど来申しておりますように、払えない、あるいは所得が低くて払えないというような方については、ぜひ窓口あるいは相談業務の中で、それらの事情を十分話しする中、また我々もそうした方々の意見を真摯に聞きながら対応していくことが私は大切なことなのだらうというふうには思っております。

○議長(古川 稔) 増田議員。

○8番(増田武夫) 直接会ったり、相談に來ていただいたりして、納税相談に応じることもすごく大切なのですが、しかし払えない人にとってみたら、いかに分納しようとも、やはりそういう支払う能力そのものがないという状況もあるのではないかと思います。そのことが、この不納欠損にこれだけの予算、これだけ不納欠損せざるを得ない事態がそのことを象徴しているのではないかとというふうに思うわけです。

そこで、やはり特別会計でそれを維持していくためにそれだけの負担を課さなければならない、その大きな理由が国庫負担の問題であります。この答弁の中でちょっと理解できない点があるのですが、国庫負担は幾つかのものを合わせると50%になっているのだというのですが、決算で調べてみますと、決してそんなことにはなっていません。ざっと計算しても、大体30%切る状況です。国保会計の30億何がしの中で国や道から來ているお金が大体9億2,000万円ぐらいですので、割り返しますと29.9%、30%ぐらいであります。我々の全国的な調査でも現在、国保に係る全体のお金に対する国の負担割合というのは、大体25%になっているわけです。これはちゃんとこちらで責任持って調査したので間違いがないと思いますけれども、大体1984年にはその負担割合が49.8%あったわけでありまして、それが二十数年の間にそれだけ下がってしまったわけです。例えば、医療費に国は当時45%の負担をしていました。それが38.5%に下がっている。それから、事務費は当時は100%だったのですが、1992年に全廃されました。それから、低所得者への保険料の減免、今、法的な減免がありますけれども、これも100%公費で見えていたけれども、80%、50%に減らして行って、今では定額になってしまったというような事情もあります。やはりそういうような事情で国や道のお金が50%分あるのだという、これは間違いだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) その数値は、調整交付金あるいは特別調整交付金を入れると50になるということだったので、確かにその数字50がそのままそれぞれの町の国からの補助金ということには

ならないわけでありますので、その辺はちょっと違うかもしれません。

それと、あくまでも今お話あったように、事務費は今ほとんどありませんし、公的な減免については2分の1、そして医療費については34%というのは今も生きていますので、国保全体の経費に対してということではなくて、うちの医療費に対しての国の負担ということになると34%ということなのでしょうけれども、事務費なんかもいつの間にかなくなって、それは交付税で見ているのだからというような言い方になっているわけですが、これは国保のみならずいろんな部分でそういう国の補助金等が減らされて、一般財源化してきているところのその一つなのですけれども、我々としてはやはり国保の場合は、何といても医療費というものが片方であって、それがどんどんふえていくわけですから、それに対応したやはり町の国保運営というのは非常に大きなものがあるのだろうというふうに思います。ですから、私もいつも全国の国保改善大会なんかにも出させてもらっているのですけれども、何ぼ言ってもこれなかなか改善されない。今もう全国の7割以上の市町村はもう目的外といいますか、全然ルールなく赤字対策で一般会計から繰り入れをしてやっと赤字にならないようにというのが実情であります。これをやっていくと、国は全然痛くないのですけれども、町村にとってはこのことがますますもって財源の硬直化、一般財源を締めつけるということにもなるので、何とかそういった面の改善をということは、先ほども申し上げましたように、これからも国に向けては続けていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） それに加えて、道の独自の支援というのが、1990年には12億4,900万円あったものが、その法律に基づかない支援ですね、独自の支援というのが12億4,900万円あったものが今日はゼロなのですよね。これも非常に大きなことだというふうに思うのです。やはりそうしたことも加わって、今日の困難をさらに増幅させているというふうに思います。先ほども言いましたように、協会けんぽでありますとか、そういうところの会社の負担ですとか、そういうことも考えますと、やはり国保は国がその役割を果たして、きちんと維持していくようにすべきだと。そのことは総力を挙げて、ぜひ国に求めていっていただきたいというふうに思います。

そうした中で、滞納が示しているように、非常に苦勞しておられる、町民は苦勞していると。そういうことを考えますと、町独自の国保税の減免制度、これをぜひつくっていただきたい。やはり先ほども申し上げましたけれども、そういうことをやると、ほかの人にたくさん負担がかかるというのを常に言われるのですが、不納欠損で落としたり同じことなのです。だから……。いや、基本的には同じなのですよ、それだけ金が入ってこないわけですから。だから、そのことを考えますと、やはり低所得者の方々にきちっとした減免制度を設けて、少なくともそうした手当てをすれば、やはり今まで払えなかったことも、この程度なら払えるという状況がつけられると思うのです。だから、そこでやはり滞納も減ってくるでありましょうし、不納欠損に落とす額も年々減っていくと。そういう相乗効果、そういう悪い関係でなくて、そうした減免制度をつくって、そして支払えるような状況により近づけていくと、そういうことをやることによって、やはり大幅なほかの人の負担になるよというようなことを言わなくてもいい状況が生まれてくるのだというふうに思うのです。だから、高い負担をかけておいて不納欠損でやるとか、滞納をふやしていたら、それは悪循環だというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 確かに不納欠損、滞納額が多いのですけれども、これだけ多い滞納、不納欠損の中身を見ますと、大体が国保を納めない人は税も納めなければ、水道料も納めなければ、住宅料も納めない、同じような人がその不納欠損の中にも出てくる。それともう一つは、特に幕別もどちかかといったら帯広のベッドタウン的なことがあるものですから、非常に居所不明、いなくなるというのですかね、これつらいのは、国保の場合は住民票が置いてあると、それ国保に課税するわけです。ところが、納付書自体も届いていないですから、これなかなか納められない。しかし、税法上ではこれ滞納で残っていったって、年数が来たら不納欠損というようなことで、増田議員さんおっしゃられるとおり

に、確かにそういう高額で納められない方もたくさんいらっしゃるのだと思いますけれども、反面、不納欠損が多い、滞納が多い原因の中には同じような人間がもう毎回出てきているというような実態もあって、私どももできる限りのことはやりたいというふうには思っていますけれども、そういう事情もあることも、ひとつご賢察いただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） ちょっと時間がだんだんなくなってくるので、急ぎたいと思いますが、一部負担金の減免基準をきちんと設けて、一部負担金の減免の積極的な活用をしてほしいと。最近では、上士幌がきちんと規定を設けて、内規を、要綱を設けて、そして始めました。音更でもやっていますね。そうしたことからいいますと、国自身もこうやってモデル事業を実施しているぐらいでありますので、やはり生活保護基準などを参考にしながら減免規定をきちんと設けるべきだと。そのことが、金がなくて手おくれになるだとか、そういうことをなくしていく大きな力になるのではないかと思います。ぜひ減免基準を設けてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、昨年の9月から実態調査をやって、今取りまとめて新しい指針が出ると思いますので、これらを真摯に受けとめながら町として対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 事は急ぐ課題です。もうそういう状況が長年続いておりますので、国のあれもあるかと思いますが、やはり積極的に準備を進めて、早くそのことが実現するようにぜひお願いしたいと思います。

そこで、次の後期高齢者医療制度についてでありますけれども、後期高齢者医療制度、これだけ75歳以上のお年寄りを別な保険に囲い込んでというのは、よく言われますけれども、世界にも例のない医療制度だと、しかもこれしか医療は受けられませんというような差別医療を導入するというようなことで、非常に大変な制度なわけでありまして。

本来であれば、政権が変わって廃止されるはずでありましたけれども、新しい制度をつくってからでないと廃止しないというようなことで、今回も4月から5%の保険料が値上げになったわけでありましてけれども、この保険料の値上げについても、政府は昨年の国会で値上げ分については予算措置をとると、こうやって約束したのですよね、国会で。その約束もほごにして、地方の連合などできちっと責任をとれというようなことで何とか5%に北海道も抑えたというような経過もあるわけですが、なかなか北海道も予算を出さないというようなこともありまして、これはまた2年たてば上がる。これ上がらざるを得ないような仕組みになっておりますので、そういうふうになるわけですが、やはりこの老人保健制度に戻すと混乱すると今の政府も言う、前の政府もそう言っていたので、政権が変わった民主党の政権も混乱すると言うのですけれども、法案を一緒に提出していたときは、いや混乱しないから早く廃止せということで参議院では可決したわけですよね。これはやっぱり昔にやっていた制度に戻すわけですから、そう混乱はないですし、お年寄りの負担も減るということで、ここではしないということでもありますけれども、この老人保健制度にすぐ戻せという要求をぜひしてほしいのと、それから保険料値上げを、そうやって値上げ分は予算措置をすればいいわけですから、やはり年度途中でもこれを中止するよう要請してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 我々も正直、すぐこれ後期高齢者医療制度がなくなって新たな制度がスタートするのかなと、そういう思いは強く持っておりましたが、いろいろいざやろうとすると課題がたくさん出てきたと。しかも、今お話ありましたように、老人保健に戻すと、医師関係、病院関係からもいろいろな問題があるというようなことも言われて、結局はこれ延びるだけ延びて、どこへ落ちつくのかということなのだと思いますけれども、もう一つは国保との関係で我々がちょっと聞くと、

いわゆる例の国保の広域化、市町村保険者から都道府県なり広域連合へ、それとこの後期高齢者医療制度の新たな制度を一緒にすることが今盛んに論議されているのではないかというような話も聞くのですけれども、全然詳しい話は漏れてきませんのでわかりませんが、私どもは先ほども申し上げたように、高齢者の皆さんにとっても、我々市町村にとっても十分納得のできるような制度になるということを何よりも望むということで、これからも活動していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 国保の広域化なんかもこれ大変な問題で、やはり住民から離れたところに保険者が行ってしまうということは住民をよく見ないということになりますので、これも非常に問題だというふうに思います。

それから、一部負担金の軽減・無料化、もう余り時間がないので進みますが、一部負担金の軽減・無料化を求める問題でありますけれども、お年寄りの医療費無料化が長く続いていたわけですけれども、これではそうしたことによって、医療費が非常に上がったのだというような言い方をしておりますけれども、しかしながら全国でいまだに実施しているところもあります、無料を。例えば、長野県原村などというところは、老人の医療費の無料化、国がやる以前から65歳まで無料化にして、現在もその制度を続けているわけでもありますけれども、しかしそれで医療費が高騰しているかといいますと、そうではありません。長野県はもともと医療費が低いところでもありますけれども、長野県の国保の08年の医療費は1人当たり25万8,000円でした。この原村というところは、65歳以上の無料化をずっと続けているのですが、1人当たりの医療費は24万7,000円ということで、長野県の平均以下なのです。だから、やはり無料にすることによって、早期発見、早期治療をしっかりと実施することによって、医療費はかえって下がっていくのだと。これは原村だけでなく、いろんなところでそういう実践例がありますので、それはやはり認識を改めていただく必要がある。病院のサロン化だとか、はしご受診だとか、こういうものはやはり、例えば福祉施設で、例えば特別養護老人ホームだとか、いろんな形でお年寄りを受け入れる体制がきちっとすることによって、そうしなくてもいいような状況も生まれてまいりますし、これはやはり無料化することによる早期発見、早期治療がやはり実現するというので、確実に医療費は下がっていく。そう私は確信しております。ぜひとも一部負担金の軽減・無料化を国にも求めていただきたい。なかなか町で実施するというふうにはならないかもしれないので、国にはぜひこのことを実施していただきたい。やっぱり一部負担金の軽減は少なくとも町のほうでも、先ほども国保でも要望しましたけれども、少なくとも軽減策はとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたけれども、一部負担金の軽減については、町村会等を通じて今も要望をしている。ただ、無料化については、なかなか現実的にはこれは我々の町にとっても、あるいは町村会を挙げて要望するという段階といいますか、今の情勢にはないのかなというふうには私は思っております。もちろん高齢者の皆さんに少ない負担の中で安心して医療を受けていただくということはこれは当然我々の願いでもありますけれども、なかなか厳しい社会経済情勢の中で、これは高齢者の方も厳しいでしょうけれども、日本の国、地方自治体にとってもまた厳しい中でありますので、そういったことも十分踏まえながら、また対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 日本はそうした保険税、保険料が高い上に、窓口負担が高いと、ヨーロッパなんかほとんど窓口負担がないのですけれども、やっぱり3割だとか、いろいろ窓口負担が高いということで、これ医療抑制につながっているということもあります。ぜひ改善する必要があると思います。

国保のところでもちょっと触れられなかったのですが、短期保険証は無条件に郵送で送るべきだと。やっぱりこれは短期保険証を経済的に保険料を払えない中で、なかなか来にくいというような問題も一方ありまして、短期保険証をとめ置いて対処したからといって、決して収納率が上がるというようなことにもなっていないと思います。やっぱり保険証がないということは、その人の命にもかかわ

りますので、ぜひとも国保にしても、ここでは短期保険証は老人保健にはないということですので、国保ではぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。郵送で直ちに。

○議長（古川 稔） 時間ですけれども、岡田町長、答弁だけひとつお願いします。

○町長（岡田和夫） 保険証の郵送のことについては、いろいろご意見もあるやというふうに思います。

ただ、私どもとしては、できる限り接触をしたい、あるいは来られないならこちらから出かけてでも行くからとにかく連絡をいただければという思いが強いこともあって、そういうような措置をとっていますけれども、十分検討はさせていただきたいというふうに思います。

○8番（増田武夫） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

[延会]

○議長（古川 稔） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、あすの会議は午前10時から開会いたします。

16:08 延会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成22年第2回幕別町議会定例会
(平成22年6月17日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
7番 野原 恵子 8番 増田 武夫 9番 牧野 茂敏
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 報告第7号 平成21年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第8号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第5 報告第9号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第6 議案第39号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第40号 幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第41号 幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第42号 幕別町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第10 議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第44号 北海道市町村総合事務組合格約の変更に関する協議について
- 日程第12 議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第46号 北海道市町村備荒資金組合格約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第47号 平成22年度幕別町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第48号 平成22年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第49号 平成22年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）

会議録

平成22年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成22年6月17日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月17日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 総 務 部 長 増子一馬
会 計 管 理 者 新屋敷清志 札 内 支 所 長 久保雅昭
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 堂前芳昭 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 佐藤昌親
総 務 課 長 田村修一 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
企 画 室 参 事 伊藤博明 糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄
町 民 課 長 川瀬俊彦 福 祉 課 長 横山義嗣
保 健 課 長 境谷美智子 土 木 課 長 角田和彦
学 校 教 育 課 長 羽磨知成 生 涯 学 習 課 長 中川輝彦
こ ども 課 長 森 範康 土 地 改 良 課 長 所 拓行
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川 伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
7番 野原 恵子 8番 増田 武夫 9番 牧野 茂敏

議事の経過

(平成22年6月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番野原議員、8番増田議員、9番牧野議員を指名いたします。

日程第2に入る前に、本日は非常に暑くなりそうですので、上着を外していただいて結構かと思っておりますので。

[一般質問]

○議長(古川 稔) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○7番(野原恵子) 通告に従いまして、次の質問を行います。

高齢者に優しいまちづくりを。

日本は世界一の長寿国であり、2003年には日本人の平均寿命が82歳にまで伸び、2012年度には4人に1人が65歳以上の高齢者となるのは確実とされています。「元気なままで年を重ねたい」とだれでもが望んでいますが、体力の衰えに不安を抱えながら暮らしています。

幕別町でも年々高齢化率が上がり、2009年10月現在では24.4%となり、4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。特に本町地域は32.3%、忠類地域では30%と高率になっています。

各地域の住民から、買い物に行くと荷物が多くて歩くのが大変でタクシーを利用している、また通院には娘や孫が連れていってくれるけれども、仕事をしているのでいつも頼むわけにはいかない、利用できる制度がないのだろうか。また健康維持のために散歩をしているが、歩道が整備されていないので、転倒したらと思うと不安になる、このような高齢者の不安の声が寄せられています。

各地域の状況を分析し、将来を見据え、高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが急がれます。

したがって、次の点について伺います。

①将来の高齢化率の予測は。本町地域、札内地域、忠類地域。

②歩道のバリアフリー化に向けた計画は。

③医療機関、公共施設、金融機関、買い物などの交通手段の手だてをどのように講じていくのか。

④高齢者を支えるネットワークづくりを。

⑤高齢者に配慮した交通マナーの啓発を。

⑥高齢化社会を見据えた総合的なまちづくりをです。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

高齢者に優しいまちづくりについてであります。

昨日の中野議員並びに堀川議員のご質問に対する答弁の中でも申し上げましたように、本町における平成 22 年 3 月末の高齢化率は 24.65%と、4 人に 1 人が 65 歳以上という状況になりました。

ご質問の要旨にもありますように、高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくりが求められていることにつきましては、意を同じくするものであります。

ご質問の 1 点目、将来の高齢化率の予測についてであります。

地域別に申し上げますが、地域の居住者の性質上、ご質問いただきました三つの地域に加えて、旧幕別地域の農村地区を一つの地域としてお答えをさせていただきます。

初めに、本年 3 月末現在の状況を申し上げます。幕別市街地区は 4,389 人中 1,408 人が 65 歳以上で高齢化率 32.08%、札内市街地区は 1 万 7,566 人中 3,543 人で 20.17%、幕別の農村地区は 3,673 人中 1,263 人で 34.39%、忠類地区は 1,710 人中 526 人で 30.76%、幕別町全体では 2 万 7,338 人中 6,740 人が 65 歳以上で、高齢化率 24.65%となっております。

次に、将来予測についてであります。平成 18 年 3 月末からの過去 4 年間の高齢化率の推移は、幕別市街地区が 4 年間の平均で毎年 1.07 ポイント、札内市街地区は 0.61 ポイント、幕別農村地区は 0.53 ポイント、忠類地区は 0.64 ポイント、幕別町全体では 0.61 ポイントずつ 1 年間で上昇しております。出生者数の大きな増加が見込めない中であって、幕別市街地区と忠類地区においては、若年層の新たな転入が得られない状況が継続する場合には、高齢化率はより加速度的に上昇していくものと予測いたしているところであります。

ご質問の 2 点目、歩道のバリアフリー化に向けた計画についてであります。

近年、特に高齢者や身体障害者の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性が増大しているものと考えているところであります。

国では、平成 18 年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆるバリアフリー新法を制定いたしました。

本町におきましては、この法に基づき、幅員 2 メートル以上の歩道を有する街路等の歩道勾配の緩和や縁石の段差解消などの整備を行っているほか、過去に整備を行った基準に適合しない交差点部分の改修を進めているところであり、今後も計画的に整備を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、医療機関等への交通手段の手だてについてであります。

現在、外出支援サービスとして、ワゴン車、リフト車を運行し、公共の交通機関の利用が困難な 65 歳以上の高齢者並びに身体に障害がある方に対し、介護保険補完事業として送迎を実施いたしているところであります。1 人 2 カ月に 5 回までとして、通院、買い物等に利用していただいておりますが、平成 21 年度実績から見ますと、152 人の方が延べ 1,697 回の利用をいただいております。利用状況で申し上げますと、年間 10 回以下の利用の方が 82 人、10 から 20 回以下の方が 48 人、20 から 30 回以下の方が 22 人となっております。

この事業は介護保険の補完事業としての位置づけであり、一般高齢者に対する施策ではないことから、早急の対応策の検討が必要であることは認識いたしており、今後、先進自治体の例を参考に検討させていただきたいと考えております。

ご質問の 4 点目、高齢者を支えるネットワークづくりについてであります。

核家族化の進行により、かつての伝統的な家族や地域での相互扶助機能は低下し、地域住民のつながりの希薄化、価値観の多様化など住民意識の変化とともに、地域社会が大きく変化してきています。しかしながら、高齢になっても住みなれた地域でいつまでも安心した生活を送りたい、このことは多くの人たちが望んでいるところでもあります。

これまでは住民、事業者、町がそれぞれ独自に地域福祉活動を推進してきましたが、サービスニー

ズの多様化に対応するためには、それぞれが独自の活動を実施するのではなく、それぞれが持つ活動の特質を発揮するために、役割を明確にした上で連携と協働により実施することが重要であると認識いたしているところであります。

昨日もお話し申し上げましたけれども、現在策定中の幕別町地域福祉計画でも重要な施策として位置づけていたしているところであります。幕別町地域福祉計画の策定後に、幕別町社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画は、幕別町地域福祉計画の行動計画として連動する重要な計画でありますことから、社会福祉協議会を初め地域住民、ボランティア団体、NPO、民生委員、児童委員等と連携・協力体制を強化してネットワークづくりを進めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、高齢者に配慮した交通マナーの啓発についてであります。

高齢者は一般的に年齢を重ねるにつれて、視力、聴力、運動能力などの身体機能が衰えてくるとともに、周囲に対する注意力も低下してくる傾向がありますので、高齢者が車を運転するときや歩行者として外出するときなどにおきまして、交通事故等に遭遇する危険性が高くなります。

悲惨な結果をもたらす交通事故等を減少させて、高齢者の皆さんが安全・安心で快適な日常生活を過ごせるようにするためには、高齢者自身の自覚と一般の皆さん方の配かわる慮が必要不可欠であると認識いたしております。

町といたしましては、警察署並びに町民皆さんのご協力をいただきながら、これまでの間、幾つかの高齢者に配慮した交通安全啓発事業に取り組んできたところであります。

一つには、高齢者の皆さん一人一人が交通安全に対する自覚を高めることが重要であるという観点から、単位老人クラブごとに交通安全推進員を設置していただき、その方々をリーダーとして啓蒙活動の推進に努めていただいているところであります。

二つ目といたしましては、幕別町老人クラブ連合会が主催する交通安全大会などにおきまして、交通防災を所管する町職員が講師となり、高齢者の車の運転における留意点などのお話をし、交通安全の啓発に努めております。

三つ目といたしましては、春、夏、秋、それぞれ交通安全運動におきまして、幅広く町民の皆さんのご協力をいただきながら、一般のドライバーに対して安全運転の励行及び高齢者等への思いやりなどを呼びかけているところであります。

四つ目は、幕別町生活安全推進協議会と連携を図り、年2回発行いたしております生活安全だよりの中で、道路交通法の改正点に係るポイントや事故防止に向けた留意事項などに関して、啓蒙に努めているところであります。

このほかにも、交通安全指導員が日々の活動の中で高齢者の歩行に気配りをしていることや、一般のドライバーが高齢運転者マークの車に配慮することなどの取り組みを行っております。

町といたしましては、今後も高齢者自身の意識の向上及び一般の皆さんの高齢者に対する配慮などの啓発に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、高齢化社会を見据えた総合的なまちづくりについてであります。

高齢者の保健福祉を社会で支える福祉文化の確立は、若年者を含めた社会の全構成員の共同の責任であるとともに、高齢者みずからの自己決定、自己選択、自己表現、自己実現によって成就されていくものと考えております。

介護保険を通じた介護の社会化、住民主導による福祉の市民化により、住みなれた地域社会の中で、すべての住民が毎日の生活を穏やかに暮らしていくことができ、人生の最後まで個人の人格の尊厳を全うできる社会基盤の創造が必要と考えております。

具体的には、介護保険制度、介護保険補完事業、高齢者医療制度、高齢者保健予防及び健康増進事業等、それぞれの事業を一貫した体系のもとに充実させることが必要であると考えており、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、社会資本の整備の面におきましても、高齢者や障害を持つ人たちに優しいまちづくりの視点がより一層求められていると考えておりますので、そうした視点を行政運営の理念の一つに備え、取

り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上で、野原議員へのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） それでは、再質問させていただきます。

まず、歩道のバリアフリー化に向けた計画についてですが、ここにはバリアフリー新法を制定されたということですが、それで改修を今進めているということですかというお答えをいただきましたが、この改修は優先順位はどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 優先順位につきましては、本来であれば歩行者空間ネットワーク等を考慮いたしまして、各種公共施設ですとか、病院ですとか、そういった結ぶ動線を本来は計画的にやらなければならないというふうには考えているところなのですが、現在そういう計画がまだできておりませんので、札幌内と言うと例えば号線ごとに都市計画街路が整備されておりまして、そういったまぜメーンになる街路同士の交差点の部分の縁石低下やなんかはそれなりにできているのかどうか、そういった部分を確認しながら、現在は大体、例えば街路同士の号線ごと、550メートル置きにほぼ都市計画街路が配置されておりまして、そういった部分についてはほぼ、厳密に言うとな新バリアフリー法にのっとった形ではないのですが、ある程度準じた形でできておりますので、現在については、その号線間にある補助幹線的な道路と、それから号線の交差点部分、そういった部分がどうなのかということを見直しまして、合致していない部分について改修を進めるという形と、それからあとは新しくつくる道路についてはそれなりの形で、準じた形で道路を整備すると、そういった形で整備を進めております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 今、1番目に各地域の高齢化率をお聞きいたしました。そういう中で、高齢化率の高いのは幕別の農村地域、それと幕別の市街地、そして忠類地域というふうになっておりますが、やはり高齢化率の高い順、そういうところ、それから今、前段に答弁いただきましたけれども、公共施設、介護施設、そういうところを優先的にバリアフリー化をしていくべきではないかというふうに思ひます。

そういう場合には、やはり高齢者の目線に立って、高齢者がどういうところで、同じ歩道を整備していく、バリアフリー化にしていく、そういう場合でもどこが一番困難なのか、そういうところもしっかり意見を聞きながら進めていくことが必要ではないかと思ひますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、それぞれ高齢化の率の高いところあるいは高齢者の多いところを優先する、それも一つの考え方だと思ひますし、特によく割と聞かされるのは、忠類地区なんかは自動、何ていうのですか、自動で二輪車でないのですが、自動車で歩道を通られるというようなことで、非常に歩道を活用するといひますか、利用する人が多いというような、こういったところは、今言ったように優先的に整備していくというようなことは当然必要なことなのだろうというふうに思ひますし、今言ったそういう人が利用する歩道あるいは多くの方が利用する歩道の整備、そういったことを優先といひますか、全体の中で考えながら整備していくことは、これからも必要であろうというふうに思ひております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） それでは、課長さんでしょうか、今お答えいただいたのですが、そういう計画もあるけれども、今、札幌地域などの計画をして進めていくというお答えでしたね。それに対して、私、今、町長にお答えいただいたように、そういうふうに進めていくべきではないかということで、町長、そんなふうにお答えいただいたのですが、それでは高齢化率の高い地域のところを、優先的にバリアフリー化をこれからも計画の中に入れていくということによろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられたように、高齢者の方が多い、結局は利用する頻度の高いところを優先して整備していくと、これは当然だろうと思えますけれども、また一方では計画の中でそれらを含めた中で、計画どおり、あるいは計画をローリングしながら整備をしていくということが大切だろうというふうに思っておりますので、おっしゃられたこともそうですし、町が計画していることも含めながら、これからも整備に当たっていききたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） わかりました。

それと、高齢者の方からよく要望が出されるのですけれども、歩いて買い物に行ったりだとか、散歩に行ったりだとかとする場合には、大体、高齢80歳ぐらいになりますと、100メートル、200メートルが歩くのが限界だという声も聞かれるのです。そういう場合には、歩道のところにベンチだとか、日陰ですとか、そういうものがあると、歩くのにも、散歩やなんかなにも健康維持にもいいという、そういう要望も出されているのですけれども、ベンチやなんかの考え方、それから日陰をどうつくっていくのか、そういうようなところもお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 歩道の中にベンチですとか日陰ですとかという話なのですけれども、現実には歩道の中に設置する町なかの整備、本当の町なかの商店の周りですとか、そういうところでいった場合には、そういうスペースをつくって道路の構造物の一つとして整備することも可能なのですけれども、団地からつながってくる道路やなんかにその基準は現在のところございません。

それで、ベンチを置くということも必要なことかとは思いますが、いろいろ管理上の問題もありますし、今言われるような方につきましては、言ってみれば押し車の中のベンチを兼ねたものを利用していただくとか、日陰の部分については、町の公共の中で整備するというのはちょっと難しい状況なのかなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） そういう要望もあるということを押さえておいていただきたいとします。

それでは次に、医療機関と交通手段の手だてということですが、今お答えの中で外出支援サービス、こういう制度もありますということで利用状況も答えていただいております。こういう中で一つ、利用したいけれども利用できないという方の中で、現役で働いている子供さんとそれと高齢者、外出支援サービスを利用したいというお年寄りと家族でいる場合には、働いている方がいるということで利用できないのです。それで、実際に家族の方が働いていると、利用したくても、病院に行くですとか、そういうのを利用できないということで、そういう高齢者の方にもこの外出支援サービス、利用する手だてではできないのでしょうか。その点、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、ご質問いただいたのは、介護保険の認定を受けている方、受けていない方。

○7番（野原恵子） 受けていない方。

○町長（岡田和夫） これ先ほども答弁で申し上げましたように、あくまでも介護保険の補完事業なものですから、介護保険の認定を受けている方がこの対象ということで、そうでない一般の高齢者の方が実はこの外出支援の対象にはなっていない、この点が非常に今、野原議員さんおっしゃるように、住民の方々からすると、我々も外出支援のときに使いたい、利用させていただきたいという要望があるわけで、これらが今これからの我々にとっては大きな課題であるということは、先ほども申し上げたわけでありまして、他町村の事例なんかもこれから研究していかなければならないのでなからうかということも思っておりますけれども、今の状況の中では、一般の方がこの外出支援サービスの利用を受けるということにはなっていないのが状況であります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） この外出支援サービスは、介護保険の認定を受けている方で、それで家族がいる方の場合は利用できないということなのではないでしょうか。家族のいる方も利用できるということなのか、

その辺はつきりお答え願います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 申しわけありません。外出支援サービスについては、介護保険の補完事業ということで、介護保険の認定がということではないです。要綱を定めまして、だれでも使えるという形では物理上無理なものですから、要綱を定めた上で、リフト車につきましては、65歳以上の方で1級、2級の身体障害のある方ですとか、それから独居の方とか、通常のワゴン車の利用の場合には、65歳以上のひとり暮らしの高齢者または65歳以上の高齢者のみの世帯に限るという要綱を設けさせていただいております。

今、議員からお話があったように、家族と同居の方については、申請があったときに、その要件についてはお話しさせていただいて、例えば月の頻度ですとか、通院の頻度ですとか、あとそのご一緒にお住まいになられている家族の方の就労状況とかを考えて、本当に実際に通院の手だてが無理だという方については、全く受け入れていないという状態では今ありません。ただ、それは広く一般に標榜して、だれでもいいよということにはちょっと物理的に無理なものですから、一件一件は検討させていただいております。現実、現在、同居の世帯でも、数件ですけれども、このサービスを活用させていただいているケースがあります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） それでは、同居の家族がいても、その状況に応じては、この外出支援サービス、利用できますよということよろしいですね。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 非常に言い方が難しいと思うのですが、いいですよというほどの拡大ができるほど、現在、1人の回数ですとか、あと車の2台の運用の中では、広く一般に大丈夫ですよという標榜できる形ではなく、あくまでも要綱上は、ここに書いてある要綱の中でというふうに押さえていただきたいと思っています。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） それでは、その要望が非常に高齢者から、家族のいる場合にはこの制度を利用したくともできない、働きに行っていたら送迎をしてもらいたくともできない、利用したいという声が多いのです。ですから、そここのところの拡充はできないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） この制度につきましては、今、お話しいたしましたように、道の補助基準というのがまず一つあります。そして、それに基づいて町が要綱を定めているという形で進めている事業であります。それでいきますと、現状では回数的に、町長のほうでも答弁の中で申し上げましたけれども、1年間に1,697件というたくさん利用をいただいているという中でいくと、それを踏み越えて拡大をしていくということは、現状では非常に難しいのかなという判断をしております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 現状はわかりましたが、町民の高齢者の現状もあるわけです。ですから、そういう要望が高齢者からも多数出ているということであれば、ぜひこれは検討をさせていただいて、家族の方で働いていて送迎がなかなかできない、そういう状況の人にはぜひこの制度を利用できるような手だてを講じていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、一般の方がこうした支援サービスの利用を受けるようにするためには、今言ったようないわゆる施設といいますか、車の増車ですとか人的な配置だとか、そういったことが当然必要になってくるわけですから、それらをどの程度まで広げていくことができるのか、これ答弁でも申し上げましたように、今後、先進地の事例なども参考にしながら、多くの方が利用できるような方向に向けて、検討をこれからも進めていきたいということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

- 議長（古川 稔） 野原議員。
- 7番（野原恵子） 一般の方ではなくて、同じようにひとり暮らしでこの外出支援サービスを受けているお年寄りがいます。同じような状況で利用している方と、家族がいるからといって利用できない人がある。高齢者の状況は同じなのです。働いている家族がいるから利用できないという人も対象にできないかという質問です。
- 議長（古川 稔） 岡田町長。
- 町長（岡田和夫） ですから、それらも含めて、今、検討していくということで、これからますますそういった対象者の方がふえてくる時代だと思いますので、私は一般と言ったのは、障害とかそういうことでなくて、現実にはひとり暮らしで困っているような方々についても、今後はそういう要望はきっと出てくる時代になってくるのだろうと。そういったことも含めた中で、これから検討していくことが必要であろうというふうに申し上げているわけです。
- 議長（古川 稔） 野原議員。
- 7番（野原恵子） それともう一つお答えの中で、この外出支援サービスは一般高齢者に対する施策ではないと。早急に対応策が必要だと考えているというお答えがあります。それでは、これにかわるような対応策、これをどのように考えているのでしょうか。
- 議長（古川 稔） 岡田町長。
- 町長（岡田和夫） そのことをこれから検討させていただきたいということで答弁書に書いたわけですが、いろんなことをこれからも考えられることもあろうかと思えますし、ご提言もあるのかもしれませんが、そういったことを踏まえて検討させていただきたい。
- 議長（古川 稔） 野原議員。
- 7番（野原恵子） それでは、住民から要望が多いのは、コミバスですとか、そういうものをつくるのが施策としてはできないかということなのです。病院に通うですとか、それから公共施設に通うですとか、それとやっぱり今一番困難を抱えている、介護保険制度はまだ利用できない健常者、そのはざまにいる人たちは、やはり自分で買い物に行きたいという要望があるのですけれども、先ほどお話ししましたように、100メートル、200メートル歩くのが精いっぱい、だけれども自分のことは自分でできる、そういう人たちが買い物に行くときに、本当に困難だ、重いものを抱えて歩くのは大変だという要望もありまして、地域を走るコミュニティバスですとか、そういうものの手だてをとれないだろうかという要望もあるのですが、その点は計画は、その中の一つとして考えられないのでしょうか。
- 議長（古川 稔） 岡田町長。
- 町長（岡田和夫） コミュニティバスの関係については、ご案内のように3月議会の中で一定の方向を出して、当面は見合わすというようなことでありました。ただ、その後もほかの町村なんかを見ますと、現実には試行しているようなこともあって、これは例えば前回の試行では、幕別一札内間を通して1路線で走ると、駐車場が多くて乗っている時間が長くて云々というようなこともあったのですけれども、これを逆に、幕別なら幕別だけ、札内は札内だけの運行することによって、それではどうなのかというようなことも考えられるのではないかというようなことも内部でも話しているのですから、コミュニティバスも一応の結論としては方向性は出したのですけれども、それらも含めながらさらに検討をすることも必要でないかというふうに思いますし、もう一つはこの今言う在宅支援サービスを広く拡大することによって、そういった交通弱者と言われる人たちの支援に回すことができないかどうか。それらも含めながら、先ほど申し上げましたように、これも検討を進めてまいりたいというふうに思います。
- 議長（古川 稔） 野原議員。
- 7番（野原恵子） 私、このコミュニティバスの運行をしている各地域の状況を、成功しているところ、どういう形をとって成功しているのかということをやっと調べてみました。それで、その成功しているところでは、どういうことをしてこのコミュニティバスが地域の要望に合って運行されてい

るのかということなのですが、その中では次のようなことが成功例として言われているのですが、まず目的が明確であること、どうしたらみんなが喜ぶバスになるのか十分に検討されている、論議されているということです。それから、住民が主体となって論議を重ねて取り組んできている。その運営にも住民が参加しているということなのです。これは、ここで言えば高齢者がどういう要望があるかということもつかむということが大事だと思います。それと、随時、運行について評価が行われ、その都度問題点が改善されている。その運行していく中で問題点が出たときに、その都度改善しているということです。そして、このコミバスを活用して、町の活性化をどのようにしていくか、そういうことも検討しているということです。

それと、本当に困っている人たち、利用したい人たちが中心になって考えていくということです。そういうものが住民にどういうふうな運行をされますよとか、そのバスの地図ですとか運行時間だとか、そういうものが事前に配布されて利用されやすいようになっているという、そういうことが積み重ねの中で成功しているということなのです。ですから、そういうものを計画している場合には、やはりそういう、今言ったように利用している人たちの意見を十分に組み込んで運行していく、そういう計画も必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、コミバスにかかわって他町村の事例と、あるいは成功している事例というお話を聞きました。

私どもの場合、先ほども言いましたように、コミバスを即やるとか、何をやるとかということではなくて、全体的な足の確保というようなことで、これから十分検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） わかりました。

それともう一つ、提言というか、考えていただきたいと思うのですが、今、コミバスだけではなくて、何か横文字なのですが、デマンドタイプバスといまして、これ欧米ですごく地域の活性化につながっているというのですけれども、運行時間を決めて、それで何時から何時まで、何時に出発して帰る時間は何時ですよというふうに決めておいて、運行ルートは自在にするですとか、そういういろいろなタイプのバスの運行が、今、過疎地域ですとか、そういうところで試行錯誤しながら高齢者のニーズ、それから地域の活性化に合ったバスの運行がされているということも事例の中にありますので、そういうものを研究して、やはり幕別町も地域によって高齢化率が違いますから、そういう運行の仕方。それから、必ずしも大きいバスではなくて、ジャンボタクシー規模の小さな、そういう車も利用しまして地域を小回りして運行する、そういういろいろな方法を検討しながら、地域の要望に合った交通機関の整備ということも必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今言われた横文字のやつはよくわかりませんが、ご提言をいただいたということで、ぜひまた担当のほうにもそういうお話をさせていただければありがたいなと思いますので、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） それでは、高齢者を支えるネットワークづくりなのですが、これはやはりこの中では幕別町地域福祉計画、前段の2人の議員の中でもお答えいただいておりますけれども、こういう中で進めていくということのお答えをいただいております。

こういう中で、やはりいろんな役割の方がいらっしゃいますね。地域住民、ボランティア、NPO、民生委員、お答えいただいています。そういう中で、一番住民の方に広く知れ渡っているのが、地域の民生委員の方がずっと長く活動をされていますので、本当に民生委員の方、ご苦労されてその仕事をされていると思うのです。ですけれども、住民の中には、若いときに、元気なときには気がつかなかったのだけれども、実際にひとり暮らしになってみたときに、どこに、一番先には福祉係とかそうい

うところに連絡すればいいのでしょうかけれども、そこまではちょっと相談できないけれども、民生委員にちょっと相談したいなと思うときがあると。そういうときには、自分の地域にどういう人が民生委員としているのか、ちょっとわからないのですと言うのです。お知らせには書いてあるのですが、字が小さくてなかなかわからない。1回お知らせに来たら、そのままどこかにしまってしまうということもありまして、その地域にかかわる民生委員の名前をちょっと大き目に書いてもらって届けてもらおうと、相談事やなんかもしやすいのですということもありましたので、そういう工夫も必要ではないかというふうに考えております。確かに、民生委員の方の仕事も大変なのだということはわかっていますが、そういう手だても必要ではないかなというふうに思いますので、ひとつ改善として考えられないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ただいまの民生委員さんの周知の関係でございますけれども、今、ご指摘にありましたように、民生委員さんがなかなかわからないと、そういうこともあります。そういうことでは、いろんな機会に民生委員さんに顔を出していただいたり、行事などに参加をしていただいたりということで、できるだけ地域の人たちにご理解をいただけるようお願いをしているところなのですけれども、これからまた周知に当たりましては、いろいろと考えてやっていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） それで、私は、民生委員の名前はどうぞと、こういう小さいカードがあるのですね、国で出した。あれではちょっと字が小さ過ぎてわからないので、もしそういう手だてを講じるのであれば、高齢者にもわかるようなちょっと字の大き目に、そして相談事も、あのカードは若い世代の悩み事、きょう持ってくるのを忘れてしまったのですが、そういうことしか書いていないのですが、これから高齢化社会に向かっては、高齢者の要望にもこたえられます、そういう相談事も答えることができますという、相談の取り次ぎなのですから、そういうこともちょっと書いて届けますと、何か困ったときにも相談できるかなと思いますので、そういう改善もあわせてお願いしたいなと思います。

次に、交通マナーの啓発ということなのですが、お答えは高齢者に対するこの啓発を何点かさせているということなのですが、私がちょっとこの質問の中に一つ細かく書けばよかったのですが、若い世代の交通マナーなのです。高齢者の方には運転マナー、安全運転などいろいろされているということなのですが、若い方は高齢者の特質というのがわからない部分があると思うのです。それで、高齢者がどういう状況で地域を歩いているか、そういうようなことも事業所とか、そういうところで交通安全、高齢者に対する手だてとか、そういう講習なんかも必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 若い人といいますか、高齢者以外の運転者が、高齢者に配慮した交通マナーをということで、これは当たり前と言えれば当たり前のことなのでしょうけれども、その一つが先ほど言いましたように高齢者の方についてはマークをつけて走っていらっしゃるわけですから、後ろから行けば、ああ、高齢者の方が今運転しているのだな、それに対する配慮、これはマナーとして当然のことだろうというふうに思いますし、前に高齢者の方が歩いているような場合は、ひょっとしたら飛び出してくるのではないかというようなことを注意しながら運転する、こういったことは我々もそういった交通安全教室ですとか、あるいは女性ドライバー友の会ですとか、あるいはみずからもちろん3年か5年に1回は免許の更新のところでもそうしたことは講習として受けているので、それ以外にも今お話ありましたように、職場なんかでの講習会等に担当が行ってお話をさせていただいている機会もありますし、交通安全大会なんかでは警察署の人がみずから来て説明をしていると。先日の建設業協会でやられた安全大会なんかにも、毎年、警察署からも来て、交通安全についてのお話をされている、そういったことも含めながら、我々も機会あるごとにそういったことについての周知をこれ

からも進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 最後になりますけれども、総合的なまちづくりということの高齢化社会に向けてということなのですけれども、先ほどもこの地域福祉計画というものがつくられまして、そういう中でこれからも進めていくと思うのですけれども、今、高齢化社会が進むとずっと言われてきておりますけれども、それでは具体的にどういふふうにこの幕別のまちづくりの中に、高齢化社会に向けての施策が進んできたのか、そこが問われてくるのではないかと思います。これから進めていくというお答えではあるのですけれども、ずっと高齢化社会が来ると言われていますよね。順次、進めてきてはいると思うのですが、それが余り目に見えてこない。

例えば除雪の問題にしても、高齢者からいろいろ要望が出されてはいるのですけれども、本当に小さいことなのですけれども、玄関から外に出るのに雪かきが大変だ、いつも意見は出されているのですけれども、そういうことも具体的に解決していくことが、高齢化社会に向かっていく手だてだというふうに私は思うのです。

ですから、今後のこのまちづくりの中で、そういうものをきちっと見据えた計画を進めていくという、そういうまちづくりの基本の中に、これから高齢化社会になっていくのだということをしっかり位置づけてまちづくりを進めていくべきではないかと考えるのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 高齢者社会になって、先ほどもちょっと具体的にはいわゆる社会保障の充実というようなことも当然求められてくるでしょうし、高齢者の人が安心・安全で生活できるための社会資本の整備といったことも当然求められてくる。さらには、高齢者自身みずから生きがいを持って生活できるような体制づくり。いろんなことがやはり高齢化社会の中では必要があり、あるいはまた高齢者の皆さんが、地域住民が求めてくるものがあるのだろうというふうに思います。

ですから、私どもは、先ほども言いましたけれども、行政を進める中ではそういったことを絶えず理念として持ちながら、いろんなそれぞれの持ち場で、そうした理念の中でまちづくりを進めることが私は大事なことなのだろうというふうに思っております。それが、先ほどの地域福祉計画のような中で一体的に進められれば、なお効率が上がっていくのかなど。そしてまた、大きな問題としては、高齢者の皆さんみずから参加していただけるような体制をぜひこれからもつくるべく、あるいは行政として担うべき役割を果たしていきたいというふうに思います。

○7番（野原恵子） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩いたします。

10：48 休憩

11：05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 通告に従いまして、質問させていただきたいと思います。

「幕別町第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況と今後の計画などについて。

平成12年4月に導入された介護保険制度は、制度発足から10年を経過しました。「介護の社会化」をうたい文句に発足しましたが、介護保険料・利用料の重い負担、介護サービスの不足など、「負担あって介護なし」とも言うべきさまざまな問題が浮き彫りになっています。

介護保険制度は、①「施設給付の見直し」により、入所施設の食費、居住費が保険対象外となり、原則全額自己負担となる（平成17年10月）、②軽度認定者の介護ベッドなどの福祉用具利用の給付を

制限する（平成 18 年 4 月）、③予防給付制度により、要支援の認定割合をふやす（平成 18 年 4 月）、④要介護認定の認定基準を変更し、従来より軽度な認定結果となりやすくする（平成 21 年 4 月）など、給付の抑制と国民生活を評価しながら制度変更がされてきました。

幕別町においても、基準保険料は、制度の発足時は旧幕別町で月額 3,025 円、旧忠類村では 2,933 円でしたが、第 3 期で月額 3,350 円、第 4 期は月額 3,850 円と、事業計画見直しのたびに増額となり、町民負担は重くなっています。

厚生労働省は、過日、社会保障審議会介護保険部会を開催し、平成 24 年度の介護保険制度の見直しに向けた議論を開始しました。また、地域主権改革関連法案も国会審議中で、介護保険についても自治体における決定権が大きくなるようとしています。だれもが安心して利用できる介護制度としていくために、幕別町における介護保険事業計画の進捗状況と今後の計画などについて、以下の点について伺います。

①平成 21 年 4 月に要介護認定基準が変更されました。変更により従来より軽度に認定されるケースがふえることが危惧されたため、認定基準変更に対する国民世論が大きく広がり、同年 10 月には変更されたものが大幅に見直しされて実施されています。この要介護認定基準の 2 度の改正によって、町財政や要介護認定結果にどのような影響を与えたか、伺います。

また、要介護認定が給付抑制の手段として使われているとの指摘も出されるなど、要介護認定の必要性についても疑問とする声が強まっています。要介護認定の必要性について、町の見解を伺います。

②第 4 期事業計画の 1 年目が終わり、早くも中間年度となりました。介護保険料は介護保険サービス給付費を見込んで設定されます。1 年目のサービスの給付状況は、当初の見込みと比較してどういう経過となっているか、伺います。

③第 4 期事業計画期間において、これまでに小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護事業所の参入があり、今後も療養病床を転換してのグループホーム参入が予定されています。また、第 5 期事業計画期間では、忠類地域に地域密着型特別養護老人ホームの新設も予定がされています。介護サービスの基盤整備は前進していると考えますが、特に施設サービス、特別養護老人ホームの入所待機者の解消に努めていくことが重要です。入所待機者解消に向けた手だてを含め、さらなる基盤整備の計画について伺います。

④第 4 期事業計画の策定に当たって、幕別町介護保険運営等協議会の答申の中に、介護保険被保険者の負担増軽減のために、国庫負担の増額を国に要望するよう記されています。この答申に対する町の対応の経過を伺います。

また、介護保険料や介護サービス利用料の軽減策を拡大すべきと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町第 4 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況と今後の計画についてであります。

高齢になっても住みなれた自宅で自立した暮らしを続けるための支援を行うことを目的に、介護保険制度が導入されて 10 年が過ぎたところでありますが、この間、ご質問の要旨にもありますように、3 回の制度の見直しが行われ、現行の制度となっております。しかしながら、多様化する介護ニーズと高齢者の増加に財源がついていけない状況にあることも課題としてあり、国全体での議論が必要であるというふうに思っております。

ご質問の 1 点目、平成 21 年 4 月の要介護認定基準改正の町財政、認定結果への影響と要介護認定の必要性についてであります。

本町の平成 21 年 4 月から 9 月の要介護認定の状況は、全審査件数 546 のうち、より軽度に判定された方は 144 人、26.4%、重度に判定された方は 156 人、28.6%、変更がなかった方が 246 人、45%であり、過去 2 年間における認定結果と比べると、より軽度に判定された方の割合は高くなっております。

しかしながら、この 6 カ月の期間におきまして、要介護度の復元を行う特例措置がとられており、

軽度と判定された方のうち 120 人が、より重度と判定された方のうち 32 人が、希望により、もとの要介護度に変更されております。

次に、財政的な影響についてであります。在宅サービスの介護給付費においては、従来からサービスの利用限度額の上限までサービスを利用している方が多くはないことから、平成 21 年度においても、平成 19 年度及び平成 20 年度の伸び率の範囲におさまっており、大きな影響は見られませんでした。

昨年度の要介護認定の改正については、国においても「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」において検証がされ、本年 2 月にその結果が示されたところでありますが、全国的・全道的にも過去 3 年間の認定結果と比較して、顕著な違いは見られないと報告されております。

要介護認定の必要性についてであります。介護保険制度は全国一律の要介護認定基準を持ち、介護の社会化を理念として実施されており、要介護者の実態に合わせて最もふさわしい介護サービスを全国どこでも受けることができることを理念として制度設計されており、この制度の根幹となる要介護認定制度を遵守し実施していくことが必要だろうと考えております。

ご質問の 2 点目、計画初年度のサービス給付状況と計画との対比についてであります。

平成 21 年度の介護給付費の決算額は 15 億 2,254 万 7,403 円であり、計画上の給付見込み額 15 億 851 万 3,000 円に対し 1,403 万 4,403 円、0.93%の増であり、おおむね事業計画どおりに推移しております。

介護給付費の内訳で申し上げますと、地域密着型サービスである認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型居宅介護の併設事業所について、平成 21 年度中の開設を見込んで計画を定めましたが、開設が年度末となりましたことから、これに係る介護給付費がなかったこと、一方で居宅介護及び介護予防サービスに係る費用がそれぞれ増加しており、結果的に 0.93%の微増となったところであります。

ご質問の 3 点目、特別養護老人ホームの入所待機者解消への手だてと基盤整備の計画についてであります。

介護施設の待機者につきましては、昨日の中野議員のご質問に対する答弁の中でも申し上げましたが、札内寮の待機者は 98 人で、そのうち在宅での待機者は 29 人、施設入所中の方が 39 人、医療機関入院中の方が 30 人となっております。また、老健あかしの待機者は 33 人で、そのうち在宅での待機者は 8 人、施設入所中の方は 2 人、医療機関入院中の方は 23 人となっております。

第 4 期事業計画においては、医療病床の転換により 27 床のグループホームの新設を予定しており、また現在、忠類地区に 29 床の小規模特養の計画がありますことから、これにより入所待機者の過半の方の解消が図られるものと見込んでおります。

介護保険の基盤整備計画につきましては、圏域ごとに国から参酌標準が示されますが、平成 23 年度からの第 5 期事業計画におきましても、道の事業計画を見据え、圏域内での調整を図りながら、地域密着型サービスを含め、施設介護サービスのあり方について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、答申時の意見に対する町の対応の経過と保険料や利用料の軽減策の拡大についてであります。

第 4 期幕別町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定にかかわりまして、幕別町介護保険運営等協議会からの答申におきましては、今後、被保険者の負担が重くなっていくことが想定されるため、国庫負担をふやしてもらうよう国に要望していただきたいとの附帯意見をいただいたところであります。

従来から、十勝圏活性化推進規制会や北海道町村会において、国に対し、国庫負担金の増額並びに介護職員等の処遇改善などについて要請を行っているところでありますが、今後もさらなる負担増につながることをないよう、町村会等を通じて国に対し要請活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、保険料と介護サービス利用料の軽減についてであります。介護保険料は介護サービスの見込み総量から算定される基準保険料、本町では 3,850 円ですが、これをもとに低所得の方には

その基準額を最大5割減額し、一方で一定以上の所得のある方には増額して負担いただいております、加えまして平成21年度からは所得段階を6から8に改め、高所得の方の負担を最大1.75倍に設定することにより、基準保険料を低額に設定することにより、結果として低所得者層の方々の負担軽減に努めているところであります。

このような考えのもとで、さらなる一律の減免を実施することは、これにより生じる不足分を結果として他の被保険者の負担増にせざるを得ず、公平性を欠くことから、独自の減免制度を設けることは適当ではないと判断いたしております。

しかしながら、生活状況の変化などにより支払いが困難な状況になられた方につきましては、個別にご相談させていただき、適切な対応をしてみたいと考えております。

また、介護サービス利用料の負担の軽減についてであります。本町では訪問介護利用者に対する軽減措置や社会福祉法人等による生活困窮者に対する軽減措置を既に実施しているところであり、平成21年度からはこれまで社会福祉法人にのみ適用していた軽減措置をすべての事業所に拡大させることで、利用者負担の軽減に努めているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

ご答弁をお聞きしまして、町の裁量のある部分とない部分と、もちろんこの制度の中ではあるわけなのですけれども、例えば一つ目の質問は要介護認定のことでありましたけれども、この認定制度を幕別町はやらなくてもいいなんていうようなことを私はもちろん言うつもりはなくて、この制度に対する、やらなくてはならないのですけれども、さまざまな変遷の中で町長がどのような思いでいらっしやっただかということをもう少しお聞きしたいというふうに考えるわけであります。

まずその前に、やはりこのご答弁いただいたものの私の印象としては、国がこうすれと言ったものを、それをすつと受け入れてやってきた、そういった印象を受けるようなご答弁になっているのでないかというふうに感じておりました。

そこで、まず最初に、初回質問の中で、介護保険制度のこの10年の変遷ということの中では、私は四つの事例を列記しているわけです。事実に基づきまして、私は給付の抑制と国民負担を強化しながら制度変更がされてきたというふうにお聞きしました。この点について、町長はこの変遷についてどのようにお受け取りになっているのか、その辺のところからお話をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 介護保険制度がスタートして、いろんな課題が出てきた、特に、負担の部分で非常に高齢者がふえ、介護認定者が年々ふえていく中であって、だから負担が追いつかない現状がある。結果的にサービスをふやすことによると保険者に負担がいくという今のこの制度のあり方、この根底がやっぱり大きな課題なのかなというふうに私どもも思っております。ですから、この後にも出てくる施設サービスをどんどんふやしていく、そうするとその分が保険料にはね返っていくというような制度がこのまま続いていくと、ますます介護保険の本来の目的というものが損なわれるとまではいきませんけれども、本当の介護を必要とする方にとって厳しい状況が続いていくのでないかと、そういった意味ではいろんな策はありますけれども、やはり一律の認定をする、認定基準を設ける中で、本当に介護者にさらに満足していただけるようなサービスにしていくために、さらにいろんな面での検討をしていくことが必要であろうというふうに私どもは思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 今の町長のご答弁は、よく理解ができる中身もございました。やはり介護を受ける方にとってどうであるか、ご家族にとってどうであるか、そのところがやっぱり重要なことであるなというふうに思っています。

今のところに戻りますけれども、適切な給付などという言葉は厚生労働省がよく使う言葉でありま

すけれども、それは結局、社会保障費の抑制策、そういったことの中でこの介護保険に対する予算もどんどん削られていってしまう、そんなことになっている、この私が列記した事実のとおりだと思うのですけれども、その点に対するご答弁が、今、薄かったように思いますので、改めて確認させていただきます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） きのうも申しあげましたけれども、国自体で4兆円ですか、黙っていても1年に1兆3,000億円ぐらい社会保障の予算がふえて、必要が迫られてくる、そういった中で大変厳しい財政運営が強いられているのだろうというふうに思います。

ただ、私どもは、先ほども申しあげましたように、そうした厳しい財政の中で介護保険制度がスタートし運営されていくわけですけれども、その分の負担がすべて保険者や市町村に与えられる、求められるということについては、当然納得できるものでもありませんし、当然のことながら国の制度の中において十分な財源的な手当て、財政配慮があってしかるべきだろうというふうに思っておりますし、そのことはこの後の質問にありますように、当然のことながら町としても国に対する要望は今も引き続き行っているという状況にあります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、一つ目の質問のほうに入らせていただきたいというふうに思います。

昨年2回、要介護認定が変わったということがありました。その中では、介護の現場としては大変な大きな混乱があったと。利用者さんや家族にとっても、また混乱があったということがありました。

それで、昨年3月の議会でも、私はこの部分で一般質問させていただいておりますけれども、そのことの整合性とあわせて質問を続けさせていただきたいというふうに思います。

結局、ご答弁の中では、制度が変わって軽く認定された方、重く認定された方、それぞれいるけれども、過去2年間における認定結果と比べると、より軽度に判定された方の割合は高くなっていますということでご答弁をいただきました。昨年3月の議会のときにも、それは私だけの意見ではなくて、多くの世論としてあったことを代弁させていただいたわけですけれども、低く認定されるということが大変な不安になっているということで申しあげましたところ、町長からのご答弁は、厚労省のモデルケースの中では変わらないと言っていると。幕別町自体も九つの例でもって、一つは下がった、一つは上がった、あとの7人は変わらなかった、だから変わらないものだということでご答弁をいただいております。過去2年における認定結果と比べると、軽度に判定される方の割合が高くなったということのご答弁ですが、これは、そうしましたらば、少し見込みが違ったぞというふうにとらえてよろしかったでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申しあげた数字は実績でありますから、軽く認定された方、あるいは逆に重く認定された方が28%もいらっしゃる、そういったことからすると、当初ご質問に答えたときの見込みからして、軽くなった方も多かったというようなことも現実だというふうに押さえております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 1回目の変更の、昨年4月から9月までの認定結果はそういったことで数字をいただきました。その後、10月からまた変わっておりますけれども、その後の認定結果のことなどは、数字は出していただくことはできますか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 出しております。ただ、ご承知のとおり、答弁にもありましたとおり、この期間、軽くなった方に対する特例措置があったために、もとの介護度に戻した方という方が約100人ちょっとで、非常に多くの戻っている方たちが、6カ月後にその方たちは認定したのですが、そうではない方たちの後追いがまだすべて終わっておりません。その100人の方たちについては、その期間の認定がどうであったかは出しておりますが、それは調査による1次判定と、その後半にやった調査の1次判定で見た場合については、確かに若干、傾向としては軽目に出る方たちの率は下がりました。

たが、通常だった方、重かった方たちはほぼ変わらない状態の調査となりました。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） わかりました。

北海道社会保障推進協議会、幕別町もこの10月、11月だったでしょうか、アンケートが、調査が入っておりまして、そういうふうに幕別町も答えているということになります。その調査の中では、やはり前よりも軽くなったという方が多くなったという結果が出ていますけれども、その中には今ご答弁があったような半年後に受けた方も、経過措置を利用された方はそこで認定を受けることになっていたでしょうから、前の基準がどうだったかということが定かでないわけで、ちょっと数字のほうがあいまいになってくるのかなというふうに思いますけれども、そういうふうに見ていきたいというふうに思います。

それで、要介護認定、経過措置があつて結局希望する方は、認定結果が違う数字になった場合は、希望する認定結果にするようなことをよしとしたということがあつての今120人だということのお話だったですね。その方たちは、結局、認定審査会が違う結果を出しているわけですから、以前にも予算委員会の中でお話ししたことなのですが、認定期間というのは、更新認定の場合は3カ月から24カ月の期間で認定審査会が決められるということになっています。それが半年という期間になったわけですね。このことによって認定審査会にかかる件数が多くなったかと思うのですが、まずはこの認定審査に当たって、主治医意見書を用意したり、認定調査に行ったり、いろんな手続があるわけですが、1件当たり幾らぐらいかかるのかということ、それからこの経過措置という制度があつたためにどれぐらい余計に費用負担をしなければだめだったか、そのことをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 確かに経過措置をとった大半の方が、一律6カ月にしたわけではないのですが、審査会判定と個人の希望とが違うということで6カ月になった方が多かつたために生じた調査費用というのは、うちは調査の大半を自分のところの職員が行っておりますので、そこは費用計算は非常に難しいのですが、外へ委託した件数も何件かあります。それと主治医の意見書の作成料、それから認定審査会の委員報酬等を含め約100万円弱ですが、支出増となりました。

主治医の意見書は1件当たり4,200円で、認定調査費が3,150円ですが、こちらはすべて委託にはかけておりません。5人の委員さんをお願いしているので、1回の委員報酬が5万2,000円、費用弁償が9,240円となっております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） そういう経過措置の中で、2回の認定調査の変更の中で、余計な出費というふうに言っているのだと思うのですが、そういった事態が生まれてしまったと。町財政が余計に使われてしまったということになったということ深く押さえないというふうに思います。

それで、この認定調査の必要性ということで深めさせていただきたいというふうに思うのですが、ご答弁にもありましたように、財政的な影響ということの中では、21年度においても前年度、前々年度の伸びの範囲におさまっており、大きな影響が見られなかったということでありましたけれども、これは結局、裏返して言えば、その人のサービスの利用の仕方が、その人の介護度が何ぼだからこれだけ利用しようということでは始まっていることではないからなのではないかなと思います。その人の要介護度がどうであろうと、その人にとって、その人のご家族にとってどんなサービスがいいのかということやケアマネジャーやサービス事業所が相談しながら決めていく、だからその人の要介護度が何であろうと、こういった数字になっていくのは当たり前なのだというふうに思います。

そういったところから考えれば、認定審査会が要介護、この国のルールに沿って厳粛に、多くの時間と手間をとっていただきながら決めていただくわけなのではないかと思いますが、それがこのサービスのようにそれほど大きな意味合いを持たない。ですから、町長がおっしゃるように、全国どこでも一律のサービスを受けることができる、要介護者の状態に合わせて最もふさわしいサービスを受けることがで

きる、そのことにはこの要介護認定というのはつながらない、そのように私は思っているのですけれども、町長のご見解はどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これ要介護の認定というのは、介護保険制度のやっぱりこれは根幹をなすものだというふうに思います。この認定を受けなければ、サービスを受けるかどうかの判定がないわけで、必要なことはどんなことがあっても必要なサービスを受けたい、これは当たり前だと思います。しかし、全国一律的にこうしたサービスを受けるためには、こういう基準をもって認定をしよう、それが今のこの介護保険制度の根幹をなすものだろうというふうに私どもは思っております、今言うように、要介護者の方がどういうサービスを受けることが、介護を受けることが一番いいか、そのための一つの基準がその認定にあるのだろうというふうに思っていますし、これは全国一律的な制度ですから、一つの認定を受けることによって、全国どこへ行ってもこのサービスを受けることができる、そういうものにつながっていくのだろうというふうに思っておりますので、やはり私としてはそういうこの制度が、認定を受けるということは、これ必要なことだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） どうもそこところが、私のいろいろな対話できる範囲の介護事業所の方と町長の見解とのちょっとずれの部分だというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、町長に一つの新聞の記事の中身を紹介させていただきたいと思うのですけれども、全国に約1万人の会員がいる認知症の人と家族の会が総会を開いたと。6月5日で決定した介護保険改正への提言に、要介護認定を廃止することを盛り込みましたと。提言は、介護保険制度の発展方向として、必要なサービスをだれでもいつでもどこでも利用できる利用者本位の制度を打ち出しています。そのために、まず認定から出発するのではなく、暮らしの中でどの介護の必要性から出発する制度にすることを求めていますというふうになっているのです。私は、これはすごくそのとおりだというふうに思って読ませていただきました。

一番最初にも申し上げましたけれども、今のルールとしては、要介護認定を絶対受けないと介護保険の利用はできないルールになっていると。そのことと、その介護保険制度の中で、その要介護認定をくぐらないと受けられないのだということの、ちょっとうまく言えないかというふうに、言えていなかったのですけれども、必ずしも必要であるかということとは、これは別だというふうに思って、私は質問のほうを続けさせていただいているのです。このところは、今ここでどうしても町長と私の意見を一致させてということにはなりづらいことかなというふうに思いますから、でもそれは後でよく現場の方の意見もお聞きいただきたいというふうに思います。

それで、提言ということになりますけれども、この中身につきましては、3月の予算委員会の中でもお話ししましたがけれども、認定の期間、更新認定であれば3カ月から24カ月の間で、認定審査会の中で判定が出るわけなのですけれども、いろいろと費用がかかって、これで言うと1件当たり1万円ぐらいになっているのでしょうか。認定の数が多くなると、それだけ経費もかかるということになってきます。

これは、先日も幕別町内の職種を同じくする者との懇談の中でも出ましたけれども、やはり要介護認定が介護度が何だからということのスタートにはならなくて、その人からの相談があれば、ちゃんとアセスメントをして、そしてその人にとって必要なサービスを提供するということがスタートできると。介護保険を利用するに当たっては、そういう方でも何も問題もなくて、むしろ要介護認定が例えばなかなか主治医意見書が届かなくて、こちらはケアマネジャーにとって、すぐ次のプランというふうにはいかないケースなどあったりして、そしてちょっと思い出してつけ足したようなあれになってしまうけれども、例えば要支援から要介護に認定されたら、更新の認定であっても、半年間になってしまうのです。要介護で認定されていた人が、次、要支援で認定されたら、これも更新認定であっても新規と同じ扱いで、半年間で出てきてしまう。こういう矛盾もある制度なものだから、まず、なくてもいいのだという立場については一緒なのです。

この期間が短いということは、お金もかかるだけでなく、認定審査委員の方々や、それから認定に当たるのは地域包括センターですか、そこの職員の負担も大変なものだというふうに思うわけなのです。そして、事業所にとってもそういう負担がかかるし、利用者さん、被保険者や家族にとっても、この認定調査というのはストレスなわけなのです。どんな結果になるだろうかということの不安がつきまとうものなのです。ですから、認定審査会の方の権限になるわけですが、期間を何か事情がなければ長く認定していただくような、そういったふうに意を酌んでいただくような、そんな相談ができないものかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 谷口さんのお話は、認定期間の延長の件も、特に要支援等の軽い方たちの延長の件も前回の議会でもお話がありましたので、その部分かと思いますが、ご承知のとおり、この期間に関しては、例えば市町村単独等、例えば道とかも含めてですけれども、一律のこうなったらこうするというルールを設けるみたいなことは国で禁止されております。あくまでも、その審査会で判断した審査員の意見でどうするかということが設定されていくものとなっています。

うちの場合も、そうは言いながらも、重い介護度の方については、例えば要介護4から要介護5になったとか、要介護5の方が要介護5になったという、これ介護認定の中の重度の方については、それ以上重くなることのないという判断に立って延長される場合が多くなっております。ただし、軽く判定されている方たちについては、逆に期間を延長することによる問題も起こってくるかなというふうにも考えています。高齢の方たちの認定ですから、何が起ころかわからないという部分も含めた上で、当然、区分変更申請等も考えられますけれども、それであれば短い期間で様子を見ながらという判定が、むしろその方たちを近い場面で援助していくということが可能になっていくという形で考えられているものだと思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 今の件でありますけれども、区分変更、先ほどのケアマネジャー同士の懇談の中でということと言えますけれども、やはりそういう手だてがあるのだからということは、それは軽度の認定の方の期間を長くすることに対しても、こちらの事業者としては不安のない部分で、必要であれば区分変更をして、そして認定をし直してもらおうということができるので、期間が長くなるのがそれはメリットがあるのだということになっている、そういうふうに私も思うし、その懇談の中でもそうになっていた、そのことをお伝えさせていただきたいというふうに思います。

認定審査会の権限でありますから、こちらはあくまでも意を酌んでいただくようにするという事になってくるわけです。いろいろな交流の中で、実際、今、認定審査会の構成員の中に医師ですとか、歯科医師とか、そういった医療系の役割の方がいるわけですが、ほかの自治体の中の例ですけれども、なかなか引き受け手がなくなって、一方でそして受ける方がどんどん多くなってしまって、そういったことから期間を長くすることで審査にかかる回数を減らすということもやっていると、やらざるを得なくなっている自治体もあるということのお話も紹介させていただきたいというふうに思います。あくまでもこちらは意を酌んでもらう、そういった中だということは、私の中でもちゃんと認識していることですので、そのことはご理解ください。

長くなりましたけれども、二つ目、4期計画の1年目が過ぎたということでもあります。どれぐらいの経過だか、金額はわかりました。

あと、もし数字が出ているのであれば、今ここでは介護保険サービス給付金についてお聞きしましたけれども、あと介護保険料を決める条件である地域支援事業費、それから市町村特別給付費、これらの二つについても、もし1年目の数字がおありでしたらば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 申しわけありません。地域支援事業費については、現在、数字を持ち合わせておりませんので、後ほどお願いします。

市町村特別給付費については、計画が20万円のところ、21年度実績が13万8,191円となっておりまして、マイナス30%の執行率となっております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 二つ目の質問についてわかりました。ほぼ大体、計画どおりの推移がなされているということですね。了解しました。

三つ目です。特別養護老人ホームの入所待機者の解消の手だてということと、今後の基盤整備のことについてお尋ねしたわけでありまして、今ある計画というのは、では私がこの初回質問で通告を出した部分以上のところはまだ出ていないと、予定はないということの理解でよろしかったですよ。

特養についても、一番はやはり特別養護老人ホームをさらにつくるということが、特養の待機待ちの解消に対する一番の答えだというふうに思うわけですが、ずっと町長のご答弁があるように、新しく施設をつくってしまうことが、介護保険料の値上げにもつながってしまう、そういったことにもなるわけで、本当に今のやり方も変えていかないことには解決しないものになっているのだという事は理解しています。

ほかにもグループホームができたりする中では、忠類に幕別町民だけが入れる特養ができる、グループホームがこれも同じく27床できるわけで、そちらのほうに移る方もいるでしょうから、ご答弁のとおり、かなりと申しますか、過半の方の解消が図られるということは理解ができます。

それで、やはり私の思いとしましては、グループホームと特別養護老人ホームの違い、いろいろありますけれども、金額的にも随分、自己負担が違ってくるものでありまして、グループホームに、ではあいているから入ろうということにもならない実態があったりします。それで、道の事業計画、これが今後の変更がどうしても必要になってくるわけですが、忠類に続いてさらに特別養護老人ホームの新設を要求するような、そんなお考えは今後いかがなのでしょう。町としてはお持ちなののでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 特養のさらなる新設ということにつきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたように、圏域の中のいろんな条件がありますから、我が町のみだけで決定することはなかなか難しい問題もあるのだろうというふうに思っております。

それと、私どもの町の規模からして、今の札内寮の120プラス地域限定型の29、これにさらに増加する可能性が果たして可能かどうかということについて、これは検討しなければならないですし、こうした施設を設計する場合には、少なくともこの介護計画の中にうたっていかなければならない面もあります。

そういったことと、もう一つは今言われているのは、こうした国から地方への基準、圏域で何ぼというような基準をもう撤廃してはどうだというような話も今出ているように聞きます。ということは、自由に建設することが可能な時代と申しますか、そういう方向に進む可能性もあると。ただ、こうなると非常に問題もまたたくさんあります。いろんなことを踏まえながら、これからの施設整備の計画というものは立てていかなければならない問題だろうというふうに思っておりますので、今すぐここで来年以降、要請する、町で建てる考えがあるというようなことにはもちろんなりませんけれども、十分協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） わかりました。

本当に求められているのは、特別養護老人ホーム、入所施設ではやっぱりそうなのですよ。そのことの町民の声はちゃんと心にぐっと置きながら、また第5期、第6期と、幕別町の発展にふさわしい計画をつくっていただけるようにしていただきたいなというふうに思います。

四つ目であります。保険料や利用料の軽減対策の拡大についてでありますけれども、今の介護保険の仕組みであれば、これから先、第5期、第6期とまた保険料がどんどんと値上げになってしまう、

それはもう非常に火を見るより明らかなのではないかなというふうに思っているところであります。

8段階9区分になったと。そのことによって、低所得者の負担を軽くするということがあったわけですけれども、そのことがその低所得の方の負担軽減につながったということは数字の上からは理解できるわけでありましてけれども、今やはり街角での話ということになりますけれども、例えば後期高齢者医療の保険料を支払う、違う人ですけれども国民健康保険料を支払う、減免制度についての割合が違うのですよね。そんなことによって、介護保険料が一番の負担になっているのだという声が聞かれます。今、基準額の最大5割減額、上のほうは1.75倍にしたということでありましたけれども、一番低所得の層の人と一番高い人の層が、結局これで言うと4倍まではならないのですよね。後期高齢者医療制度でしたら9割、最大減免がある、国民健康保険税だったら7割ある。ですから、ここのところを何とか考えていかねばならないのだというふうに思うわけです。一律の減免を実施するというには大変なお金もかかることなのだというふうに思うのですけれども、低所得者のところで一つ一つの事情を、例えば申請があれば審議して、さらに別裁定のものを持ってくるような、そんな保険料設定が、介護保険の7割や後期高齢者医療制度の9割にふさわしいような減免制度があつてしかるべきだというふうに私は考えるのですけれども、そんなようなお考えはないでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 介護保険料につきましては、先ほど申し上げましたように、段階的な中での保険料の設定をしているということが一つありますのと、先ほどから言いますように、いろんなサービスをすることによって保険料が上がっていくという根本的なこの制度の問題があるのだろうというふうに思っております。私どもは、先ほども国へ対する要請の中で、介護保険制度をこれからも円滑に進める上では、やはり財政負担をもっと保険者もあるいは市町村財政も、極端に言えば国がもっと支出をし、円滑な運営ができる制度にしていかなければ、これはだんだん行き詰まってくるのではないかと、そういう心配も含めて、今、要請をしているわけでありまして、何とかこれ、厳しい中で高齢者の方に負担をいただくわけですから、大変なことであることは私どもも十分承知をしておりますけれども、何とか今のこの段階での制度の中でご理解をいただけるようにというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） わかりました。

最後に、利用料のところ、1割の自己負担がある、そしてサービスによっては食事代も払う、そういったことの中では、思うように利用したいサービスが利用できないという実態はやはりあります。デイサービスの利用、大体、介護度によって違いますけれども、1回利用したら八、九百円、けれども、さらに食事代が入ってしまったら1,500円ぐらいの負担に大体平均したらなるのではないかなというふうに思います。そうしたら、週2回であれば月1万2,000円ぐらいになってしまうようなことになってしまって、それではとても私の年金では大変なのだというようなことになってしまって、おのずと回数を減らすというようなことになってしまいう実態がやっぱり多くあります。

この社会福祉法人減免のことが、その制度が幕別町のほうでやっておられます地域ケア会議で、介護事業所の方を集めてやっている会議の中で紹介されたときに、それは喜ばしいと、どよめきの声が上がったと。どよめき。私にはそう聞こえました。これは現場に出ている人間にしましたらば、やはり本当に生活の大変な高齢者の方がたくさんいるものですから、少しでもこの制度が広がっていけばなというふうに思うわけなのです。

そして、こんな声も上がっておりました。通所リハビリもあるかと思つて、はっと見たのだけれども、なかったので残念だわ。どんどん本当に低所得の方についてはいろんなサービス、まだ手の届いていないサービスのところにも利用の減免を進めていくような、そんな施策が必要なのだというふうに考えておりますけれども、そのところ、きつとご答弁いただいても、あれですよ、思いをご答弁ください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました利用減免、これもいろいろ課題としてはあるのだろうというふう

に思いますので、私もちょっと他町村の実態ですとか、そういった個々の詳細はわかりませんが、十分担当のほうとも協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 最後にちょっと述べさせていただいて終わりますけれども、町長も何回もおっしゃっていましたが、国の財政のあり方が本当にこれからの介護保険制度をどうするかということ、それを大きく左右するのだというふうに思うわけなのです。国からの予算措置、それから利用者本位の制度の、利用できるようにするそのやり方について、これからも一緒に討論していく、その立場をこれからも貫いていきますので、ご判断よろしくお願いいたします。

なお、今回、介護保険の担当課に女性の課長がなられて、そして現場をよく知っている、介護保険の分野や保健予防の分野で大変活躍された方だということを知っていますので、これからのまた幕別町のそういった分野で、町民の声がより多く反映するような施策がされていくだろうということを中心に期待しております。そのことも述べさせていただいて、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:59 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 通告に従いまして、2点について質問を行わせていただきます。

初めに、障害のある子供たちの教育の充実についてであります。

障害を持ち、特別支援学級あるいは特別支援学校で学ぶ子供たちが急増しております。文部科学省の調査では、少子化傾向のもとで、児童は減少傾向にありました。また、障害を持つ児童も減少傾向にありました。ところが、1999年から増加に転じ、その人数は18万人から、現在2009年には30万人に急増しております。さらに、学校教育法の改正により、2007年から従来の障害児教育の対象に加え、推計で六十数万人に上る発達障害児などの子供たちも特別支援教育の対象になりました。

学校教育法の改正は、子供の条件に合った教育を願う保護者の期待に沿った結果であり、大変大切なことと考えます。しかしながら、教職員の配置やあるいは施設の整備など、条件整備は十分ではなく、改善が求められてきました。

幕別町におきましても、特別支援教育に体制をとってこれまで取り組んでこられてきていますが、今後、必要とする子供たちが増加していくことも考えられ、現状と条件整備についてお伺いいたします。

1点目、特別支援教育を必要とする児童生徒の障害別の人数と教職員の配置など、現状体制について伺います。

2点目は、障害などを理由にした排除のない教育、これはインクルーシブ教育と位置づけられておりますが、その実現の方向について伺います。

3点目は、教職員の研修と十分な配置など、条件整備にどう取り組まれるのか、計画について伺います。

また、最終的には少人数学級がさまざまな点での問題解決につながると考え、この実現についてもお伺いいたします。

次に、「指定管理者制度」導入後の評価と今後の計画について再検討を求め、お尋ねをいたします。

2006年度より指定管理制度が導入され、既に4施設で実施されております。2年を経過した百年記念ホールでは利用者がふえ、利用しやすくなったと町民から評価がある反面、文化施設であるがゆえ

の経営の困難さや、また、そこで働く職員の皆さんの待遇など、厳しい側面があるとお聞きしています。

この制度は、2006年の地方自治法改正によりスタートし、民間の活力や知識、技能を公の施設の運営管理に生かし、サービスの向上、経費の節減などに寄与するものとして導入されました。しかし、民間の方たちの犠牲の上にサービスの向上が築かれるということであってはならないものと考えます。基本的には5年で契約を更新するといった指定管理制度では、安定的な雇用というのは望めません。また、申込業者が少ないことも、また業者が限られるなどという問題もあります。公共施設の管理のあり方として再度検討をする必要があると考え、次の点についてお伺いをいたします。

まず1点目は、現時点でこの指定管理制度をどのように評価されているのか、また既に実施もされておりますので、経済的効果についてもお伺いいたします。

2点目、2011年度からは、コミセンや町民会館など9カ所が導入計画されています。使用料や雇用問題などの不安の声が大変たくさん寄せられているところでありますが、実施まで1年を切っており、これを計画どおり実施する考えでおられるのかどうか、現時点での取り組みについてお伺いをいたします。

3点目は、中期計画ではさらに68施設に導入するとされております。この対象には図書館なども含まれております。公立の文化施設は社会教育への投資の役割も担っており、採算だけで評価することはできません。中止も含め再検討をすべきであり、この点でも考え方をお伺いいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

障害のある子供たちの教育の充実についてであります。

特別支援教育は、これまでの特殊教育が対象としていた障害だけでなく、普通教室に在籍する知的なおくれのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする子供たちが在籍するすべての学校において実施するものとして、平成19年度からスタートいたしました。しかしながら、障害の重度、重複化や多様化を背景に、保護者のニーズもさまざまありますことから、子供たち一人一人に応じた指導や支援を受けることができる体制の整備が求められているところであります。

ご質問の1点目、特別支援教育を必要とする児童生徒の障害別の人数と教職員配置などの体制についてであります。

初めに、児童生徒の障害別の人数であります。本年5月1日現在では、小学校では知的障害11人、病弱3人、視覚障害1人、言語障害6人、情緒障害32人、聴覚障害2人、肢体不自由2人、合計で57人となり、10年前との比較では、人数で37人、率では185%の増で、特に情緒障害が増加傾向を示しております。

また、中学校では知的障害7人、病弱1人、言語障害2人、情緒障害4人、合計で14人となり、同じく10年前との比較では、人数で5人、率では56%の増となっております。

次に、教職員の配置についてであります。小学校6校に特別支援学級24クラスが設置され、担当教諭31名が配置されており、このほかに町の単費事業で特別支援教育支援員を12名配置しているところであります。

また、中学校では3校に特別支援学級9クラスが設置され、担当教諭10名のほか、町単独の支援員を2名配置しているところであります。

ご質問の2点目、障害などを理由にした排除のない教育、インクルーシブ教育の実現についてであります。

インクルーシブ教育については、国際条約である障害者権利条約において、障害者と健常者を分けない教育の実現がうたわれており、一般的には障害を有する子供を含むすべての子供に対して、個々の子供の教育的ニーズに合った適切な中期的支援を原則として、通常学級において実施する教育と解釈されているものであります。現在、国においてこの条約の批准に向け、インクルーシブ教育の実現

を含むさまざまな課題について検討がなされているところであります。

現行の特別支援教育が、特別な支援を必要とする障害のある子供への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、さまざまな人々が生き生きと活躍できる共生型社会の形成を目指し、すべての学校で実施されているものであり、インクルーシブ教育の考え方が随所に盛り込まれているものと考えております。

本町においては、特別支援学校に在籍する児童生徒が町内の小中学校において交流活動を行うことができる幕別町地域学習移行制度実施要綱を平成20年に定めるなど、これまでも「地域で生まれた子は地域の学校に」の考えのもと、保護者の方々の意向を最大限に尊重し、学校や専門家の方々と協議を重ね、町内の小中学校において学ぶ機会を提供してきたところであります。

地域で生まれ、地域の子供たちとの触れ合いの中で日々成長し学齢を迎えられたときに、子の将来を考え、思い悩まれることは、ごく自然のことです。保護者が近所の子供たちと一緒に地域の学校に進みたいと希望された場合には、子供の学ぶ環境の整備に十分に配慮し、施設整備や人的配置に努めてきているところであり、今後においても、この考えに基づき、一人一人を尊重した教育環境の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、教職員の研修と配置などの条件整備計画についてであります。

教職員につきましては、学級数に応じた基準により配置されておりますが、学習支援や日常生活上の介助を必要とする児童生徒が通常学級に在籍しているケースもあり、決して充足しているとは言えない状況にありますことから、町単独事業で特別支援教育支援員を配置し、支援を必要とする児童生徒に寄り添った少人数指導の充実に努めているところであります。

教職員の研修につきましては、これまでも十勝教育研修センターや十勝特別支援教育推進ネットワーク協議会、養護学校等による研修会、研究会への参加のほか、町内においては、教育研究所や子ども支援連絡協議会における研修会、さらには各学校での校内研修会などに参加し、資質の向上に努めているところであります。

今後も支援を必要とする子供たちがふえることが予想され、より質の高い教育を進めていくためには、児童生徒一人一人の障害の状況に応じた教育の専門性を高めていくことが求められておりますことから、積極的に各種研修に参加できる環境づくりに努め、特別支援教育を担う教職員の資質と専門性の向上を図ってまいります。

また、特別支援学級の増設につきましては、必要なスペースの確保を基本としつつも、できるだけ現状の施設規模の中で工夫をしながら対応してまいりたいと考えているところであります。

なお、人的な配置につきましては、特別支援教育の学級編制基準における教員定数の改善や重度障害児の受け入れのための加配などについて、今後も教委連を通して国に要望してまいります。

次に、ご質問の4点目、少人数学級の実現についてであります。

現在、本町では小学校第1学年と2学年及び中学校第1学年において、一定の条件を満たすことにより35人学級とすることができる北海道教育委員会の少人数学級実践研究事業の活用により、札幌中学校の第1学年において35人学級が実現されているところでありますが、今後、町単独事業として教職員の給与等を負担し、少人数学級を拡大していくことについては、難しい面があることをご理解いただきたいと思います。

なお、これまでも道教委の少人数学級実践研究事業の要件の緩和、対象学年の拡大、少人数学級の実現、教職員定数の改善を道や国に要望いたしておりますが、今後もこれらの実現に向けて努力いたしてまいりたいと考えているところであります。

以上で、中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「指定管理者制度」導入後の評価と今後の計画の再検討についてであります。

ご承知のとおり、指定管理者制度につきましては、平成15年6月の地方自治法の一部改正により創

設されたものであり、公の施設の管理運営に株式会社やNPO法人等、民間のノウハウを活用することにより、柔軟で弾力的な管理運営を可能とし、利用者へのサービス向上と管理経費等の節減を図ることを主な目的としております。

本町におきましては、平成18年2月に指定管理者制度導入に関する基本方針を策定する中で、本制度導入の判断基準等を示し、平成19年6月にはこの基本方針の一部を改定することにより、各施設の対応方針などを盛り込んだところであります。

この間、平成18年4月からアルコ236及び道の駅忠類を、平成20年4月には百年記念ホールを、さらに本年4月からは札内青葉保育所を指定管理者制度に移行したところであります。

ご質問の1点目、指定管理者制度の評価と経済的効果についてであります。

初めに、アルコ236及び道の駅忠類についてであります。両施設につきましては、株式会社忠類振興公社を指定管理者としておられるところであり、町におきましては定期的に施設の管理運営状況の確認を行っておりますが、清掃の徹底、接客マナーの向上、サービスの質の向上への取り組みなど、民間意識を強く持った経営姿勢が生かされているものと高く評価しているところであります。

また、日ごろから利用していただいている地域住民の方々からも高い評価をいただいているところでありますが、昨年度は観光情報誌「北海道じゃらん」2009年10月号に掲載された宿泊満足度ランキングにおいて、大手の名高いホテルが多数ある中、温泉宿部門で堂々の第4位を獲得したところであり、食事、接客サービス、清潔感が町外の利用者からも高く評価されたところであります。

この結果、利用者人数が伸び、売り上げにつきましても増加傾向となっており、平成20年度におきましては食材や飲料等の発注額の55.4%、金額にして約1億900万円を地元が発注しているところであり、地域に対しましても大きな経済効果をもたらしているものと考えているところであります。

さらに、経費の節減面におきましても、効果があると考えているところであります。指定管理者導入以前から同社に管理業務委託を行っていたところでありますが、同制度導入以降はなお一層経営改善に努力いただき、平成18年度1年間の節減額は、平成17年度決算との比較で91万円となり、さらに平成19年度から平成23年度までにつきましては、リスク分担により、協定書において1件30万円未満の小修繕について、年総額150万円までは経営努力により吸収していただくこととしているところであり、年額150万円、5年間で750万円の経費が節減されると積算しているところであります。

次に、百年記念ホールについてであります。幕別町百年記念ホールにおける指定管理者の選定につきましては、事前に6項目に及ぶ選定審査基準を設けた中で、平成19年に複数の業者から提案書の提出をいただき、選定委員会での選考を経て管理者を決定したところであります。

管理者の決定においては、講座や文化講演事業に具体的な計画が示されるとともに、今後、新たな事業展開が期待できること、さらにはこれまでの講演事業の実績などが評価されたものであります。

百年記念ホールの利用者は堅調に推移しており、平成21年度においても10万人を超えている状況にあり、町民芸術劇場が主催する各種講座、文化講演会、ホール事業などの集客数は1万2,000人を超えているところであります。

また、指定管理者側からの提案事業として、燦燦Music、百年記念ホール盆踊りなど7事業、およそ3,000人にも及ぶ参加もあるなど、これまで以上の利用者数となったことに伴い、自動販売機における飲料の販売や近隣商店における飲食の買い物などの経済効果もあり、高く評価しているものであります。

指定管理者制度導入に伴う経済効果につきましては、指定管理者制度導入前の平成19年度と制度導入後の直近のデータであります平成21年度と比較いたしますと、人件費や需用費を中心として1,400万円程度の経費が軽減されたものと算出しているところであります。

次に、札内青葉保育所についてであります。本年度から指定管理者制度を導入し、通常保育のほか、新たな保育サービスとして、延長保育及び病後児保育を行っているところであります。延長保育の利用実績につきましては、4月には延べ6人、5月には延べ31人、病後児保育につきましては、4月に延べ6人の児童の利用があったところで、保護者の方からも好評であると伺っております。導入

から2カ月を経過したところであり、今後、モニタリング及び評価を行ってまいりたいと考えているところではありますが、現時点では児童の保育状況及び保護者との関係、施設の管理状況につきましても、良好と判断しているところでもあります。

また、経費節減効果といたしましては、通常保育に係る経費分として、年間約650万円と試算しているところでもあります。さらに、地域への経済効果につきましては、指定管理者公募の際の幕別町立札内青葉保育所管理業務仕様書において、給食材料の調達については、食の安全・安心を確保する上で地産地消に努めること、町内の事業所等との連携に努めることとしており、給食食材及び消耗品等の納入は昨年度までと同様に取り扱っていただいていることを確認いたしているところでもあります。

これらのことを踏まえて、本制度を有効に活用し、町が施設設置者としての責任を果たしていくためには、公の施設の目的に沿ってサービスの向上と経費等の節減を図るといふ本制度の目的を達成しているかどうかを客観的に評価・検証する制度が必要であるものと考えているところでもあります。

このため、現在、この評価制度の確立について作業を進めているところであり、今年度中には創設する予定で、今後、これら4施設の詳細な検証を行いたいと考えているところでもあります。

ご質問の2点目、平成23年度からの導入計画と現時点の取り組みについてであります。

前段申し上げましたとおり、指定管理者制度導入に関する基本方針におきましては、施設ごとの本制度への対応方針を定めており、短期的に導入を進める施設、中期的に導入を進める施設及び引き続き町が直接管理する施設という3類型に分類しているところでもあります。

短期的に導入を進める施設につきましては、既に導入済みの施設のほか、9施設を平成23年度に導入する予定としておりますが、これらの施設については、その目的や性格、さらには利用形態などを勘案した上で、サービス向上の手法、参入事業者の有無と運営能力の把握など、基本方針における導入の判断基準に基づき、さまざまな観点からの検討がさらに必要であるものと判断し、平成23年度からの実施については見送る考えであります。

ご質問の3点目、文化施設への導入中止も含めた再検討についてであります。ただいま申し上げましたとおり、本制度の導入に当たりましては、採算性あるいはコストの削減のみで評価するものではなく、導入の判断基準に基づいて総合的に検討を行わなければならないものと考えているところでもあります。とりわけ利用者へのサービスの向上と継続的な提供ということが最も重要であると考えております。利用者のニーズにこたえる各種事業が安定的に提供され、利用者満足度が高まり、施設利用者の増加につながる大きな評価ポイントであることから、図書館等の文化施設におきましても、この点を慎重かつ十分に考慮して、施設の目的に沿った効果が発揮されると判断した場合には、計画どおり本制度の導入を進めてまいりたいと考えております。

なお、基本方針につきましては、他の自治体の状況を注視しつつ継続的に検証を行い、必要に応じて方針の見直しを行うこととしております。現在導入している施設の検証を行うとともに、住民ニーズや事業者の能力などを把握して、状況に応じて見直しを進めるとともに、適正かつ円滑な運用を図ってまいりたいと考えているところであり、基本方針そのものの中止ということについては、現段階においては考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それでは、再質問させていただきます。

初めに、障害のある子供たちの教育の充実についてであります。法の改正はもとより、障害を持つ教育を必要とする子供さんの数が急増しているという、その背景はやはり今日の社会のさまざまな人間そのものが生きづらい社会を反映している面であるとか、あるいは家族関係の形態の変化であるとか、あるいは経済上の状況ですとか、さまざまな問題が潜んでいるのだろうというふうに考えています。

こういう子供さんたちが、教育長も述べられていましたが、どんな人たちにも十分な教育を保障していくということは行政の責務でもあると思いますので、その点で非常に今後も力を入れてしっかり

取り組んでいただきたいというふうに思います。

初めに、この07年度に、それまで特殊教育、特殊学級というふうに言っていたものが、支援制度に変わってきましたよね。このときに、法の定め区分では、特別支援学級、それから特別支援学校、さらに通級指導教育というような形で、もっとあるのですけれども、そんな形で分けてきたのですが、今お答えの中では、特別支援学級についてお答えをいただきました。これだけでも本当に驚くほどのたくさんの子供さんがいるというふうに押さえるわけですけれども、この人数のほかにも、例えばこの地元から特別支援学校のほうに町を越えて通っていらっしゃる子供さんがいるのかどうか、それから通級指導教室も実施されていると思います、ことばの教室などですね。こういうところの子供さんも、今、教育長がお答えいただいた数字の中に全部含んで、要するにうちの障害を持っていて教育を必要とする子供さんは、これだけですよということなのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 特別支援教育の中に、特別支援学級あるいは通級指導学級等とありますが、最初に通級指導のほうで申し上げますと、従来、札内の南小の言語通級というのがございました。今回、今年度から白人小学校に言語を新たに設置いたしましたので、現在、南小から、3名か4名だと思えますが、通級されている方がいらっしゃいます。

それから、町外を越えてということですから、特別支援学校のことをおっしゃっているかと思えますけれども、特別支援学校については、養護学校に小学部2人、中学部が2人、計4名、地域のほうからお世話になっております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） そうしますと、ここに小学校では合計で57名、中学校で14名ということですが、今、教育長がお話しされた子供さんは、ここにさらに追加されるというふうに押さえてよろしいのですね。もし違ったら、言ってください。

それで、どんどんどんどん情緒障害の子供さんたちも位置づけてやっていくという、情緒障害がふえているということもあるのですけれども、そういうことから、いろんな数字が出るわけですけれども、多く見ているところは、今、学校に通う子供の5%程度がこういった障害を何らかの形でもってその教育を保障しなければならない、してもらわなければならないといいますが、そういう状況にあるというふうに聞いておりました。そういう点から考えますと、幕別町の人数は、そこまでは全体的な子供の数からいけば5%に達するということはないと。むしろその半分だというふうに思うわけです。

そこで、こういった区分といいますが、子供さんが入学されて、支援学級に在籍をしていただくというためには一定の判断が必要ですよ。その判断をどんな手法でやっておられるのかということの一つ伺っておきたいのですが、やっぱり一番はその子供さん、親御さんの、保護者の希望がどれだけ反映されているのか、そして従来からいわゆる判断をするための判定の機関といいますが、専門の教員の方たちも入られて、そういう面談もして対処もされて判断をされるということをこれまでやってこられていたと思うのですが、これについては近年、賛否両論ありまして、廃止をしてきている他の都道府県も生まれてきています。それは、やはり一番は子供と親の希望に沿った教育に重点を置くというところからスタートしているようなのですが、幕別町としてはどんな手法で学級に配属していただいているのか、伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 最初に、どの程度の方が発達障害として認知されているのかについては、全国的に調査をした研究機関がございます。それでは6.3%と聞いています。6.3%と聞いていますのは、特別支援学級を除いた通常学級におけるその可能性がある者という数字でありますから、幕別町でいきますと2,600人、6%、150人ぐらいいるということにはなりますが、現実的にはいろんな見方がありますので、一律的に物を考えることはできませんが、私が現場で聞いておりますのは、そこまでは

至らないと。1%程度ではないかと。したがって、先ほど申しあげました特別支援学級の率、それと足した程度のものと。3.4とか3.5とか、そういう程度の数字が出てくるのでないかというふうに思います。

それから、この判断につきましては、当然1歳半、3歳、そういった健診の経過の中で、先生はもとよりであります。保育士さんあるいは保健師さん等のお知恵をかりながら協議の上で、就学指導委員会というところにかけます。今、お話がありましたように、就学指導委員会を廃止する町村、府県もありますけれども、これは就学指導委員会の判定というのは、あくまでも参考にすべきものということでありまして、何ら強制力を持つものではありません。したがって、幕別町の場合においては、昨年28人ほど就学指導委員会にかかっておりますが、その判定どおりにいかなかった、保護者の方々の理解を得られなかったという部分については、わずか3名であります。通常6割から7割程度が従うというようなことが通例であります。私どもの場合は9割を超えている。これはそれなりのやりとりがあつての経過だろうというふうに理解をいたしております。

なお、判定委員会の継続について、廃止する気持ちはまだ持っていません。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） どんな問題でも、経過があつて新しい方向に向かうということでもありますから、私自身も今すぐ判定の廃止を求めるものではありません。

要するに、保護者の思いというのは、我が子に合った教育、それから我が子の人権が尊重される教育と、対等に語り合えるお友達ができるのだと。ここが保障される、ここが教育の現場での一番頑張らなければならない、保障しなければならないところだというふうに思うのです。

そのためには、そういうことをしっかり受けとめてくれる先生、それから安心できる環境、教室の中の仲間づくりもそうですが、そして教育機関でありますから、やっぱり学習、わかる勉強をきちっと支えていただくということが非常に大事だと思います。

そこで、幕別町は、今お答えの中でもありましたが、この子供さんに対しましてそれぞれ専門の先生方が配属されていると。担当教員、小学校では31名、さらに支援員12名ということでありました。

これ後ろのほうの計画ともダブってお尋ねしますけれども、この先生方というのはどんな資格を持っていらっしゃるか、もちろん担当教員の方たちは教員資格を持ってやっておられるということは承知しますが、例えば支援員の方たちは教職員の資格を持った方たちが入っていらっしゃるのか、それと経験者というのが重視されているのか、その現状と、それから当然、支援員と教員の勤務時間というのは変わってくると思うのですが、どんな体系でやっておられるのか、それと後段の研修のところにもなりますが、研修はこの方たち全員にきちっと保障されているのかどうか、伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 最初に、資格の関係であります。単独で配置しております支援員につきましては、教職資格を持っている者というご案内を差し上げて、全員持っているわけであります。他の町村では、教職員資格にこだわらない町村もあるやに聞いておりますけれども、私どもはそういうことでやっております。

それから、現在の特別支援教室を担当されている先生方は、全国並みでありますけれども、資格者はおおよそ3分の1、これは全国、私どものほうも変わりません。これらについては、資格者の要件緩和あるいは途中から付与するということもありますので、そういう要件を緩和していただくようお願いもしているところであります。

研修会につきましては、私どもの臨時職員でありますから、当然、正職員に準ずる形で取り扱いを求めておりますけれども、給与体系を今年度見直しいたしました。勤務時間数を削減し、時間単価を引き上げました。今、申しあげました教員の資格を持っておりますが、まだ採用に至っていないという方々ですので、私どもの学校で勉強していただいて、より時間を、次のステップにしてほしいという思いから、6時間勤務となっております。そんなことから、校内の研修については非常に時間的にと

りづらいという部分もありますし、あるいは具体的に旅費等の支援をしているのかということになりますので、それらの要望も聞いておりますから、次年度に向けてどういう形で支援をするのがいいのかについて検討していきたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） そこで、今、状況はわかりました。現場の先生方たちにもお話を伺ってみました。そうしましたら、本当に多様な障害を持つ子供さんたちを、この先生方できちっと教育をしていただいているわけですね。基本的には普通学級に過ごす時間も保障しながら、そして必要なところはこの支援学級でやると。そして、専門の先生方がつくると。その専門の先生方が多様な子供たちを、もうざっと伺っただけでも、例えばある学校では知的障害、肢体不自由児、難聴、自閉症、情緒障害と、車いすの子供さんも含めてそういう人たちが一つの学校にいらっしゃるといって、その子供さんたちを専門の先生方がそれぞれついて教育をするということですから、本当に指導力といいますか、大変な状況の中で頑張ってくれているのですが、そこで支援員の6時間勤務ということになれば、これは確かに子供さんのいる時間についていただいて、そして一緒に教育をきちっと保障するというところでやっているのだけれども、その6時間過ぎると帰らなければならないですよ。そうすると、こういう子供さんたちを教育する場合には、やっぱりこの一日がどうであったかという交流ですとか、職員間の打ち合わせ会議、翌日に向けてということになるのですけれども、残念ながら支援員の方たちの勤務体系ではそれを望めないということでありました。したがって、やっぱりここはもうちょっと工夫の要るところではないかと。せつかくここまで配置されて頑張って、そして多様な子供さんたちに対応している、さらにもっと教師集団が力を発揮できるような、そういった交流の時間、体制もやっぱり教育委員会としては保障する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

それともう一つ、それぞれの学校でこういう子供さんたちの教育をしていて、学校間同士の研究だとか交流はあるのだと思うのですが、先ほども言われましたように、子供さんは小さいときからですよ。幼稚園、保育所、小学校、中学校、そうするとここを全体として、教員の相談も含めてセンター的に対応するところが必要だということで、全国であちこちそういうのをつくってやってこられているというのですけれども、うちの町としてはその点ではどんなふうに考えられますか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 最初に、支援にかかわる教師との交流、学習の場、そういう時間帯の確保というご指摘であります。私も時間を割きたいと思ってやったわけではありませんけれども、何せ教委連でも要望しておりますように、地方財政計画の中で1校当たり今回の場合120万円ですが、スタートしたときに平成19年では80万円、昨年と一昨年については120万円です。この金額をどんどん上げてもらわない限りは、いわゆる待遇改善というところにつながっていかないということを申し上げているのですが、なかなか国の財政等々、聞く耳を持っていないようであります。これは引き続きこの増額と、それから資格者の確保、それと交流の場を、勉強の場をつくるための時間の確保、勤務時間の関係が出てまいります。それらについては引き続き要請をしまいたいというふうに思います。

それから、センター的機能の関係であります。今、行政的には特別支援学校、いわゆる養護学校が市町村学校のセンター的機能を果たすというようなことで位置づけをされております。そんなことから、養護学校においては、パートナー・ティーチャー派遣事業というのがございます。いわゆる個別の指導計画をつくる、そういうような指導を養護学校が中心になってやりましょう、何かあったらお呼びくださいということですが、私どもの学校から、ことしも途別、それから白人などは個別計画、指導計画にかかわってご利用しているというようなことでもありますし、教育局の指導班におきましては、スーパーバイザーという名称でありますけれども、そこに指導主事の中の専門官として置いています。こんなようなことが活用されていけばなというふうに思いますし、幕別町の内部的に見ますと、いわゆる早急に中心の指導者を置いて、組織的には何かわからないことがあったらそこという対策をとっておりますが、今、各学校にもそれぞれ専門的な知識を持った教員が張りついておりますので、それぞれのそこそこのところで、あるいは連携の中で進められているというふうにも考

えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） これで最後の質問にしたいと思います。

全体としては、非常に人数の面でも、それから研修の面でも、管内に劣らない頑張りをされてきているということは承知の上で、今言ったような問題もございます。根底には、やっぱりこういうふう
に07年に法律を改正しながら、06年、その前年度に文科省は教員に対する予算、学校教育予算を削
っているのですよね。きのうも斉藤議員からもいろいろお話がございましたけれども、そういった背
景もあって、やっぱり現場の先生方は大変な仕事に忙殺、追われるような状況の中で、さらにこうい
った教育に取り組んでいるという現状から見ますと、全体として頑張りながらもさらにもっと進めて
いく点では、必要なことをどんどん声を上げていかなければならない。その一番は、私はやっぱり少
人数学級だと思います。普通教育の中で時間を過ごすというふうになっても、そこには子供さんがや
っぱり補助教員もついて、支援員もついて、その狭い教室の中にいらっしゃるわけだから、そして教
育も保障するということになるわけですから、どの角度から、それは今、障害を持たない子供さんの
教育の充実を考えても、それから持っている子供さんの充実を考えても、少人数学級に踏み込んでい
くということが本当に大事だと思います。その点を申し上げて終わりたいと思います。

次、指定管理のほうに行きたいと思います。

この制度につきまして、私はアルコ236であるとか、あるいは道の駅の関係につきましては、ここ
の今お答えいただいたように、サービス事業として一定の成功をおさめてきたのだろうと。ここにも
問題がないというふうには思いません。でも、全体的には黒字にも転じられている。あるいはサービ
ス業として位置づけられて、指定管理者制度を生かしたというか、そういう点は感ずるところなので
すが、ちょっと百年記念ホールのことについてお尋ねします。

青葉保育所のことについても、思うところはあるのですが、これまだ1年ですので、まだまだ評価
とか実績という点ではお尋ねできないだろうと。

百年記念ホールについては3年目に入りまして、あとまた2年で切れていくと。5年契約ですから。
それで、この中間地点できちっと評価と、それから必要な部分は手を打っていかなければならないだ
ろうということでお伺いします。

10万人を超えて利用されていまして、イベントの取り組みも大変直営のときよりもふえて、町民の
方からの評判は、私の聞いている範囲では良好です。高い評判があります。ただ、その努力の背景に
は、請け負ってくださったスタッフの皆さんの相当の頑張りがあるのだろうというふうに思います。

そこで、一つには経営的に、私は文化施設の困難と書いたのですけれども、聞くところによります
と、指定管理料はうちの町からきちっとお金が回ってきますので、それはそれでやるのですが、自主
事業も含めて、これまでなかなかお客様はたくさん来てくれるけれども黒字にはなっていないと
なかなかかなりづらいと。どうしても貯金を崩しながらやってきているのだということでありました。
そこで努力をされて、民間企業の寄附もいただいたりしながら今の事業を盛り立てているようなので
すが、限られた800席を埋めながらやっていくという困難、音更町でもこの文化施設については、指
定管理にしないという背景にはその採算の問題もあったということも考えれば、この点でこのまま位
置づけることがどうなのかということが一つあります。

それからもう一つ、その経済的効果の前に、まず財政、うちの町の財政効果がどうだったかという
ことでは、1,400万円の効果がありましたよということなのですけれども、私はこの1,400万円の数字
がちょっと詳細にはわからないのです。自分が判断するのは、結局19年度までに、幕別町が直営で
やっていたときの百年記念ホールに要したお金は、6,000万円から7,000万円弱の中でやっていたわ
けです。今、町民劇場にお願いしてやっているわけですが、平成21年度は6,400万円、平成
22年度では6,700万円というお金を町から出す。余り変わらないのではないかと。では、どこでこの
1,400万円が生まれてきているのかということちょっと疑問になりまして、果たしてこれだけの財政効果
があったのかと思います。

それと、もう一つは、経営が困難だという理由のもう一つに、町が直営でやっていたときは想定できなかった費用が指定管理者のほうには生まれてきたと。具体的には、例えば消費税の問題。幕別町でやっていたときには、税務署の納税の団体ではないですから、これはなかったと。しかし、指定管理者になるとそうはならないと。そうすると、100万円、200万円の消費税というのがかかってくるというようなことを見れば、果たしてこれ本当に財政的に大丈夫なのかというようなこともありまして、これちょうど中間地点ですから、そういうことを整理されて、本当の意味の目的に沿った運営になっていかなければならないというふうに思います。

それともう一つ、1回目の質問でも言いましたけれども、5年契約の中ではやはり安定的な雇用というのは本当にこれは望めません。業務委託の問題でも何度もお話ししてきましたけれども、百年記念ホール、これだけではありませんけれども、同じような状況がやっぱり生まれているということもどのように押さえておられるのか、伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 経費の内訳については教育委員会のほうでお話をさせていただきますけれども、制度自体については、私は今お話しいただきましたように、町民の皆さんからも大変ご好評をいただいている、管理者制度に移行したことが決してマイナスではなかったという思いは強く持っております。もちろん改善すべきものは、これは当然改善していかなければならないでしょうし、今ご指摘ありましたような消費税あたり、具体的にどのような積算になっているのかちょっとわかりませんが、そういった制度の中でいろんな改善すべきもの、あるいは新たにお願ひするもの、新たに町が負担していかなければならないもの、そういったものはこれからどんどん検証する中で詰めていって、そしてよりよい方法に持っていくことが管理者制度として生きていくことになるのだろうというふうに思っておりますし、まずは今の中間点の中ではよかったのかなど。ただ、課題として、おっしゃられたようなことについては、当然、今後検証して、解決の道を見出していかなければならないというふうに思います。

たまたま利用されている方がふえた、ふえたことが即黒字、財政的に優位な方向にはなっていない、確かに講演ですから満杯にならないで支払いだけはする場合もあるでしょうから、厳しいものもあるのだろうと思いますけれども、本当に努力していただく中で頑張っていただいているなという思いはしておりますので、私どもとしてはそういう問題の解決も図りながら、そしてまた5年、これは一つの区切りですから、これ10年がいいのか7年がいいのかということもありますし、そうかといって1回契約したらそれですべてずっといいということにもまたなりづらい部分もあるのかなど、そういう思いもしておりますので、それらも含めて、今、内部に委員会を設置して、すべてといたしますか、4施設の検証に入りたいと思いますけれども、なお我々もよりよい方向に向かうように努力はしてまいりますというふうに思います。

○議長（古川 稔） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） ただいまご指摘ありました経費の削減のことに關してなのですが、人件費でおよそ1,000万円、そして需用費、燃料代、電気料、そういう需用費で400万円程度、1,400万円程度ということになります。

そして、消費税のことについてのご質問なのですが、消費税については、当初からお互い消費税がありますよということについては、協定書を結ぶときにもその存在についてはお知らせしておりましたし、協定書の指定管理の中も消費税を含めての委託料ということについてはお互い了解済みであります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 了解するとかしないとかというよりは、経費をどう見るかというときに、直営でやっていたら負担しなくても済むものも、指定管理に渡すことによって、そういうものが新たに、だから結局は町がお金を出すわけですから、新たに負担がふえているという事態もあると、こういうこともきちっと再検討する必要があるのではないかと、ここを言いたかったわけです。

それと、これはやっぱり百年記念ホールのようなところは、そう言ってもきちっと営業努力もされて、そして講演の券を売り、収入も得るといような形で頑張ってきました。今、人件費で1,000万円とおっしゃられましたけれども、お聞きしますと5人のスタッフの方で総人件費、全部福利厚生も入れて2,000万円だそうです。ここにはやはり私、サービスの向上を町民は享受しているのですけれども、相当な、町職員のときの、年齢によっても違いますから、いきなり半分になったとか、そういうふうに申し上げるつもりはありませんけれども、結果としてはそういうところにしわ寄せがいつている。しかも5年で切れてしまうよというところは、やっぱり再検討する必要があるのではないかとこのように思います。

それからもう一点、平成23年度から実施予定していたのを、今、とりあえず23年はしないというお答えでありました。ほっとしました。それで、ここに予定されているコミセンなどは、これはアルコや文化ホールと違いまして、いわばそのスペースをお貸しするという事業ですよ。こうなると、本当に料金の改定をどうしていくのかということにまた行き着くのだらうと思うのですけれども、営利を目的とする事業者が入った場合には、利益を得なければならないですから。そうすると、やっぱり利用料を上げるか、人件費を下げるかということにしかならないというふうに思えば、私はこの指定管理制度というのが独立行政法人と同じように、市場化テスト法ということで始まってきたのですけれども、やっぱり町長のお言葉の中に、本当に価値をよくよく見きわめて判断していくという、ここ本当に大事だと思うのですけれども、今この時点でこういう問題を受けとめていただいて、さらなるこの事業に対する今後の進め方といいますか、現時点での受けとめをお伺いして、終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、今回、コミセン等を見送った中には、いわゆる今コミセンは貸し館、要するに利用していただいて、その管理が実質業務としては主なものですから、百年記念ホールやアルコのように、何かをそこで事業をやって住民の人にサービスをするという点からすると、要はちょっとそこまで拙速にやることもないのでないかと。もう少しじっくり内部で検討してから考えようというようなことで今回見送った経緯があります。ただ、原則的に図書館もほとんどそうですけれども、いろんな制度がこの指定管理者制度になじむかなじまないかということについては、これはこれからもやっぱり検討していかなければならない問題だらうと思って、全くそれを原則的にやめてしまうということではもちろん私も思っておりませんが、少しでもよりよい方向になるための検証をさらに深めていくということが大事だらうということで、とりあえずコミセン等については今回は見送らせていただいたという経緯でありますので、引き続き、先ほども申し上げましたように、内部でも十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それと、私はやっぱり広く町民の方の意見も聞いていただきたい。そういう施設の利用もそうですし、コミセンなどについては、今現在働いていらっしゃる方たちもたくさんいらっしゃるわけです。そういう方たちも指定管理に移ることによってどういうふうになってくるのかという不安と、利用が拡大できる保証についても心配しながらやっているというようなこともありまして、100%全部否定しなさいということは私も言っていないので、そういうところを、施設の性格をきちっと押さえられた上で分析をしていただくと。評価をし、次の提案をしていただくということが私は大事ではないかと思うのです。だから、そのところ、私は図書館はやっぱりしてほしいのですが、もう時間がないので、きょうはそのことをもっとお話しできませんけれども、2年半やってみて、アルコを入れれば4年ですけれども、ここでのやっぱりやってみて、改めてその方向性を決めていくと、ここが本当に大事だというふうに思いまして、質問をさせていただきました。

終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、14時15分まで休憩いたします。

13:59 休憩

14:15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

日程第3、報告第7号から日程第16、議案第49号までの14議件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、報告第7号から日程第16、議案第49号の14議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第3、報告第7号 平成21年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第7号 平成21年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費につきましては、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのものについて、地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越しをして使用することができるものがあります。

翌年度に繰り越しをしました当該経費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額及び繰越財源の内訳について、繰越計算書を翌年度の5月31日までに調整し、次の議会において報告しなければならないものとされております。

今回、報告をいたしますのは、総務費の全国瞬時警報システム整備事業、以下7事業であり、これらの事業につきましては、事業の一部が冬期間に入り、年度内に完了することができませんことから、翌年度に繰り越しとなったもの、あるいは国の補正予算の決定時期が年度の後半となったことから、事業の実施が繰り越しとなったものであります。事業ごとの繰越額につきましては、さきの3月定例会で議決をいただいたとおりでありまして、8事業の繰越額の合計は6億5,554万5,000円であります。

なお、繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっております。

以上で、報告第7号の説明を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号を終わります。

日程第4、報告第8号及び日程第5、報告第9号を一括議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第8号及び報告第9号、専決処分した事件の報告につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

この2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、

報告をするものであります。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

報告第8号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成22年5月28日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成22年5月4日午後0時ごろ、幕別町本町160番地のパークゴルフクラブハウス駐車場において、木製の成績表示板が腐食と強風により倒れ、駐車中の相手方車両の左前部と助手席ドアに損害を与える事故が発生したものであり、これに対する物的損害の額を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります。相手方に支払う額は、車両修復費12万694円とするものであります。

議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。

損害賠償及び和解の相手方であります。幕別町錦町52番地、佐々木美江子氏であります。

損害賠償及び和解の内容でございます。損害賠償といたしまして佐々木氏に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

次に、議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

報告第9号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成22年5月31日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成22年5月12日午後0時10分ごろ、幕別町札内青葉町311番地の3の札内支所駐車場において、職員の運転する公用車が後退した際に、駐車中の相手方車両の後部に接触し、損傷を与える事故が発生したものでありまして、これに対する物的損害の額を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります。相手方に支払う額は、車両修復費13万1,924円とするものであります。

議案書の5ページになりますが、損害賠償及び和解の相手方であります。十勝郡浦幌町字帯富154番地13、田中重雄氏であります。

損害賠償及び和解の内容でございます。損害賠償といたしまして田中氏に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、パークゴルフクラブハウス駐車場における事故につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により、また札内支所駐車場における事故につきましては、全国自治協会自動車損害共済により、賠償額の全額が保険給付されるものであります。

また、今後このような事故が起きないように、職員に対し、施設の定期的な管理点検並びに公用車の慎重な運転を心がけるよう指導をいたしたところでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、2議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号及び報告第9号を終わります。

日程第6、議案第39号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例及び日程第7、議案第40号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第39号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第40号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提

案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 8 ページ、議案説明資料の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 39 号及び第 40 号につきましては、少子化対策の観点から、仕事と子育ての両立支援等を一層図るため、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる雇用環境を整備することを内容とした「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が本年 6 月 30 日に施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

順序は前後いたしますが、初めに議案第 40 号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

改正の内容といたしましては、1 点目として、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無にかかわらず、職員は育児休業、育児短時間勤務、部分休業をすることができるものとしたこと、2 点目として、子の出生の日から 57 日間以内に最初の育児休業をした職員は、特別の事情がない場合であっても、再度の育児休業をすることができるものとしたことが主な内容となっております。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

議案説明資料の 3 ページをごらんいただきたいと思います。

第 2 条につきましては、育児休業をすることができない職員を規定したものでありますが、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることとする改正並びに非常勤職員及び臨時的に任用される職員については、育児休業法第 2 条で育児休業をすることができない職員として規定されますことから、第 1 号の非常勤職員、第 2 号の臨時的に任用される職員を削り、規定の整理を行うものであります。

第 2 条の 2 につきましては、再度の育児休業をすることができる職員の要件として、育児休業法第 2 条第 1 項ただし書きの条例で定める期間を規定したものでありますが、人事院規則で定める期間を基準として、57 日間とする規定を新たに加えるものであり、子の出生の日からこの 57 日間以内に最初の育児休業をした職員について、再度、育児休業をすることができるものとするものであります。

第 3 条につきましては、育児休業法第 2 条第 1 項ただし書きの条例で定める特別の事情を規定したものでありますが、第 1 号は、第 5 条改正に伴う引用条項の整理であります。

説明資料の 4 ページになりますが、第 4 号は、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書により申し出をして、最初の育児休業をした後、3 カ月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができる旨を規定したものであります。

第 5 条は、育児休業の承認の取り消し事由を規定したものでありますが、職員以外の子の親が、常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取り消し事由には当たらず、当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合、初めの育児休業を取り消すことができるものと規定したものであります。

第 9 条は、育児短時間勤務をすることができない職員を規定したものでありますが、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができることとする改正並びに育児休業法で育児短時間勤務をすることができない職員として非常勤職員、臨時的に任用される職員を削り、規定の整理を行うものであります。

説明資料の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

第 10 条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情についてを規定したものであります。

第 1 号及び第 4 号は、引用条項等の整理を行うものであります。

第 5 号は、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書により申し出をして、最初の育児短時間勤務をした後、3 カ月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から 1 年以内であっても、育児短時間勤務をすることができる旨を規定したものであります。

第 13 条は、育児短時間勤務の承認の取り消し事由を規定したものでありますが、職員が育児短時間

勤務により子を養育している時間に、職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取り消し事由には当たらないこととする旨を規定したものであります。

第19条は、部分休業をすることができない職員を規定したものでありますが、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることとする改正並びに育児休業法で育児休業をすることができない職員として規定されますことから、非常勤職員を削り、規定の整理を行うものであります。

説明資料の6ページをごらんいただきたいと思います。

第20条は、部分休業の承認を規定したものでありますが、部分休業についての育児休業法の引用条項を明記するため整理を行うものであります。

議案書にお戻りをいただき、9ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、第1条で、本条例の施行期日を平成22年6月30日からとするものであります。

第2条で、本条例の施行の前日に、改正前の幕別町職員の育児休業等に関する条例第3条第4号または第10条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後はそれぞれの改正後の本条例の規定により職員が申し出た計画とみなす経過措置について規定するものであります。

続きまして、議案第39号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の6ページ、説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、1点目に、配偶者の就業等の有無にかかわらず、育児、介護を行う職員の早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求ができること、2点目に、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならないこととするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

第8条第1項は、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、請求があった場合、職員に育児のための早出遅出勤務をさせる旨を規定したものであります。

また、第2項は、第1項改正に伴う読みかえ規定の整理を行うものであります。

第8条の2は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定したものでありますが、第2項は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならない旨の規定を新たに加えるものであります。

第3項から第5項につきましては、第2項の新設に伴う項番号及び引用条項等の整理を行うものであります。

議案書にお戻りをいただき、6ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、第1条で、本条例の施行期日を平成22年6月30日からとするものであります。

第2条では、本条例の施行の日以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第8条の規定による請求、同条例第8条の2第2項の規定による請求または施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる旨の経過措置について規定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 39 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 40 号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 41 号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第 41 号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 10 ページ、議案説明資料は 7 ページをお開きいただきたいと思います。

過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法が平成 22 年 3 月末をもって失効することを受け、この過疎法の適用期限を平成 28 年 3 月 31 日までの 6 年間延長するとして過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が、平成 22 年 4 月 1 日に施行されました。この改正過疎法につきましては、改正前の内容をほぼ踏襲し、適用期限を延長するものとなっておりますが、過疎地域における産業の振興を図ることを目的とし、特定の要件を満たす投資を行ったものに対し、固定資産税を課税免除するなどの税制措置につきましても延長されたところであり、課税免除に伴う減収額については、普通交付税により補てんされるものであります。

過疎法に基づく課税免除の根拠規定につきましては、合併時に「忠類村の編入に伴う幕別町の区域内の過疎地域とみなされる区域における固定資産税の課税の特例に関する条例」を制定したところがありますが、今回の条例改正につきましては、平成 19 年度に施行されたいわゆる企業立地促進法に基づく課税免除とあわせて、地域振興に係る課税免除の根拠規定を本条例に一体化しようとするものであります。

なお、本条例の適用を受ける地域につきましては、改正過疎法第 33 条第 2 項の規定により、過疎地域としてみなされる合併前の忠類地域となっております。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

説明資料の 7 ページをごらんいただきたいと思います。

第 8 条につきましては、固定資産税課税免除の対象を規定したものでありますが、過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地を課税免除の対象とするため、第 3 号として新たに条文を加えるものであります。

具体的な課税免除の対象となるものについてであります。過疎地域内において新增設を行った製造の事業、情報通信技術利用事業及び旅館業の用に供する建物、設備並びにその敷地である土地で、土地を除く投資額の合計額が 2,700 万円を超える場合が該当となるものであります。

議案書にお戻りをいただき、10 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、第 1 項につきましては、本条例の施行期日を公布の日からとし、平成 22 年 4 月 1 日から適用するものであります。

また、第 2 項につきましては、改正後の第 8 条第 3 号の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後に事業所を新設し、または増設したものについて適用とするもので、同日前の新增設については、なお従前

の例によるものとする経過措置を規定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第42号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第42号、幕別町辺地総合整備計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、駒畠辺地に係ります総合整備計画を変更するものでございます。

12ページの別紙をごらんいただきたいと思います。

既に議決をいただいております平成19年度から平成23年度までの5カ年の駒畠辺地の計画を変更するもので、括弧内が変更後の金額であります。

集団研修施設整備事業であります。3月開催の予算審査特別委員会でもご説明申し上げましたが、旧駒畠小学校校舎を改修し、集落の活性化に資する交流及び生涯学習の拠点施設として、地域間交流が可能な施設を整備するため、事業の追加を行うものであります。

なお、この計画により事業を実施いたしますと、辺地対策事業債の対象となり、その元利償還金の8割が普通交付税で措置されることとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第43号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてから日程第13、議案第46号、北海道市町村備荒資金組合理約の変更に関する協議についてまでの4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第43号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてから議案第46号、北海道市町村備荒資金組合理約の変更に関する協議についてまでを一括してご説明申し上げます。

議案書の13ページ、議案説明資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

これら4件の議案につきましては、支庁という名称を総合振興局または振興局に変更するとして北

海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が施行されたこと及び幌加内町、幌延町等の事務を所管する組織が変更になったことに伴い、一部事務組合の規約の変更が必要となりますことから、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合より規約変更に係る協議依頼があり、地方自治法第290条の規定に基づき議決を求めるものであります。

議案説明資料の8ページをごらんいただきたいと思います。

まず、議案第43号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてであります。

第5条の表中「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に改めるものであります。

また、議案説明資料の8ページから9ページにわたりますが、別表中、区分の名称をそれぞれ改めるとともに、空知支庁管内の幌加内町に関する事務を上川総合振興局が所管することになったことにより、空知支庁管内の項中「幌加内町」を削り、上川管内の項中に「幌加内町」を加えるものであります。

さらに、留萌支庁管内の幌延町に関する事務を宗谷総合振興局が所管することになったこと、石狩西部広域水道企業団及び西天北五町衛生施設組合の所管がそれぞれ変更になったことにより、同様に所要の改正を行うものであります。

議案書の14ページをお開きください。

附則についてでございますが、この規約は総務大臣の許可の日から施行するものであります。

次に、議案書の15ページ、説明資料の10ページをごらんいただきたいと思います。

議案第44号、北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議についてであります。

説明資料10ページでございますが、第6条第1項中及び第7条第2項中になりますが、「支庁管内町村会長」を「地区町村会長」に改め、第6条第2項中「支庁管内町村会副会長」を「地区町村会副会長」に改めるものであります。

議案説明資料の10ページから12ページにわたりますが、別表第1中、支庁名の名称等をそれぞれ改めるとともに、幌加内町、幌延町、西天北五町衛生施設組合の所管が変更になったことにより所要の改正を行うものであります。

議案書の15ページにお戻りをいただき、附則についてでございますが、この規約は総務大臣の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案書の16ページ、説明資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第45号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議についてであります。

説明資料の13ページであります。別表第2中、選挙区の区域の名称をそれぞれ改めるものであります。

議案書16ページにお戻りをいただき、附則についてでございますが、この規約は総務大臣の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案書の17ページ、説明資料の14ページをごらんいただきたいと思います。

議案第46号、北海道市町村備荒資金組合理約の変更に関する協議についてであります。

第6条になりますが、「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局」に改めるものであります。

議案書にお戻りをいただき、附則についてであります。この規約は北海道知事の許可の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第43号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 44 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 45 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 46 号、北海道市町村備荒資金組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 47 号、平成 22 年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 47 号、平成 22 年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 9,310 万 6,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 130 億 936 万 2,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。なお、あわせて議案説明資料の 15 ページの「幕別町緊急経済対策事業予算概要」もごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費、15 目交通防災費 604 万 9,000 円の追加でございます。

9 節旅費につきましては、忠類地区に 1 名増員した交通安全指導員に係る費用弁償を補正するものであります。

11 節需用費及び 15 節工事請負費につきましては、マイマイガ対策及び町独自の緊急経済対策の一環といたしまして実施するものであります。11 節需用費につきましては、防犯灯の器具取りかえに係る費用、15 節工事請負費につきましては、ハイウエー灯の器具更新に係る費用であり、ナトリウム灯や LED 灯に更新し、省電力化を推進するとともに、マイマイガ対策を図るため、追加しようとするものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6 目老人福祉費 116 万 1,000 円の追加でございます。緊急通報用電話機であります、現在 237 台を保有しておりますが、今年度、設置希望者が急増していることから、電話機を 10 台増設しようとするものであります。

12 節役務費につきましては、電話機架設等に係る手数料、18 節備品購入費につきましては、電話機

購入に係る費用であります。

次に、2項児童福祉費、3目常設保育所費 276万2,000円の追加でございます。町独自の緊急経済対策の一環といたしまして実施するものでありますが、保育所施設のサッシを強化ガラスへ更新するほか、ボイラー設備を補修するなど、より安心・安全な保育を進めるため、施設改修を実施すべく所要の補正を行うものであります。

次に、5目幼児ことばの教室費 677万5,000円の追加でございます。南十勝こども発達支援センターにつきましては、子供の発達相談及び療育支援等を行うための施設であり、昭和62年に大樹町の既存施設を改修し、中札内村、更別村、旧忠類村、大樹町、広尾町の南十勝5町村で共同開設したものであります。施設は50年以上経過しており、老朽化が著しい状況でありますことから、これまで隣接する老人福祉センターを改築し移転することについて協議を進め、北海道に対しましても改修に係る補助金等の支援を要望してきたところでありますが、本年4月末に「地域づくり総合交付金」事業の採択のめどが立ちましたことから、改修工事に着手する考えに至ったところであります。これによりまして、当該施設整備事業に係る費用の一部を負担金として計上するものであります。

6ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費 1,065万5,000円の追加でございます。子宮頸がんワクチン接種費用助成事業に係る経費を補正するものであります。なお、今年度は、中学校1年生から3年生までの女子生徒約400人を対象とするものであります。

12節役務費につきましては、事業案内及び関係書類の発送に係る郵便料であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、半年間で1人当たり3回のワクチン接種が必要となりますことから、助成額は1回当たり1万円の3回分であり、接種費用のおおむね3分の2の額を助成しようとするものであります。

20節扶助費につきましては、生活保護世帯に属する対象者に対しまして、自己負担分の全額を扶助するものであります。

次に、5目環境衛生費 300万円の追加でございます。新エネルギーや環境問題への理解度が高まる中、住宅用太陽光発電システムにつきましては、設置工事に係る費用が年々コストダウンし、また売電価格が2倍になるなどの影響もあり、システムを導入する方が増加の傾向にあります。町としましても、新エネルギーの導入を促進するため、補助枠を拡大するものであります。

次に、6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費 1億8,958万8,000円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金、細節27強い農業づくり事業 経営体育成補助金ではありますが、幕別町農業担い手育成総合支援協議会において、金融機関等からの融資を活用して、農業用機械や施設の整備を行う農業者等に対し、融資残の自己負担分について国の補助事業を活用し助成するものであり、北海道からの間接補助事業であります。

細節28消費・安全対策事業補助金につきましては、JA幕別町及びJAさつないが実施するカボチャの残留農薬に対する検査の取り組みに対する支援であり、本事業につきましても北海道からの間接補助事業であります。

次に、6目町営牧場費 358万円の追加でございます。町営牧場につきましては、当初1,055頭の入牧を見込んでいたところでありますが、さらに350頭の増加が見込まれることから、所要の補正を行うものであります。

11節需用費につきましては、不足が見込まれる牧草を補うための肥料及び耳標型駆虫薬の購入に係る費用であります。

7ページをごらんいただきたいと思います。

14節使用料及び賃借料につきましては、牧草肥料の散布に係る機械の借り上げ費用であります。

次に、8目土地改良事業費 195万円の減額でございます。東宝地区道営農道整備事業の採択に当たり、必要な調査計画費を13節委託料で当初、計上しておりましたが、北海道から道営土地改良計画樹立費が割り当てられましたことから、当該事業に係る委託料を全額減額し、19節負担金補助及び交付

金に、道営事業に対する負担金として新たに計上するものであります。

なお、計画樹立に係る町の負担率は50%であります。

次に、7款商工費、1項商工費、3目観光費267万6,000円の追加でございます。

13節委託料につきましては、アルコ236、道の駅・忠類の指定管理業務にかかわりますリスク分担の精算であります。アルコ236、道の駅・忠類につきましては、指定管理者による管理運営を行っておりますが、その管理に関する基本協定書により、リスク分担についての取り決めがなされているところであります。このたびのリスク分担につきましては、A重油の物価変動及び施設、設備等の修繕について精算を行うものであります。

18節備品購入費につきましては、各種イベント等に使用する備品の購入に係る費用であります。

なお、財源につきましては、財団法人自治総合センターにおけますコミュニティ助成事業の助成を受け実施するものであります。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費970万円の追加でございます。町の緊急経済対策の一環といたしまして実施するものであります。13節委託料につきましては、整備路線の調査設計委託料であります。

8ページをお開きいただきたいと思っております。

15節工事請負費につきましては、札内鉄道北沿線通道路整備であります。早期供用開始に向け、次年度までの事業期間を1年短縮して実施するものであります。

次に、3目道路維持費3,200万円の追加でございます。同じく緊急経済対策の一環であります。歩道、車道及び雨水ます等に係る補修工事であります。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費33万6,000円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、奨学資金交付金の認定者の増加に伴い、所要の補正を行うものであります。

次に、3目教育財産費2,677万4,000円の追加でございます。

15節工事請負費、細節1学校・教員住宅補修工事につきましては、小中学校の黒板の張りかえ及び教員住宅の屋根塗装工事であります。

細節2わかば幼稚園改修工事につきましては、本年3月の耐震診断結果を受けまして、内壁部分の補強工事を行うものであります。

細節3小・中学校トイレ洋式化工事につきましては、昨年度の国の臨時交付金を受けまして工事を実施し、全体の整備率はおおむね50%となったところであります。学校によって整備率に差が生じておりますことから、引き続き、学習環境の整備を行うものであります。

なお、細節1学校・教員住宅補修工事及び細節3小・中学校トイレ洋式化工事につきましては、町の緊急経済対策の一環として実施するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入に参りますが、4ページまでお戻りいただきたいと思っております。

1款町税、1項町民税、1目個人3,123万8,000円の追加でございます。現年課税分の追加であります。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金1億8,956万8,000円の追加でございます。歳出でもご説明いたしましたが、強い農業づくり事業 経営体育成及び消費・安全対策事業に対する道の間接補助金でございます。

次に、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金6,980万円の追加でございます。平成21年度からの繰越金であります。

21款諸収入、5項雑入、4目雑入250万円の追加でございます。歳出でもご説明いたしましたが、財団法人自治総合センターにおけますコミュニティ助成事業の助成金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

- 1番(中橋友子) 6ページの衛生予防費の今回新しく取り組まれます子宮頸がんワクチンの実施の方法について伺いたいと思います。

大変ワクチンの効果の高いものでありまして、せっかく事業を取り組まれるわけですから、全員の対象者に漏れなく実施されることが望まれると思います。

ただ、自己負担もあることや、あるいはかかわる医療機関の距離の問題ですとか、いろんなことがあります。相応な周知も行っていかなければならないのではないかとこのように思います。

そこで、実施に当たっての手法とそれから周知の方法、学校などに対してきちっと指導もされるのかどうかを含めて伺いたいと思います。

- 議長(古川 稔) 民生部長。

- 民生部長(菅 好弘) まず、実施の方法でありますけれども、副町長の説明がありましたように、中学校1年生から3年生までの女子、全体では408人ということになります。この方について、ワクチンの接種について取り組みを進めたいということでございます。

助成額につきましては、1回当たり1万円の助成ということで、3回で3万円ということでございます。

周知方法につきましては、対象者に対する直接の文書の発送並びに学校ごとにおきます保護者、それから生徒に合わせての説明会というような形の中で取り組みをしていきたいというふうに考えております。

今回、補正を上げて取り組むことになりました経過といたしまして、町内の医療機関が協力をいただけるということになりまして、また帯広市のほうにおきましても、今のところ14医療機関が取り組みたいというようなことの意味表示があります。この後、各医療機関のほうとの協議をいたしまして取り組むわけなのですけれども、帯広市に当たりましては、償還払いというような形になりまして、町内については委任払いというような形で対応していきたいというふうに考えております。

- 議長(古川 稔) 中橋議員。

- 1番(中橋友子) 徹底した周知の手法をとっていただきたいと思います。

町内の医療機関は、内科の医療機関全機関というふうに理解してよろしいでしょうか。

- 議長(古川 稔) 民生部長。

- 民生部長(菅 好弘) そのように、今、協議を進めていきたいというふうに思っています。

- 1番(中橋友子) わかりました。

- 議長(古川 稔) ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

- 議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第48号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)及び日程第16、議案第49号、平成22年度幕別町水道事業会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

- 副町長(高橋平明) 議案第48号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,794万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費400万円の追加でございます。特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上に向けた対策を実施するため、未受診者に対する調査をもとにその課題を的確に把握し、より効果的な取り組みを進めようとするものであります。

7節賃金につきましては、調査票の発送業務など事務に係る臨時職員の賃金であります。

11節需用費につきましては、調査票等の発送に必要な封筒の作成経費、12節役務費につきましては、調査票等の発送に係る郵便料であります。

13節委託料につきましては、未受診者のリストアップ、調査票の作成、調査票の集計作業などの一連の業務の委託に係る経費であります。

次に、歳入をご説明いたします。

4ページをごらんいただきたいと思います。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金400万円の追加でございます。国の国保保健指導事業におきまして、受診率向上のための未受診者対策について、特別調整交付金が措置されるものであります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第49号、平成22年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算第2条でございますが、第4条予算であります資本的収入及び支出の予定額に対します補正でございます。

収入であります、第1款資本的収入、既決予定額5,692万円に補正予定額275万円を追加し、5,967万円と定めるものでございます。

支出であります、第1款資本的支出、既決予定額2億1,912万1,000円に補正予定額275万円を追加し、2億2,187万1,000円と定めるものでございます。

初めに、資本的支出からご説明申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費275万円の追加でございます。

26節工事請負費につきましては、札内豊町開発行為に伴います水道管移設工事であります。

次に、資本的収入をご説明申し上げます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

1款資本的収入、6項負担金、1目負担金275万円の追加でございます。水道管移設に係る工事申請者からの負担金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第48号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 49 号、平成 22 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[散会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明 18 日から 6 月 21 日までの 4 日間は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、6 月 18 日から 6 月 21 日までの 4 日間は休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、議会再開は 6 月 22 日午前 10 時からであります。

15 : 07 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成22年第2回幕別町議会定例会
(平成22年6月22日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
10番 前川 敏春 11番 中野 敏勝 12番 乾 邦廣
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第7号 「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等学校配置計画」の抜本的見直しを求める意見書
- 日程第3 発議第8号 持続可能な北海道畑作農業の確立に関する要望意見書
- 日程第4 発議第9号 農業生産基盤整備の促進を求める意見書
- 日程第5 陳情第6号 「所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書」採択についての陳情書
- 日程第6 陳情第7号 沖縄・普天間基地の無条件撤去と道内への訓練移転を行わないことを要望する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第7 陳情第8号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第8 陳情第9号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書
(以上、総務文教常任委員会報告)
- 日程第9 陳情第10号 「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第10 陳情第11号 「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」の提出を求める陳情書
(以上、産業建設常任委員会報告)
- 日程第10の2 発議第10号 所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書
- 日程第10の3 発議第11号 沖縄・普天間基地の無条件撤去と道内への訓練移転を行わないことを要望する意見書
- 日程第10の4 発議第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第10の5 発議第13号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 日程第10の6 発議第14号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書
- 日程第10の7 発議第15号 協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書
- 日程第11 議案第51号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議員の派遣について
- 日程第13 閉会中の継続調査の申出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成22年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成22年6月22日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月22日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 総 務 部 長 増子一馬
会 計 管 理 者 新屋敷清志 札 内 支 所 長 久保雅昭
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 堂前芳昭 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 佐藤昌親
総 務 課 長 田村修一 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
企 画 室 参 事 伊藤博明
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川 伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
10番 前川 敏春 11番 中野 敏勝 12番 乾 邦廣

議事の経過

(平成22年6月22日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程については、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番前川敏春議員、11番中野議員、12番乾議員、を指名いたします。

「付託省略」

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第2、議案第7号から、日程第4、発議第9号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって日程第2、発議第7号から、日程第4、発議第9号までの3議件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第2、発議第7号、「新たな高校教育に関する指針及び公立高等学校配置計画の抜本的見直しを求める意見書」についてを、議題といたします。

提出者の説明を求めます。

牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 発議第7号。

平成22年6月22日

幕別町議会議長古川稔様。

提出者幕別町議會議員牧野茂敏。

賛成者幕別町議會議員藤原孟。

新たな高校教育に関する指針及び公立高等学校配置計画の抜本的見直しを求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

新たな高校教育に関する指針及び公立高等学校配置計画の抜本的見直しを求める意見書（案）。

北海道教育委員会は、少子化に伴う中学校卒業生の減少から、平成18年、新たな高校教育に関する指針を策定し、公立高等学校配置計画によって学校再編を進めている。指針は、1学年4ないし8学級を望ましい学校規模とし、2学級以下については、離島や通学困難地域等の特殊な事情以外には再編整備するというものである。

一方、高校への進学率が98%に達し、すでに義務教育化している中で、国は「公立高等学校の授業料無償化」及び「高等学校等就学支援金制度」を制定し、保護者の高校教育に係る経費の負担軽減を図ったところである。

更に、国は「都市と農山漁村の交流事業」、「地方再生や活性化」など、都市と地方の格差を是

正し、均衡のとれた国土発展を目指した政策や地域主権などについても積極的に推し進めようとしている。

北海道教育委員会が示した「公立高等学校配置計画」の1学年4学級以上を望ましい学校規模とする方針は、高校教育の都市部への一極集中化を促進し、実質的に地方の高校教育を排除することほかならないと考える。

これまで小規模高校を抱える自治体では、地域の学校として物心両面にわたって支援し、小規模校の特性を生かして一人ひとりの能力を最大限に伸ばす教育を行い、大きな成果を上げてきている。

残念ながら、現行の公立高等学校配置計画等については、都市と地方の教育格差を一層助長するものであり、「地方を元気に」という、将来の国のあり方に逆行し、地方の教育環境の悪化と地域の過疎化に拍車をかけるものである。

このことから、「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等学校配置計画」の抜本的な見直しを要請する。

記。

- 1、「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等学校配置計画」を抜本的に見直しすること。
- 2、当面は特例二間口校を復活させること。
- 3、高等学校の教育水準を引き上げるため、小規模校（2学級以下）に30人学級を早期に実現し、合わせて、小規模公立高等学校の教職員定数の改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月22日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、北海道知事、北海道議会議長、北海道教育委員会委員長、北海道教育庁教育長。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第3、発議第8号、「持続可能な北海道畑作農業の確立に関する要望意見書」についてを、議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 発議第8号。

平成22年6月22日

幕別町議会議長古川稔様。

提出者幕別町議会議員中橋友子。

賛成者幕別町議会議員大野和政、幕別町議会議員乾邦廣。

持続可能な北海道畑作農業の確立に関する要望意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

持続可能な北海道畑作農業の確立に関する要望意見書（案）。

本町の畑作農業は、麦類、豆類、てん菜、馬鈴しょなど土地利用型作物を基本とする、合理的な輪

作体系のもとで大規模な経営を行っている。

また、てん菜、でん粉原料用馬鈴しょなどを始めとする北海道の畑作物は、加工原料作物として、地域の製糖工場及びでん粉工場等と密接な関係のなかで、地域経済・社会を支える重要な役割を果たしている。

しかしながら、平成19年度から導入された水田・畑作経営所得安定対策は、制度設計の不備などから所得減少と生産意欲の減退を招いている。特に、対象作物は生産拡大や品質向上に結び付かない仕組みのため、所得増大が図られない状況となっている。

また、てん菜は、平年作ベースでは産糖実績70万トが見込まれるなかで、政策支援数量となる交付金対象数量に上限（産糖量64万ト）が設定されていることから、生産者の作付意欲を失わせている。

このため、野菜など他作物への作付転換が進み、これ以上作付転換が進むと畑作農業における適正な輪作体系が崩壊する恐れがある。

こうしたもて、新たな食料・農業・農村基本計画が策定され、10年後に食料自給率を50%まで引き上げる政策目標を掲げているが、北海道の畑作農業の生産力が十分に発揮されるか不透明な状態にある。

また、期待される平成23年度からの畑作物への戸別所得補償制度導入についても、どのような制度設計が行われるか重大な関心事項となっている。

については、持続可能な北海道畑作農業の確立に向けて、生産現場の意見を十分踏まえ、万全な政策が講じられるよう下記の事項を強く要望する。

記。

1、新たな食料・農業・農村基本計画の具体化に当たり、食料自給率の向上（安定供給）と多面的機能の維持、6次産業化に向けて、北海道における畑作農業の潜在生産力を最大限に発揮できるよう、総合的な生産振興及び経営安定政策を講ずること。

(1) 基本計画に基づいて作付された畑作物については、生産者努力が報われるよう多様な用途・需要に応じた万全な販路確保対策や地場産業（製糖工場、でん粉工場など）の振興対策を講じるなど、円滑かつ確実に生産・流通が実現できる政策体系を構築すること。

(2) 麦類、豆類、てん菜、馬鈴しょなど土地利用型作物を基本に、適正な輪作体系の維持による持続可能な畑作農業を実現するために、総合的な畑作物の戸別所得補償制度を講ずること。

2、無償で提供されている国土・環境の保全など畑地が持つ多面的機能に対し、耕作する全ての農地にその対価を直接支払う制度〔農地面積支払〕を創設すること。

3、畑作物の所得補償制度として、生産現場の実態に即した適正な販売価格（農家手取価格水準）と生産費（家族労働の評価替えなど生産コストの適正化）との差額を補填する直接支払〔作物別数量支払〕を行うこと。

また、生産者の努力が報われるよう自給率向上や良品生産などに対する加算措置を講ずること。

4、現行の土地利用型作物を基本とする畑作農業に新たな戦略的作物を導入して輪作年数を伸ばすなど、地域の土地条件に即した適正な輪作体系を確立するための支援策を創設すること。

5、減肥・減農薬栽培や耕畜連携による完熟堆肥投入など、自然循環型畑作農業に対して直接支払制度を創設すること。

6、地域資源の保全、就業機会の拡大など、市町村が自主・自立の地域農政が行える支援策（交付金制度）を講ずること。

7、中山間地域等直接支払制度については、条件不利地政策として恒久化する措置を講ずること。

併せて、対象要件及び交付単価等の見直しを図り、地勢・気象・土地条件など農業生産における条件不利を補正（対象農業者に直接全額交付）する仕組みにすること。

8、持続可能な畑作農業の確立に向けて、国の責任として、必要かつ十分な国庫財源の安定的な確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により要望意見書を提出する。

平成22年6月22日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第4、発議第9号、「農業生産基盤整備の促進を求める意見書」についてを、議題といたします。

提出者の説明を求めます。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 発議第9号。

平成22年6月22日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者幕別町議會議員前川雅志。

賛成者幕別町議會議員齊藤喜志雄。

農業生産基盤整備の促進を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14号の規定により提出します。

農業生産基盤整備の促進を求める意見書（案）。

国の平成22年度の予算編成において、農業農村整備事業費については、交付金化の方向を取り入れながらも国費総額が大幅な削減となった。

このため、地域が切望する暗きょ排水や区画整理などの農地の整備や、農業用水の確保に必要な農業水利施設などの計画的な更新・整備に遅れが生じることとなり、地域からは、今後の営農計画・農家経営への影響を懸念して、予算確保の要望が多数出されている。

このままでは、地域の基幹産業である農業の生産性の低下を招き、ひいては、本道農業の振興のみならず、地域経済・社会の活性化に大きな影響が及ぶことを強く懸念するところである。

大規模で専門的な農業が展開されている本道農業・農村が今後も持続的に発展し、国民への安心、安全・安心な食料の安定供給を通じて、我が国の食料自給率の向上に貢献していくためには、農地や農業水利施設の整備を継続的かつ効果的に実施することが不可欠である。

よって、国においては、本道農業・農村の担い手が将来にわたり意欲と希望をもって営農ができるとともに、地域の個性を生かした多様な農業を展開できる実効ある施策が実現されるよう、次の事項について要望する。

記。

1、食料自給力の確保・向上に必要な、地域が切望する農地や農業水利施設などの生産基盤整備の着実な推進に必要な予算枠を確保すること。

2、生産基盤整備の効果的・効率的な促進を図るため、ほ場条件にあった弾力的な整備やコスト縮減、地元負担の軽減に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月22日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。
以上です。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

「一括議題」「委員会報告」

○議長（古川 稔） 日程第5、陳情第6号「所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書採択についての陳情書」から日程第8、陳情第9号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」までの4議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏）

平成22年6月22日

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成22年6月8日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日

平成22年6月15日、17日（2日間）

2、審査事件

陳情第6号「所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書」採択についての陳情書。

3、陳情の趣旨

中小零細企業の営業と暮らしを支える女性は、家業を支え、家族を守っています。所得税法第56条は、「配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に参入しない」（条文要旨）となっています。

事業主の所得から控除される自家労賃は、配偶者の場合で86万円、家族で50万円だけであり、このわずかな控除額が、家族従業者の所得とみなされるため、子どもが結婚しても家や車のローンも事業主名でないと組めないなど、社会的にも経済的にも全く自立できず、後継者育成にも大きな妨げとなっています。

つきましては、自家労賃が必要経費として認められるなど、所得税法第56条及び関連条項を、国における抜本的な税制改革の議論の中で見直すよう求めます。

4、審査の経過

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

平成22年6月22日

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成22年6月8日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日

平成22年6月15日（1日間）

2、審査事件

陳情第7号「沖縄・普天間基地の無条件撤去と道内への訓練移転を行わないことを要望する意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

日米両政府は、沖縄・普天間基地の移転先について「名護市・辺野古崎地区及びこれに隣接する水域」とすることで合意しました。

これは「国外、最低でも県外に移設を」という沖縄県民の意思を踏みにじったものであり、米国に対し、沖縄・普天間基地の無条件撤去を求めます。

さらに、普天間基地移設問題で在沖縄米軍の訓練分、訓練分散移転先として、自衛隊矢白別演習場や千歳基地など道内への訓練移転をしないことを求めます。

4、審査の経過

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

次に。

平成22年6月22日

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成22年6月8日日本委員会に付託された事件を、事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日

平成22年6月15日（1日間）

2、審査事件

陳情第8号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

世界同時不況に端を発した経済状況は、深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割は、ますます重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施設の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。

2010年度予算において地方交付税が増加されたことは、地方の要望に応えたものとして評価できるものであり、来年度予算においても本年度の予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要です。

このため、2011年度地方財政予算全体の安定確保に向けて、地方財政計画・地方交付税総額の規模を拡大することを求めます。

4、審査の経過

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

次に。

平成22年6月22日

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成22年6月8日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日

平成22年6月15日（1日間）

2、審査事件

陳情第9号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。

義務教育費国庫負担、補助制度は、地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なものであることから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率1/2へ復元するなどの拡充が必要です。

また、教職員定数削減は、学校現場における多忙化を助長させ、超勤実態が常態化することにより、教職員の健康被害が深刻なものとなっています。学校現場においては、教職員数の拡充は喫緊の課題となっております。

今年度政府予算においては、「高校授業料無償化」「子ども手当」が計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費、保護者負担が存在しています。

地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村においては、その措置について格差が出ており、住む地域や、地域に関係なく子どもたちの教育を保障するためには、教育予算の拡充が必要です。

4、審査の結果、経過

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

陳情第6号、「所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書採択についての陳情書」の委員長の報告は、「採択」であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第7号、「沖縄・普天間基地の無条件撤去と道内への訓練移転を行わないことを要望する意見書の提出を求める陳情書」の委員長の報告は、「採択」であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第8号、「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長の報告は、「採択」であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第9号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長の報告は、「採択」であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

「一括議題」「委員会報告」

○議長(古川 稔) 日程第9、陳情第10号、及び日程第10、陳情第11号の2議件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長前川雅志議員。

○6番(前川雅志)

朗読をもって報告に代えさせていただきます。

平成22年6月22日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長前川雅志。

産業建設常任委員会報告書。

平成22年6月8日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日

平成22年6月17日(1日間)

2、審査事件

陳情第10号「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきています。

北海道での最低賃金は、678円となっていますが、連合調査による「最低限の生活を保障する賃金水準」として示された「時間給870円、月額144,000円」とは、ほど遠いものとなっています。

特に北海道のように、低賃金・最賃に張り付く賃金体系が多い地域においては、納税を果たせる賃金の確保と全体の底上げは重要な課題であります。

よって、今年度の地域最低賃金の改定に当たっては、当たっても、経済的に自立可能な水準への改定を強く求めるものであります。

4、審査の経過

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

平成22年6月22日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長前川雅志。

産業建設常任委員会報告書。

平成22年6月8日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日

平成22年6月17日（1日間）

2、審査事件

陳情第11号「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

現在の日本社会は、年金・医療・福祉などの基本的な社会制度は疲弊し、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」などに象徴されるような、働いても十分な生活が維持できない、働きたくても働く場所がないなど困難を抱える人々が増大するなど、新たな貧困と労働の商品化が広がり、社会不安が深刻さを増しています。

このような中、「地域の問題は、みずから地域で解決しよう」と様々な非営利団体が、住みやすい地域社会の実現を目指し活動しています。これらのひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けています。

この「協同労働の協同組合」は、働くものが出資しあい、全員参加の経営で仕事を行う組織であります。だれもが希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくるといった働き方と、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

これらの理由により、国においては、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求めるものです。

4、審査の経過

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

陳情第10号、「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長の報告は、「採択」であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第11号、「協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長の報告は、「採択」であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

(10:37 休憩)

(10:39 再開)

「追加日程表・付託省略」

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって意見書案の、意見書案を日程に追加し、審議することに決定いたしました。

「説明・質疑・討論省略」

○議長(古川 稔) 日程第10の2、議案第10号、「所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書案」から 日程10の7、発議第15号、「協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書案」までの6議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本、意見書案については、先に報告のありました、総務文教常任委員会、及び産業建設常任委員会報告の、陳情の要旨と同じ様な内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって提案者の説明・質疑討論を省略しただちに、採決いたします。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

発議第10号、「所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書案」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第11号、「沖縄・普天間基地の無条件撤去と道内への訓練移転を行わないことを要望する意見書案」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第12号、「地方財政の充実・強化を求める意見書案」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議13号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書案」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第14号、「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書案」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第15号、「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書案」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（古川 稔） 日程第11、議案第51号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第51号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、地方税法第423条第3項の規定により、市町村の議会の同意を得て選任することとなっております。

ります。

現固定資産評価審査委員会委員であります吉田正司さんにつきましては、平成22年6月26日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の18ページに記載いたしておりますのでご参照いただき、選任につきご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本案は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第12、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る、7月1日、札幌市で開催される、北海道町村議会議長会主催による、北海道町村議会議員研修会に全議員を、派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、7月1日、札幌市で開催される、北海道町村議会議員研修会に全議員を、派遣することに決定いたしました。

日程第13、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（古川 稔） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成22年第2回幕別町議会定例会を閉会いたします。

（10：45 閉会）